

**坂出市 高齢者福祉計画
および
第8期介護保険事業計画
(素案)**

2021（令和3）年1月

坂 出 市

はじめに

目 次

第1章 計画策定の趣旨

1	策定の背景	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の期間	2
4	他計画との関係	3
5	計画の策定体制	4
	(1) 坂出市高齢者福祉計画等策定協議会	4
	(2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施	4
	(3) 在宅介護実態調査の実施	4
	(4) 介護サービス事業者・法人アンケート調査の実施	4
	(5) 地縁組織や各種団体等アンケート調査の実施	5
	(6) 庁内関係各課への意見聴取の実施	5
	(7) パブリックコメントの実施	5
6	第7期計画の取組と評価	6

第2章 坂出市における高齢者を取り巻く現状

1	高齢者の現状について	13
	(1) 人口等の状況	13
	(2) 高齢者等の状況	14
	(3) 世帯の状況	16
2	介護保険被保険者数・認定者数の現状について	17
	(1) 介護保険被保険者の状況	17
	(2) 要支援・要介護認定者の状況	17
3	日常生活圏域について	20
	(1) 第8期計画における日常生活圏域	20
	(2) 日常生活圏域の状況	22
4	アンケート調査結果について	26
	(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	26
	(2) 在宅介護実態調査	51

第3章 高齢者人口等の将来推計

1	高齢者人口、要支援・要介護認定者数等の推計	54
	(1) 人口推計	54
	(2) 第1号被保険者数の推計	56
	(3) 要支援・要介護認定者数の推計	57

2 圏域別人口、要支援・要介護認定者数の推計	58
(1) A圏域（与島・西部・中央地区）	58
(2) B圏域（東部・金山（江尻町）地区）	59
(3) C圏域（林田・松山・王越地区）	60
(4) D圏域（金山（江尻町を除く）・川津地区）	61
(5) E圏域（西庄・加茂・府中地区）	62

第4章 計画の基本理念および基本目標

1 基本理念	63
2 基本目標	64
(1) 健やかに 幸せな まちづくり	64
(2) 楽しく 豊かな 生きがいづくり	64
(3) 思いやりのある 地域ネットワークづくり	64
3 施策の体系	65

第5章 計画の推進体制

1 全庁的な取組	66
2 広報体制の充実	66
3 P D C A サイクルを通じた地域マネジメントの推進	66

第6章 施策の推進

1 介護予防と社会参加の推進	67
(1) 介護予防の充実	67
(2) 元気高齢者の活動支援	70
2 高齢者の生活を支える体制の充実	73
(1) 「坂出ささえまろネットワーク」の充実	73
(2) 在宅生活支援の充実	75
(3) 安心して生活するための環境づくり	76
(4) 高齢者の虐待防止と権利擁護	79
3 認知症施策の推進	81
(1) 認知症の理解を深めるための普及啓発	82
(2) 認知症の人や関わる人への支援	83
4 包括的な支援体制の強化	85
(1) 地域包括支援センターの機能強化	85
(2) 地域ケア会議の充実と適切なケアマネジメントの推進	86
(3) 在宅医療・介護連携の推進	87
5 介護支援の推進	89
(1) 介護サービス事業所への支援	89
(2) 持続可能な介護保険制度運営	90

第7章 介護保険事業費の見込みおよび保険料

1 介護保険事業の見込み	92
(1) 居宅サービス.....	92
(2) 施設サービス.....	106
(3) 地域密着型サービス.....	108
(4) 介護給付費	114
(5) 予防給付費	115
(6) 標準給付費等.....	115
(7) 地域支援事業費.....	116
2 介護保険料基準額の設定	117
(1) 保険料の設定にあたって.....	117
(2) 第1号被保険者保険料.....	118

資料編

1 坂出市高齢者福祉計画および第8期介護保険事業計画について（提言）	121
2 計画策定の経過	122
3 坂出市高齢者福祉計画等策定協議会設置要綱	123
4 坂出市高齢者福祉計画等策定協議会委員名簿	124
5 用語解説	125

計画策定の趣旨

1 策定の背景

わが国の高齢者人口（65歳以上人口）は近年一貫して増加を続けており、2025（令和7）年には団塊の世代すべてが75歳以上になるほか、2040（令和22）年には団塊ジュニア世代が65歳以上になり、今後、さらに高齢化が進行していくことが見込まれています。令和2年版高齢社会白書（内閣府）によると、2019（令和元）年10月時点のわが国の高齢化率は28.4%に達し、総人口が減少する中で65歳以上の高齢者人口が増加することにより高齢化率は上昇を続け、それに伴いひとり暮らし高齢者や高齢夫婦世帯、認知症高齢者等の支援を要する高齢者も増加することが予測されます。

本市においても同様の傾向が見られ、総人口が減少している一方で、65歳以上の高齢者人口は増加しており、高齢化率は、2020（令和2）年10月時点では34.6%に達し、今後、2025（令和5）年には35%，さらにその先の2040（令和22）年には36.8%まで上昇すると予測されています。また、前期高齢者人口が減少し、後期高齢者人口が増加すると見込まれることから、要支援・要介護認定者も増加すると考えられます。

本市では、2000（平成12）年度に介護保険制度がスタートされて以降、高齢者福祉計画および介護保険事業計画を策定し、さまざまな高齢者福祉施策の推進に取り組んできました。第7期計画では、第6期計画に引き続き2035（令和17）年までの長期的視点に立ち「誰もが安心して いきいきと暮らせる 地域づくり」を基本理念に、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進を図ってきました。

こうした状況を踏まえ、団塊の世代が75歳以上になる2025（令和7）年、さらにその先の団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040（令和22）年を見据えて、地域包括ケアシステムの一層の深化・推進を図り、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるまちづくりを進める計画として、「坂出市高齢者福祉計画および第8期介護保険事業計画」を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、高齢者福祉計画と介護保険事業計画を総合的かつ一体的に策定したものです。

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8第1項に基づき、高齢者の福祉の増進を図るために定める計画で、高齢者施策に関する基本的方向や目標を設定し、その実現に向けて取り組むべき施策全般を定めるものです。

また、介護保険事業計画は、介護保険法第117条第1項の規定に基づき、本市における要介護者や要支援者の人数、介護サービスや介護予防サービスの利用意向などを勘案し必要なサービス量を見込み、介護サービスや介護予防サービスを提供する体制を確保するなど、介護保険事業の円滑な実施に関する計画です。

高齢者福祉計画

すべての高齢者施策に関する基本的方向や目標など取り組むべき施策全般を定める計画

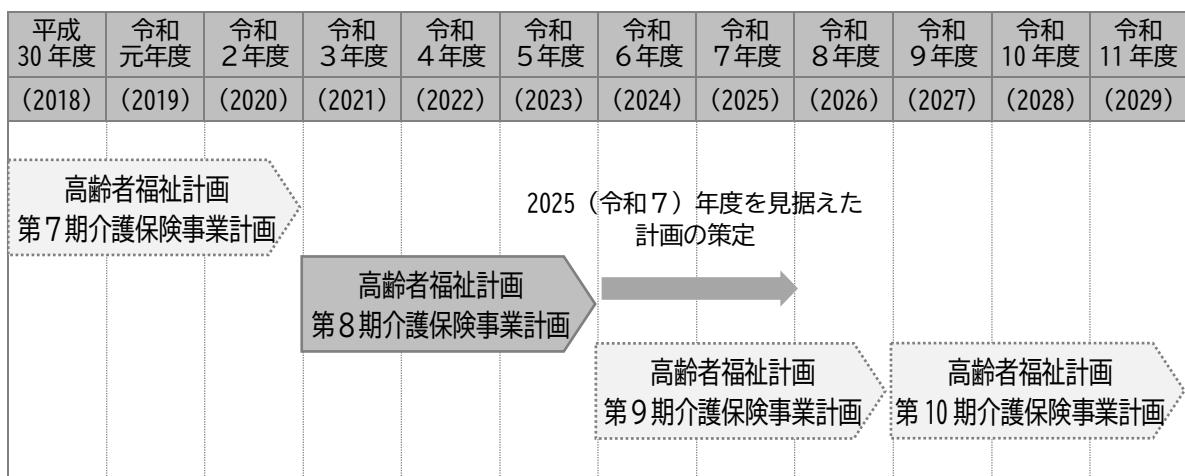
介護保険事業計画

介護サービスや介護予防サービスを提供する体制を確保するなど、介護保険事業の円滑な実施に関する計画

3 計画の期間

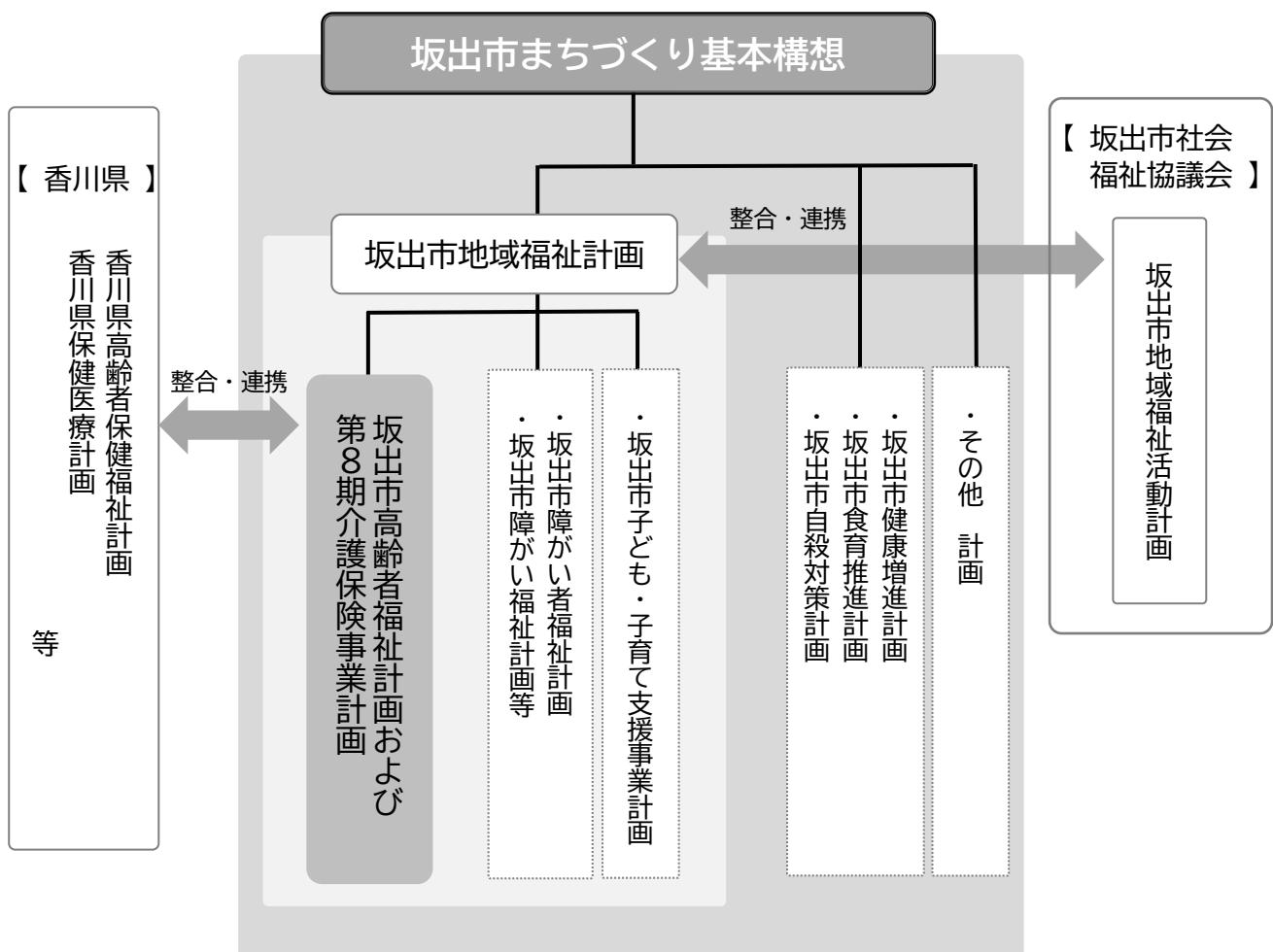
本計画の対象期間は、2021（令和3）年度～2023（令和5）年度の3年間です。

本計画では、第9期計画期間中にあたる「2025（令和7）年問題」を見据え、段階的な構築をめざしている「地域包括ケアシステム」について、より一層の深化・推進をすすめることとします。



4 他計画との関係

本計画の策定にあたっては、高齢者に関わるさまざまな計画との整合性を持ったものとします。特に、「地域共生社会」の実現に向けて、高齢者、障がいのある人、子ども、生活困窮者等の対象者ごとの福祉施策や、その他の生活関連分野の施策が連携しながら、市民の地域生活を支援することで、だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくりをめざす計画である「坂出市地域福祉計画」の理念を本計画の根底に位置づけ、本市のさまざまな福祉分野の計画と整合性と連携を持った計画とし、さらに県をはじめとした関係機関の福祉分野の計画とも整合性と連携をもって策定します。



5 計画の策定体制

(1) 坂出市高齢者福祉計画等策定協議会

保健・医療・福祉・介護の各分野における専門家、学識経験者、被保険者の代表者等を委員とする「坂出市高齢者福祉計画等策定協議会」を設置し、審議・検討を行いました。

(2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施

一般高齢者および事業対象者、要支援認定者を対象に2020（令和2）年2月から3月の期間で調査を実施しました。

	配 布 数	回答数	回答率
一般高齢者・事業対象者	2,000 通	1,422 通	71.1%
要支援認定者	1,000 通	698 通	69.8%

(3) 在宅介護実態調査の実施

在宅で生活している要支援・要介護者のうち、2020（令和2）年1月から4月の期間に「要支援・要介護認定の更新申請・区分変更申請」のための、認定調査を受けたかたを対象に実施しました。

	調査件数	回答数	回答率
要支援・要介護認定者 (更新・変更申請)	407 件	280 件	68.8%

(4) 介護サービス事業者・法人アンケート調査の実施

市内で事業所を運営している介護サービス事業者に、アンケート調査を実施し、新たに介護サービスの取組意向がある事業者にはヒアリング調査を2020（令和2）年8月から9月の期間で実施しました。

(5) 地縁組織や各種団体等アンケート調査の実施

自治会、民生児童委員、地区社会福祉協議会、老人クラブ、婦人会、シルバー人材センター、社会福祉協議会等へのアンケート調査を2020（令和2）年8月から9月の期間で実施しました。

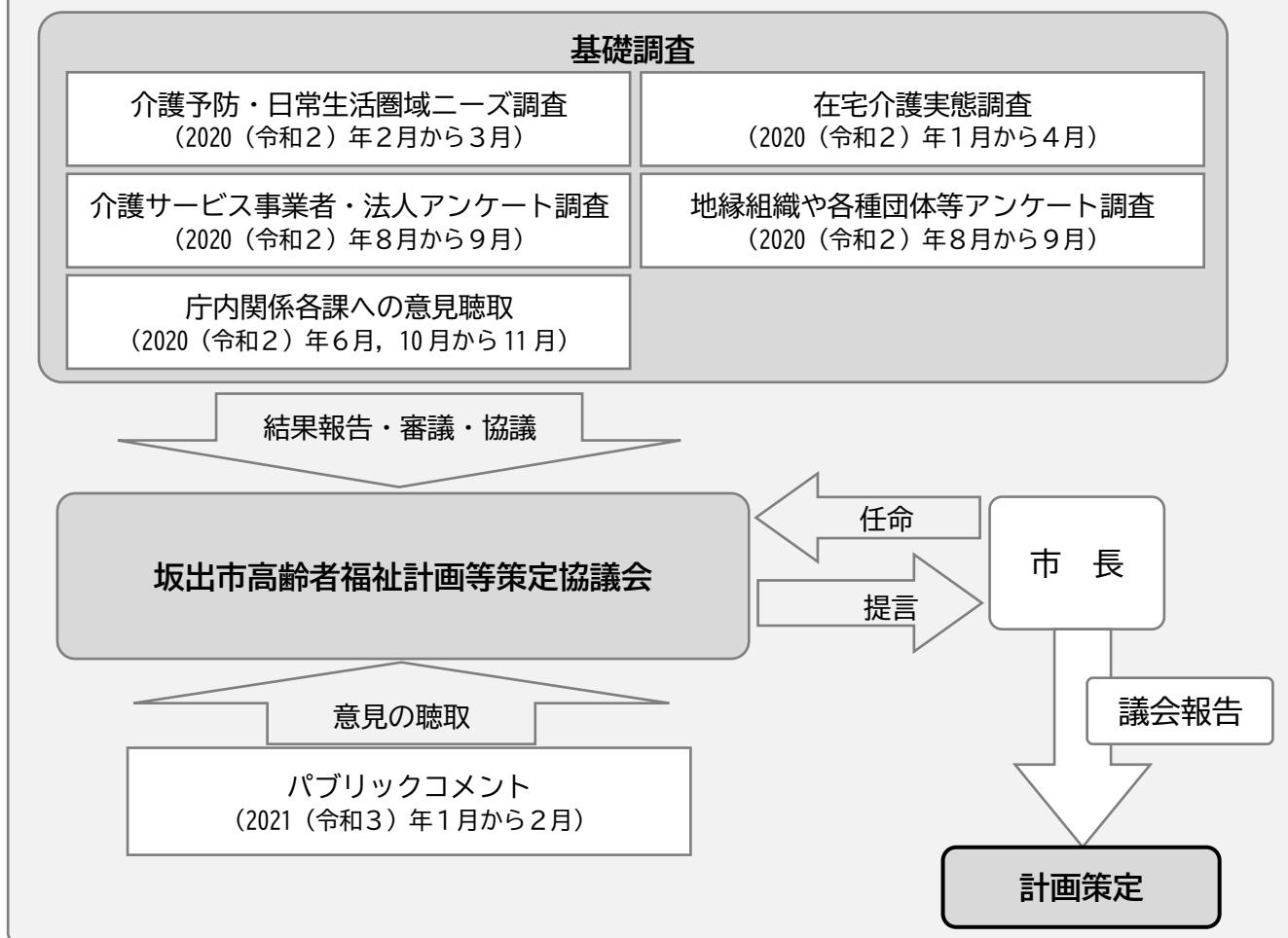
(6) 庁内関係各課への意見聴取の実施

「坂出市高齢者福祉計画および第7期介護保険事業計画」の事業の取組の実績、評価、課題と対応策について調査を2020（令和2）年6月に行い、次期計画に向けて意見を10月から11月の期間で聴取しました。

(7) パブリックコメントの実施

本計画の内容に関して市民の意見を求めるため、意見公募を実施しました。

【計画の策定体制および流れ】



6 第7期計画の取組と評価

本市では、2018（平成30）年度から2020（令和2）年度にかけてさまざまな施策を進め、第7期計画をより現実のものとし、基本理念を実現するため、「坂出市介護保険事業計画運営推進委員会」等を開催し、進行管理および評価を行ってきました。その評価から課題を抽出したうえで、第8期計画の策定に取り組みます。

会議	開催日
平成30年度 坂出市介護保険事業計画運営推進委員会	2019（平成31）年 2月 28日
令和元年度 坂出市介護保険事業計画運営推進委員会	2019（令和元）年 11月 21日
令和2年第1回 坂出市高齢者福祉計画等策定協議会	2020（令和2）年 7月 9日

■ 第7期計画の取組と評価

第7期計画における高齢者施策の展開として4つの具体項目ごとに取組を進めてきました。

1) 自立支援・重度化防止の推進

推進施策：介護予防の総合的な推進

運動器の機能向上や転倒予防など介護予防に向けた取組強化のため介護予防教室の充実を図るとともに、「出前講座」の活用やリハビリ職など専門職との連携により、通いの場の充実に取り組みました。

<主な取組>

- ・住民主体の通いの場への専門職支援
- ・転倒予防・認知症予防のため、はつらつ教室やコグニサイズなど一般介護予防教室の開催
- ・リハビリ専門職によるオリジナル体操の作成・普及
- ・介護予防サポーターの養成など地域の担い手の創出ならびに活動の場づくり

<評価と課題>

坂出リハ連携会の協力により作成したご当地体操「ころばんで体操」を「介護の日」にお披露目し、市民に広く周知啓発することで転倒予防・介護予防の強化に取り組むとともに、出前講座による専門職の派遣を積極的に行うことで、通いの場の充実を図りました。

今後は新型コロナウイルス等の新興感染症の感染症への対策を講じたうえでの各種教室運営やコロナ禍における通いの場への支援を行いつつ、元気高齢者が活躍する地域をめざし、介護予防の強化に取り組みます。

推進施策：地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの深化・推進のための中核的役割を担う機関です。その役割を果たすため、さまざまな職種や機能との連携・共働による包括的な支援体制づくりに努めるとともに、困ったときに気軽に相談することができる体制づくりを目指に取り組みました。

<主な取組>

- 高齢者に関するさまざまな相談に応じ、適切な支援につなげる「出前包括」の新設
- ダブルケア（育児と介護を同時に担う）に関する支援
- 相談、支援等の増加、複雑化に対応するための専門職の人員強化

<評価と課題>

地域包括支援センターの機能充実のためリハビリ職の増員がなされたほか、「出前講座」で専門職が地域に出向いた際に実施する「出前包括」や、まろっこ広場での「ダブルケアカフェ」の定期開催などを通じて、高齢者に関するさまざまな相談、支援に取り組みました。

今後も、気軽に相談できる総合窓口をめざすとともに、多問題を抱える世帯への包括的支援のための体制づくりに努めます。

推進施策：地域ケア会議と適切なケアマネジメントの推進

地域課題やニーズを把握し、高齢者に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を進めるため、多職種による地域ケア会議の充実を図るとともに、高齢者の自立支援および重度化防止に資するためのケアマネジメント機能の充実に取り組みました。

<主な取組>

- 自立支援に向けた多職種連携による新規ケアプランの検討
- 地域のニーズを把握し社会資源の開発につなげるための地域ケア会議の開催
- 困難事例について多職種で検討するケース会議の開催
- 居宅介護支援事業者連絡会や主任ケアマネジャー連絡会等を定期的に開催

<評価と課題>

多職種による困難事例等の個別ケース会議や地域包括支援センターのケアマネジャーを中心とした自立支援のための事例検討会、居宅介護支援事業者連絡会での勉強会を通じて、高齢者の自立支援および重度化防止のためのケアマネジメントの向上に努めました。

今後は、地域課題やニーズの把握を踏まえての政策提言につながる地域ケア会議の機能強化に取り組みます。

推進施策：生涯現役の推進

生涯学習やスポーツ活動などの高齢者自らが活動できる場の提供や、地域活動がしやすい機会の提供など、社会参加や生涯学習、趣味・生きがい活動を通じ、健康づくりや介護予防につながる支援を推進しました。

<主な取組>

- ・ 特定健康診査の受診勧奨や健康教育、健康相談などの保健指導の実施による健康づくりの推進
- ・ 生涯学習フェスタの開催やラジオ体操普及活動など生涯学習やスポーツ活動を通じての生きがいづくりの推進

<評価と課題>

身近な場所でのラジオ体操広場の開設やふるさと坂出スポレク大会でスポーツ活動の推進を図りました。また、各地区の老人クラブでは自主活動として老人大学を開催するなど高齢者の生きがいづくりにつなげる活動を支援しました。

2) 高齢者の生活を支える体制の充実

推進施策：地域住民による自主活動の充実

趣味やボランティア活動などの自主活動に対して興味を持っている高齢者の社会参加の推進と元気高齢者の活躍の場の確保に向けた住民組織の連携体制の充実に取り組みました。

<主な取組>

- ・ 介護予防サポーターの養成や育成
- ・ 「出前講座」を活用した社会福祉協議会ふれあいサービスや仲間づくり活動の普及啓発
- ・ 協議体設置を通じての住民組織連携方法の模索や活動内容の共有
- ・ 生活支援体制整備事業の講演会の開催による高齢者の社会参加の推進
- ・ 老人クラブの会員数増加を図るための助成金の活用

<評価と課題>

介護予防サポーターをはじめとしたさまざまな活動を行うことで、担い手として活動する高齢者自身の生きがいや介護予防につながることの普及啓発と活動の受け皿の紹介に取り組みました。

今後は、さらに裾野を広げた啓発活動を実施し、住民への意識の浸透を図っていく必要があります。

推進施策：在宅生活支援の充実

住民相互の助け合い・支えあい活動の充実に向けて、生活支援体制整備事業における協議体設置に取り組むとともに、在宅介護や介護家族への支援、見守りをはじめとするひとり暮らし高齢者への生活支援に取り組みました。

<主な取組>

- 生活支援体制整備事業における第2層協議体の設置の推進
- 寝具乾燥消毒サービス事業や老人入浴サービス券給付事業の継続実施
- 在宅寝たきり高齢者等紙おむつ給付事業や介護慰労金支給事業の継続実施
- 老人福祉電話貸与事業や要援護老人給食サービス事業の継続実施

<評価と課題>

第1層協議体「坂出ささえまろネットワーク」に引き続き、11地区で第2層協議体が設置されています。設置済みの地区においては、アンケート実施による住民ニーズの把握や有償・無償の活動メニューを設定するなど、具体的な動きが始まっています。今後、さらに第2層協議体間での情報交換などを積極的に行い、地域独自の活動の充実に取り組んでいく必要があります。

推進施策：高齢者の虐待防止と権利擁護

権利擁護をテーマにした出前講座の開催や高齢者虐待についての事業所研修などを実施しました。また、国の成年後見制度利用促進法に基づく地域連携ネットワークの構築に取り組みました。

<主な取組>

- 成年後見制度利用促進体制整備事業による中核機関の設置
- 悪徳商法、成年後見制度などをテーマにした出前講座の開催
- 成年後見制度利用支援事業による市長申立ての実施

<評価と課題>

市の成年後見制度利用支援事業と社会福祉協議会の日常生活自立支援事業の連携など、これまで成年後見制度の利用促進に取り組んできましたが、今後、成年後見制度利用促進体制整備事業に取り組むことで、関係機関との連携体制を充実させていきます。また、市民や関係機関に対する成年後見制度の周知啓発も継続していく必要があります。

虐待対応においても、これまで同様、関係機関と連携し対応を行っていく必要があります。

推進施策：住み慣れた地域で安心して生活するための環境づくり

高齢者に適切な住まい環境の整備や都市整備、高齢者事故防止対策の強化を目標に、高齢者が安心して暮らせる環境づくりに取り組みました。

<主な取組>

- ・ 軽費老人ホーム（20室）の整備
- ・ 軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付高齢者住宅、養護老人ホーム等状況把握と情報提供
- ・ デマンド型乗合タクシー、循環バスの利用促進
- ・ 老人大学等での交通安全教室の開催

<評価と課題>

予定していた軽費老人ホームの整備は、計画どおり完了しました。引き続き施設状況の把握と情報提供に努めます。

また、デマンド型乗合タクシー、循環バスは市内の移動手段として重要な役割を担っており、引き続き利用促進に取り組んでいきます。

推進施策：在宅医療・介護連携の推進

在宅医療と介護を一体的に提供するため、坂出市医師会在宅医療介護連携支援センター等と連携しながら、専門職同士の顔の見える関係づくりに努めるとともに、切れ目のない連携体制の構築に取り組みました。

<主な取組>

- ・ レコルデ在宅の開催による事例検討の実施
- ・ 多職種研修会の開催

<評価と課題>

坂出市医師会在宅医療介護連携支援センターを中心に、レコルデ在宅や多職種研修会を開催することにより、顔の見える関係がより強化されました。

今後は、坂出市医師会と連携し、終末期や看取りなど、ACP（アドバンスケアプランニング）の推進を図っていくため、ブルーカードの普及啓発を図るとともに、市民への周知啓発に向けてかかりつけ医とも連携していく必要があります。

3) 認知症高齢者支援策の充実

推進施策：認知症対策の推進

すべてのかたが認知症を正しく理解し、支援できる地域づくりや、認知症予防につながる取組の充実、家族介護者への支援の充実、早期診断・早期対応の体制強化を目標に啓発活動や連携支援に取り組みました。

<主な取組>

- ・ 小売業や金融機関、小中学生などを対象とした認知症サポーター養成講座の開催
- ・ 認知症ケアパスの普及啓発
- ・ 認知症カフェを活用した工作や手芸などのワークショップの開催
- ・ 認知症の身近な地域の相談窓口の周知、拡充
- ・ 「もの忘れ・けんしん」による早期対応と予防の周知

<評価と課題>

認知症初期集中支援チームの活動や「もの忘れ・けんしん」により、早期診断・早期対応の体制強化を図りました。認知症サポーターの活動への支援や生活習慣病予防の担当部署との連携など認知症予防につながる取組の充実を図る必要があります。

4) 介護支援の推進

推進施策：介護サービス基盤整備

介護保険事業を健全かつ円滑に運営し、介護が必要になっても自立した生活を継続するために、中長期的な視点から、サービスの基盤整備の充実や質の向上に取り組みました。

基盤整備にあたっては、日常生活圏域や需要のバランスを勘案しながら、計画的に進めました。

<主な取組>

- ・ C圏域…認知症対応型共同生活介護（グループホーム）1か所（18床）
- ・ D圏域…介護老人保健施設増床 1か所（20床）

<評価と課題>

計画通り整備され、介護サービス提供体制の充実が図れました。

推進施策：持続可能な介護保険制度運営にあたって

高齢者にとって、より身近で利用しやすい制度の実施を心がけ、わかりやすく公正・公平な事業運営を目標に、情報提供や相談対応に取組むとともに、介護給付適正化計画に基づいた検証・評価・見直しを実施しました。

<主な取組>

- 広報紙やホームページ等での周知、老人大学や出前講座の実施
- 要介護認定の適正化
- ケアプラン、住宅改修・福祉用具、医療情報との突合・縦覧点検
- 介護給付費通知の送付
- 居宅介護支援事業者等への指導・助言
- 介護相談員の事業所への派遣

<評価と課題>

介護保険制度に対する理解を促進し、適切な利用に結びつくよう、情報提供を行うとともに、サービス事業者等との連携や利用者からの相談対応を通じて、介護サービスの質の向上に努めました。また、ケアプランの点検等の適正化事業については確実に実施することができました。

今後も介護保険制度の変更を踏まえた周知活動と適正化事業に取り組み、持続可能な介護保険制度の運営に向けて給付費の適正化に注力していきます。

坂出市における高齢者を取り巻く現状

1 高齢者の現状について

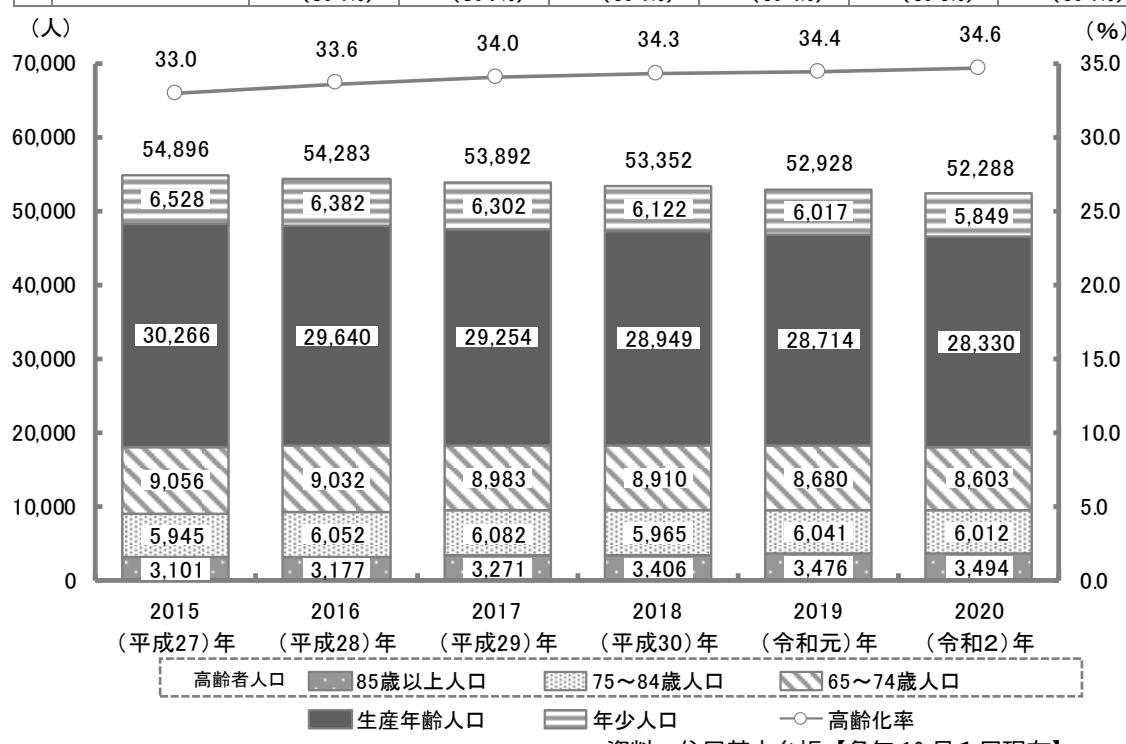
(1) 人口等の状況

本市の総人口の推移をみると、2015（平成27）年の54,896人から、2020（令和2）年には、52,288人と2,608人減少しています。また、年齢3階層人口の状況をみると、年少人口および生産年齢人口ともに毎年減少しています。一方、高齢者人口については、2017（平成29）年をピークに減少していますが、高齢化率は毎年上昇しており、2020（令和2）年には34.6%となっています。

◆ 人口の推移状況

単位：人、（）内は構成比

階層	2015 (平成27)年	2016 (平成28)年	2017 (平成29)年	2018 (平成30)年	2019 (令和元)年	2020 (令和2)年
総人口	54,896	54,283	53,892	53,352	52,928	52,288
年少人口 (0歳～14歳)	6,528 (11.9%)	6,382 (11.8%)	6,302 (11.7%)	6,122 (11.5%)	6,017 (11.4%)	5,849 (11.2%)
生産年齢人口 (15歳～64歳)	30,266 (55.1%)	29,640 (54.6%)	29,254 (54.3%)	28,949 (54.2%)	28,714 (54.2%)	28,330 (54.2%)
高齢者人口	18,102 (33.0%)	18,261 (33.6%)	18,336 (34.0%)	18,281 (34.3%)	18,197 (34.4%)	18,109 (34.6%)
(65歳～74歳)	9,056 (16.5%)	9,032 (16.6%)	8,983 (16.6%)	8,910 (16.7%)	8,680 (16.4%)	8,603 (16.4%)
(75歳～84歳)	5,945 (10.8%)	6,052 (11.1%)	6,082 (11.3%)	5,965 (11.2%)	6,041 (11.4%)	6,012 (11.5%)
(85歳以上)	3,101 (5.7%)	3,177 (5.9%)	3,271 (6.1%)	3,406 (6.4%)	3,476 (6.6%)	3,494 (6.7%)



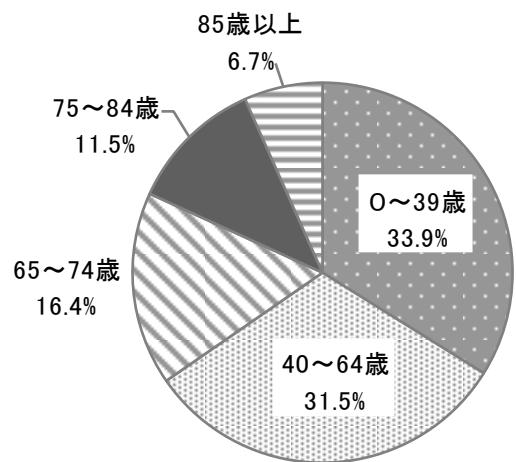
資料：住民基本台帳【各年10月1日現在】

(2) 高齢者等の状況

2020（令和2）年における高齢者の状況をみると、65歳以上の高齢者数は18,109人となっており、そのうち65～74歳の前期高齢者数が8,603人、75歳以上の後期高齢者数が9,506人となっています。

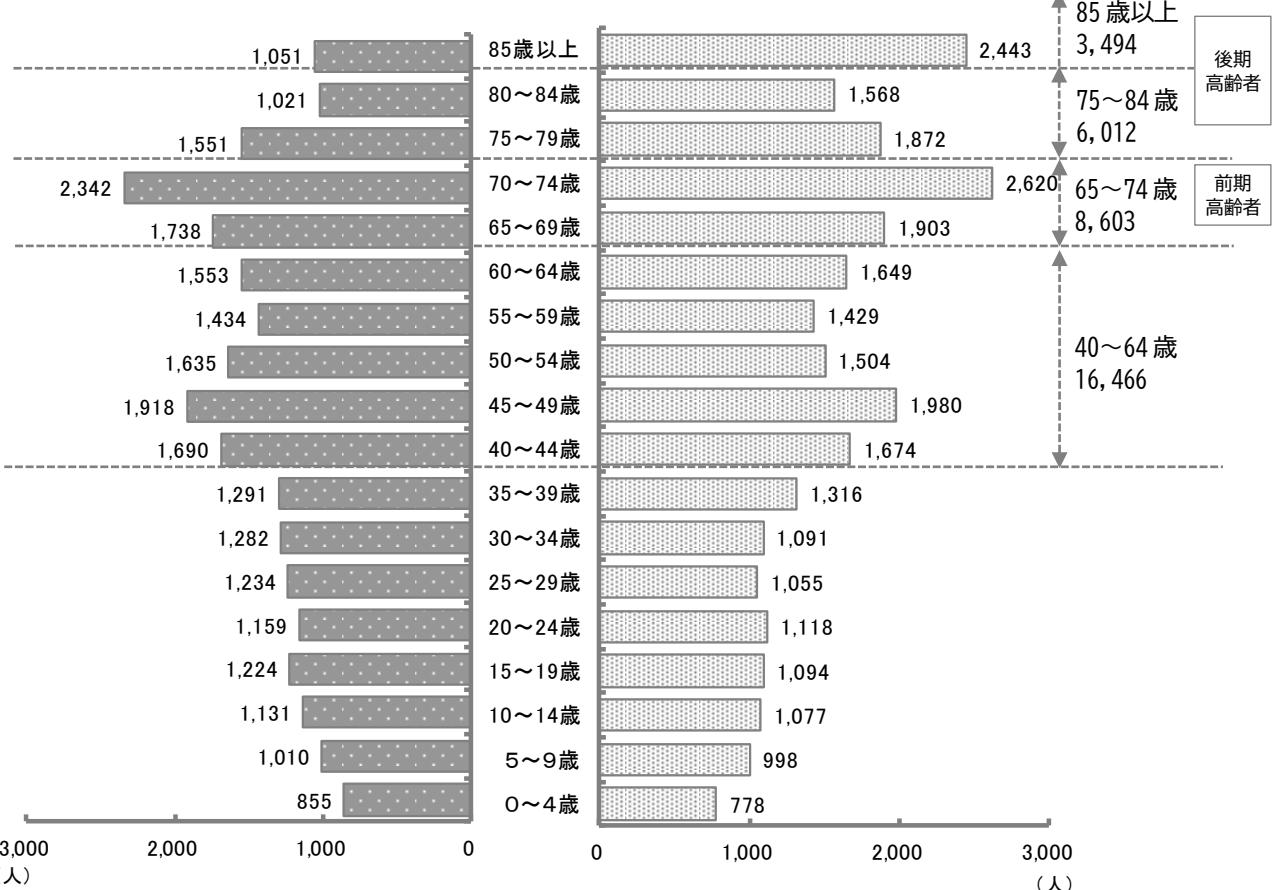
◆ 人口構成状況

区分	人口（人）	割合（%）
0～39歳	17,713	33.9
40～64歳	16,466	31.5
65歳以上（高齢者）	18,109	34.6
前期高齢者	65～74歳	8,603
後期高齢者	75～84歳	6,012
	85歳以上	3,494
合計	52,288	



資料：住民基本台帳【2020（令和2）年10月1日現在】

【 男性 】



資料：住民基本台帳【2020（令和2）年10月1日現在】

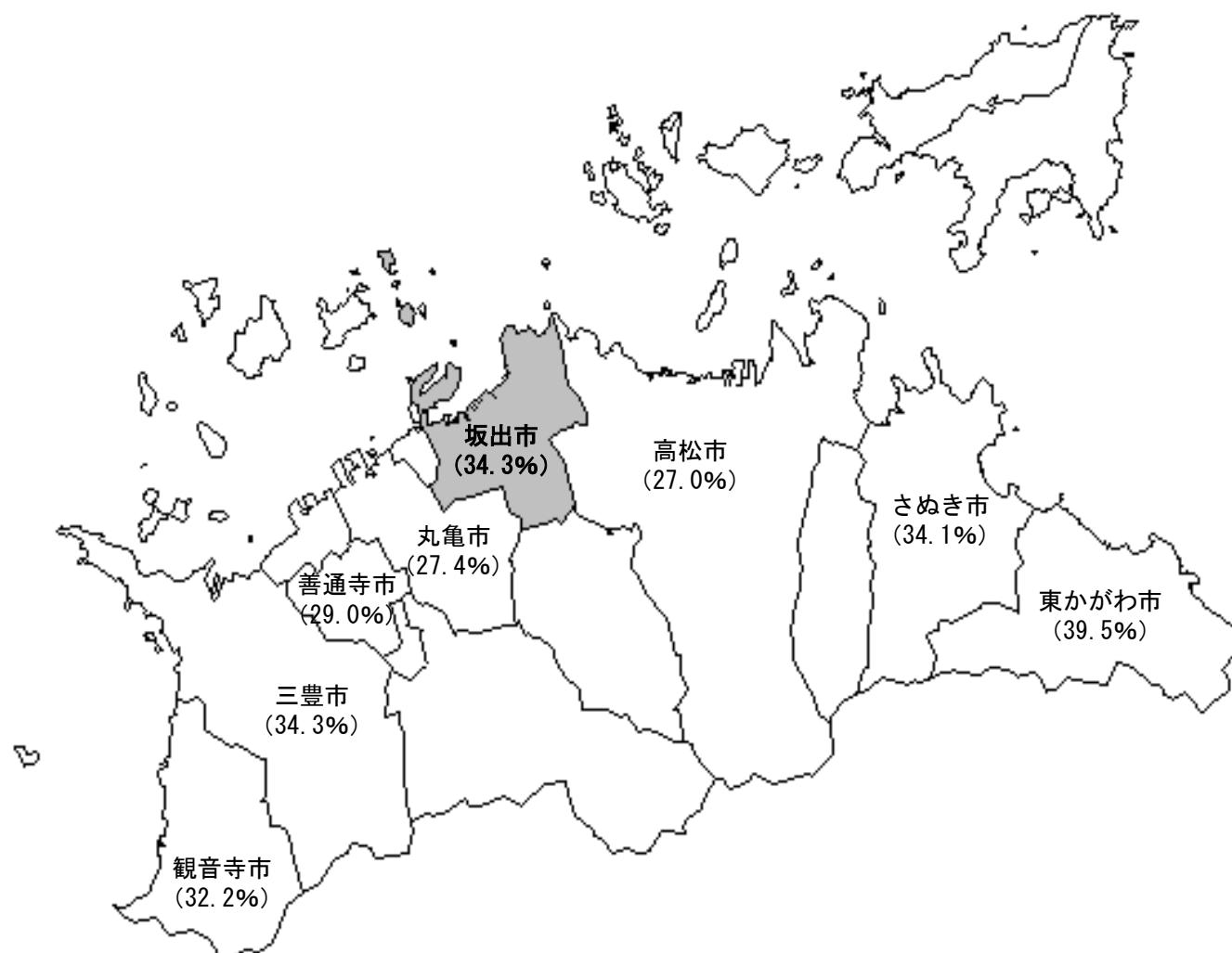
高齢化率の状況を全国および香川県全体と比較すると、本市の高齢化率は高い状況が続いています。また、県内の他市と比較しても高い状況です。

◆ 高齢化率の推移比較

区分	2005（平成17）年	2010（平成22）	2015（平成27）年	
	高齢化率	高齢化率	高齢者数	高齢化率
全国	20.1%	23.0%	33,465,441	26.6%
香川県	23.3%	25.8%	286,296	29.9%
坂出市	26.3%	29.1%	18,133	34.3%

資料：国勢調査

◆ 高齢化率の比較（県内8市）



資料：国勢調査【2015（平成27）年】

(3) 世帯の状況

世帯の推移をみると、65歳以上の世帯員のいる世帯は、世帯数および一般世帯に占める割合ともに増加しており、2015（平成27）年には52.2%となっています。また、高齢夫婦世帯、高齢単身者世帯についても世帯数、一般世帯に占める割合ともに増加しています。

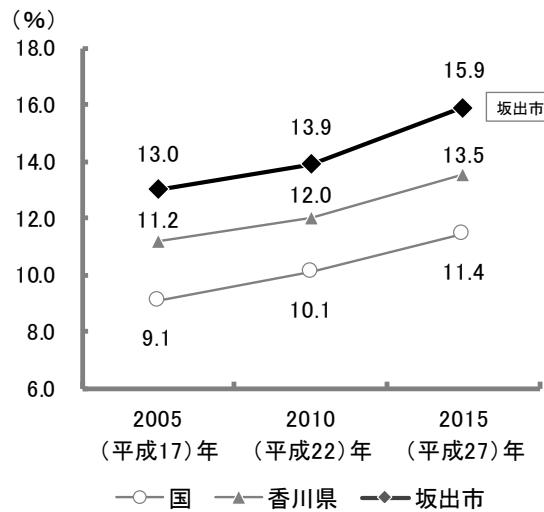
◆ 世帯の推移

		2005（平成17）年		2010（平成22）年		2015（平成27）年		単位：世帯、%
区分		世帯数	一般世帯に占める割合	世帯数	一般世帯に占める割合	世帯数	一般世帯に占める割合	
一般世帯	国	49,062,530	100.0	51,842,307	100.0	53,331,797	100.0	
	香川県	375,634	100.0	389,652	100.0	397,602	100.0	
	坂出市	20,950	100.0	21,344	100.0	21,294	100.0	
65歳以上の世帯員のいる世帯	国	17,204,473	35.1	19,337,687	37.3	21,713,308	40.7	
	香川県	152,463	40.6	162,455	41.7	180,429	45.4	
	坂出市	9,660	46.1	10,205	47.8	11,109	52.2	
高齢夫婦世帯	国	4,487,042	9.1	5,250,952	10.1	6,079,126	11.4	
	香川県	42,075	11.2	46,830	12.0	53,781	13.5	
	坂出市	2,719	13.0	2,977	13.9	3,379	15.9	
高齢単身者世帯	国	3,864,778	7.9	4,790,768	9.2	5,927,686	11.1	
	香川県	33,087	8.8	38,301	9.8	48,194	12.1	
	坂出市	2,234	10.7	2,495	11.7	3,058	14.4	

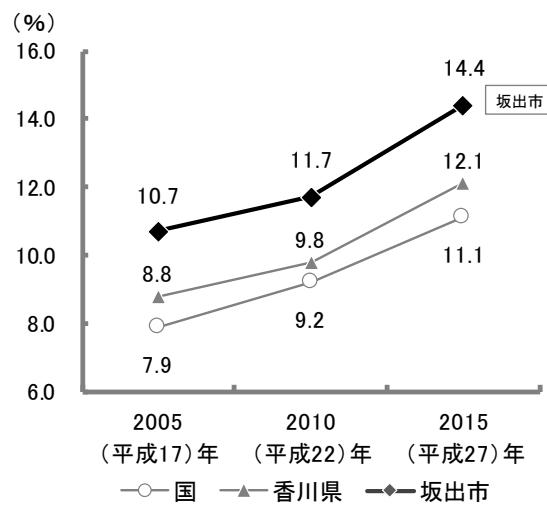
資料：国勢調査

※高齢夫婦世帯・・・夫65歳以上妻60歳以上の1組のみの一般世帯

◆ 高齢夫婦世帯割合の推移



◆ 高齢単身者世帯割合の推移



2 介護保険被保険者数・認定者数の現状について

(1) 介護保険被保険者の状況

介護保険被保険者の推移状況をみると、第1号被保険者は2018（平成30）年3月末をピークに減少しています。一方で、前期高齢者は毎年増加しています。

◆ 介護保険被保険者の推移状況

区分	2015 (平成27) 年3月末	2016 (平成28) 年3月末	2017 (平成29) 年3月末	2018 (平成30) 年3月末	2019 (平成31) 年3月末	2020 (令和2) 年3月末
第1号被保険者(65歳以上)	17,880	18,118	18,217	18,224	18,150	18,014
前期高齢者(65～74歳)	9,017	9,102	9,266	9,333	9,445	9,455
後期高齢者(75歳以上)	8,863	9,016	8,951	8,891	8,705	8,559

資料：見える化システム、
【(2019（平成31）年、2020（令和2）年は厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報】

(2) 要支援・要介護認定者の状況

要支援・要介護認定者の推移状況をみると、2020（令和2）年3月末で3,525人となっています。また、認定率は、毎年上昇しており、2020（令和2）年3月末で19.3%となっています。

◆ 要支援・要介護認定者数と認定率の推移

区分	認定者数						単位：人、%
	2015 (平成27) 年3月末 (17,880)	2016 (平成28) 年3月末 (18,118)	2017 (平成29) 年3月末 (18,217)	2018 (平成30) 年3月末 (18,224)	2019 (平成31) 年3月末 (18,150)	2020 (令和2) 年3月末 (18,014)	
第1号被保険者	要支援1	678 (3.8%)	733 (3.9%)	754 (4.2%)	775 (4.4%)	795 (4.5%)	790 (4.4%)
	要支援2	508 (2.8%)	520 (2.9%)	539 (3.0%)	552 (3.0%)	604 (3.3%)	636 (3.5%)
	要介護1	711 (4.0%)	666 (3.7%)	683 (3.7%)	688 (3.8%)	695 (3.8%)	716 (4.0%)
	要介護2	432 (2.4%)	403 (2.2%)	414 (2.3%)	408 (2.2%)	425 (2.3%)	426 (2.4%)
	要介護3	339 (1.9%)	360 (2.0%)	350 (1.9%)	337 (1.8%)	324 (1.8%)	306 (1.7%)
	要介護4	338 (1.9%)	337 (1.9%)	331 (1.8%)	353 (1.9%)	370 (2.0%)	360 (2.0%)
	要介護5	183 (1.0%)	233 (1.3%)	227 (1.2%)	273 (1.5%)	230 (1.3%)	243 (1.3%)
小計		3,189 (17.8%)	3,252 (17.9%)	3,298 (18.1%)	3,386 (18.6%)	3,443 (19.0%)	3,477 (19.3%)

第2章 坂出市における高齢者を取り巻く現状

区分	認定者数						
	2015 (平成27) 年3月末 (17,880)	2016 (平成28) 年3月末 (18,118)	2017 (平成29) 年3月末 (18,217)	2018 (平成30) 年3月末 (18,224)	2019 (平成31) 年3月末 (18,150)	2020 (令和2) 年3月末 (18,014)	
第2号被保険者	要支援1	3	7	9	7	3	10
	要支援2	9	9	15	11	12	11
	要介護1	13	5	4	5	9	4
	要介護2	8	12	11	11	12	14
	要介護3	4	3	7	7	5	2
	要介護4	5	5	4	4	4	3
	要介護5	6	4	5	3	5	4
	小計	48	45	55	48	50	48
合計		3,237	3,297	3,353	3,434	3,493	3,525

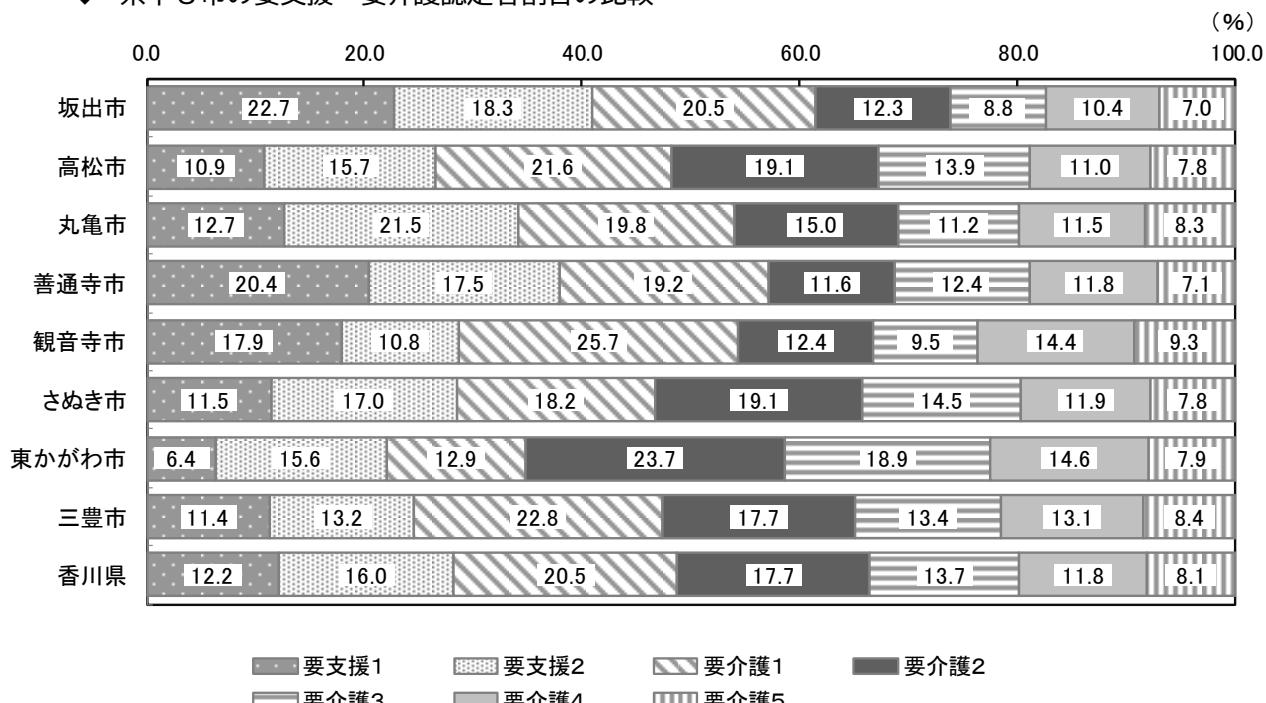
資料：見える化システム、

【(2019 (平成31) 年, 2020 (令和2) 年は厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報】

2020 (令和2) 年3月末の認定者の割合を県・他市と比較すると、要支援1の割合が最も高くなっています。

また、認定率の状況を県および他市と比較すると、県の認定率に比べ低い水準で推移しているものの、他市と同様に上昇しています。

◆ 県下8市の要支援・要介護認定者割合の比較

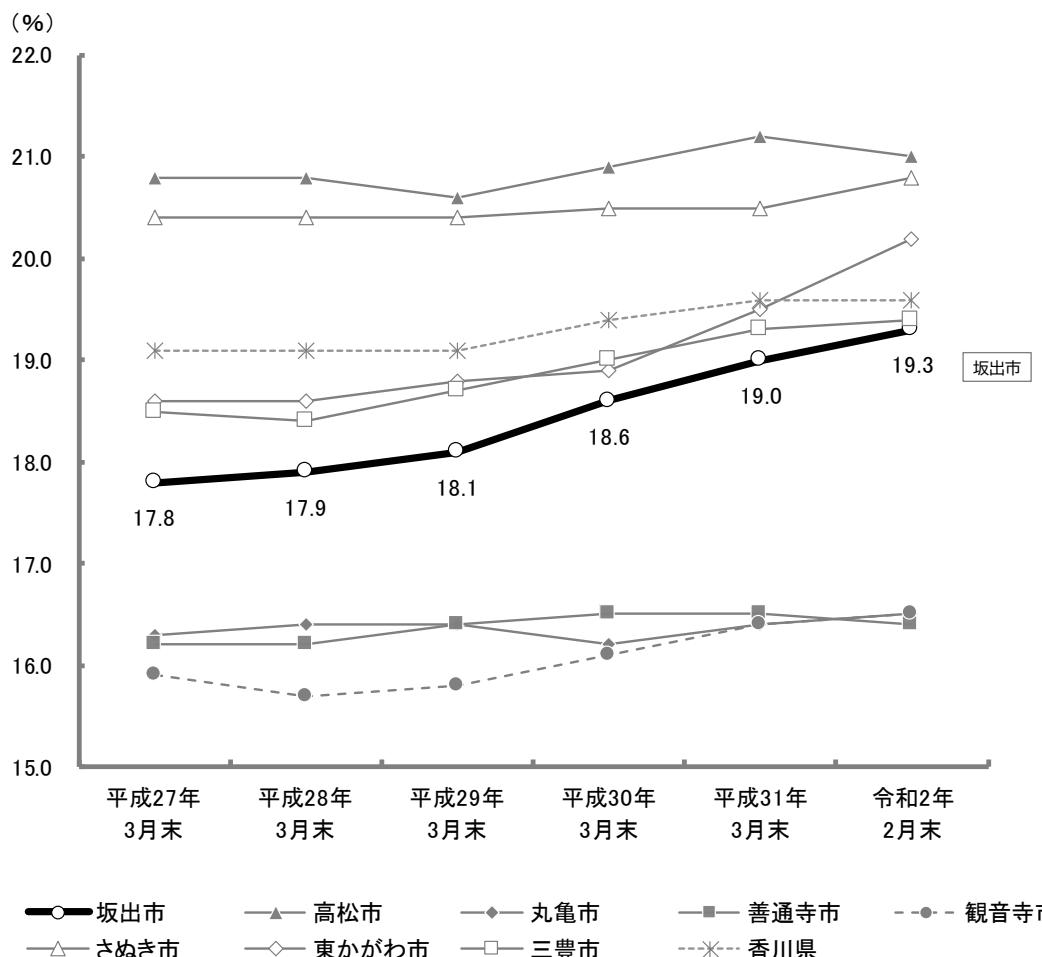


資料：見える化システム、

【2020 (令和2) 年3月末時点厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報】

◆ 認定率の比較

項目	2015 (平成27) 年3月末	2016 (平成28) 年3月末	2017 (平成29) 年3月末	2018 (平成30) 年3月末	2019 (平成31) 年3月末	2020 (令和2) 年3月末
坂出市	17.8	17.9	18.1	18.6	19.0	19.3
高松市	20.8	20.8	20.6	20.9	21.2	21.0
丸亀市	16.3	16.4	16.4	16.2	16.4	16.5
善通寺市	16.2	16.2	16.4	16.5	16.5	16.4
観音寺市	15.9	15.7	15.8	16.1	16.4	16.5
さぬき市	20.4	20.4	20.4	20.5	20.5	20.8
東かがわ市	18.6	18.6	18.8	18.9	19.5	20.4
三豊市	18.5	18.4	18.7	19.0	19.3	19.4
香川県	19.1	19.1	19.1	19.4	19.6	19.6



3 日常生活圏域について

(1) 第8期計画における日常生活圏域

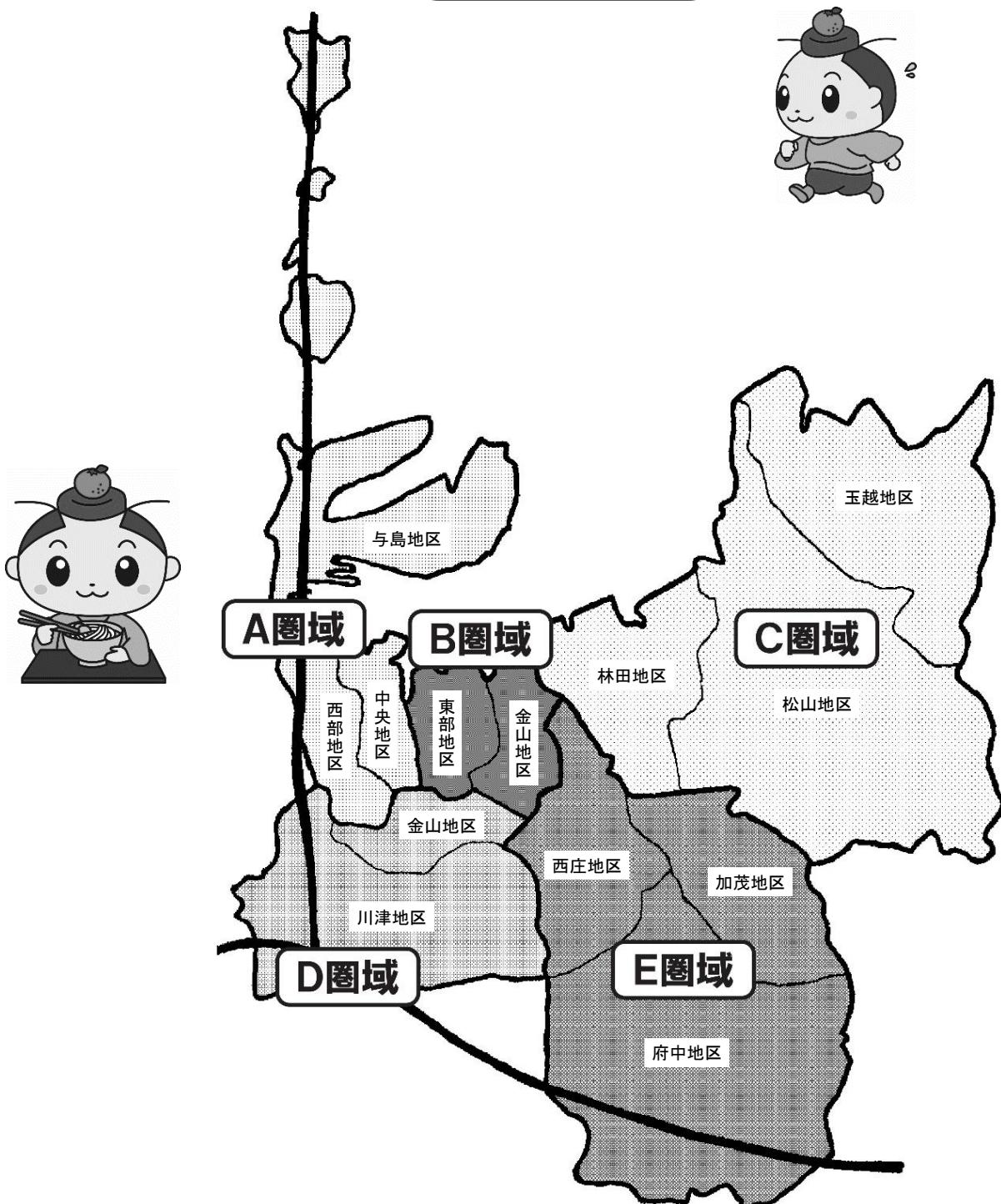
第3期計画から現在の日常生活圏域（5圏域）を設定し、地域密着型サービス事業所等の基盤整備や日常生活圏域ニーズ調査による地域分析に基づき、高齢者福祉事業など各種事業を行ってきました。

引き続き、第8期計画における圏域の設定についても、中学校区を基本（坂出中学校区および白峰中学校区が広範囲に及ぶため、両校区を2区に区分）として、地域包括ケアシステムの深化・推進、各種施策に取り組みます。

◆ 第8期計画における日常生活圏域

圏域	町名					
【A圏域】 与島・西部・中央地区	川崎町 常盤町 新浜町 沙弥島 西大浜北					
坂出町 八幡町 富士見町 与島町 西大浜南						御供所町 白金町 文京町 岩黒
宮下町 寿町 青葉町 櫃石						中央町 本町 駒止町 番の州町
築港町 元町 瀬居町 沖の浜						
【B圏域】 東部・金山（江尻町）地区	京町 室町 旭町 横津町 久米町 昭和町					
入船町 谷町 江尻町						
【C圏域】 林田・松山・王越地区	林田町 神谷町 高屋町 青海町 大屋富町 王越町					
【D圏域】 金山（江尻町を除く）・川津地区	池園町 大池町 花町 小山町 笠指町 福江町					
川津町						
【E圏域】 西庄・加茂・府中地区	西庄町 加茂町 府中町					

日常生活圏域図

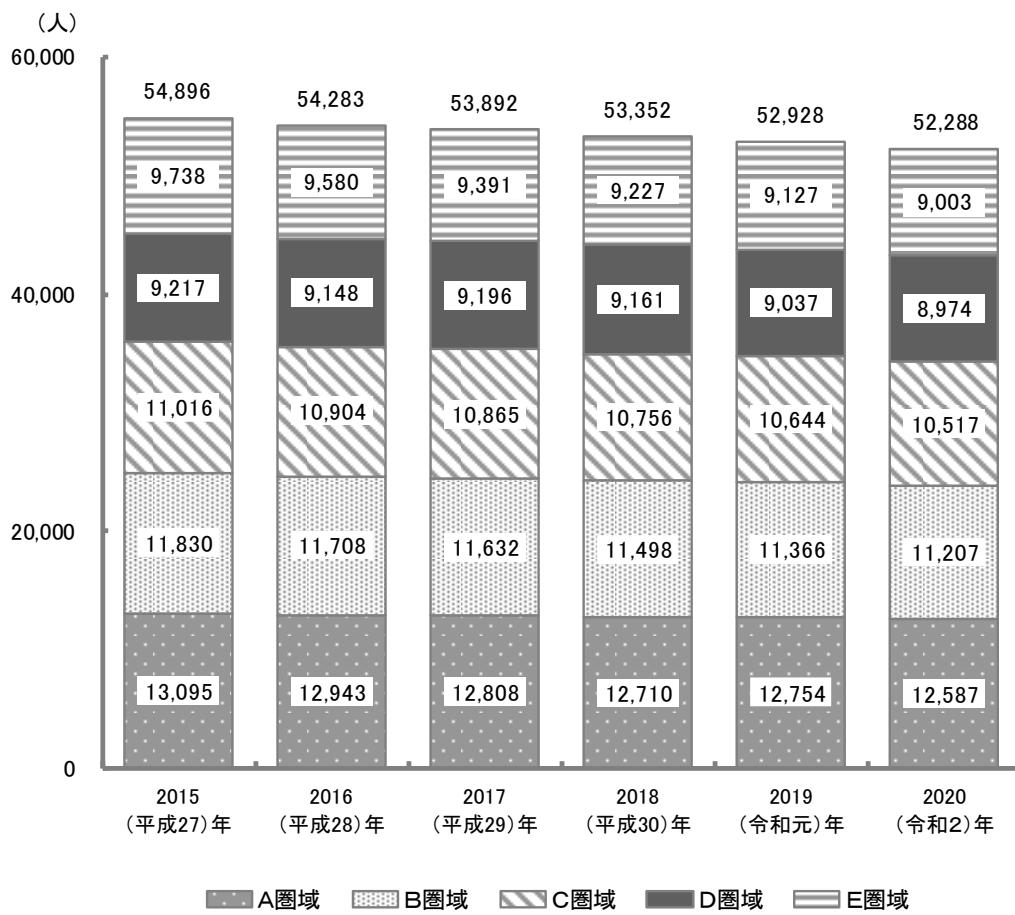


(2) 日常生活圏域の状況

① 圏域別の人団

圏域別の人団は、2015（平成27）年に比べ、すべての圏域で減少しています。2015（平成27）年から2020（令和2）年にかけての減少率が最も高いのはE圏域で7.5%減、最も低いのはD圏域で2.6%減となっています。

◆ 圏域別の人団

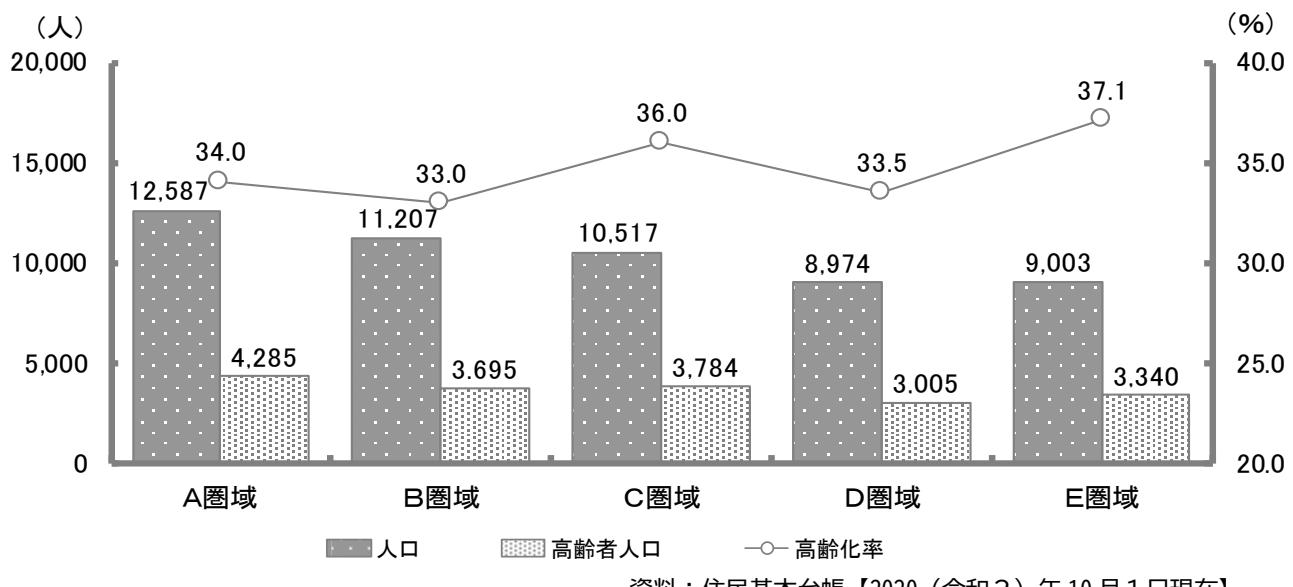


② 圏域別の高齢者人口と高齢化率

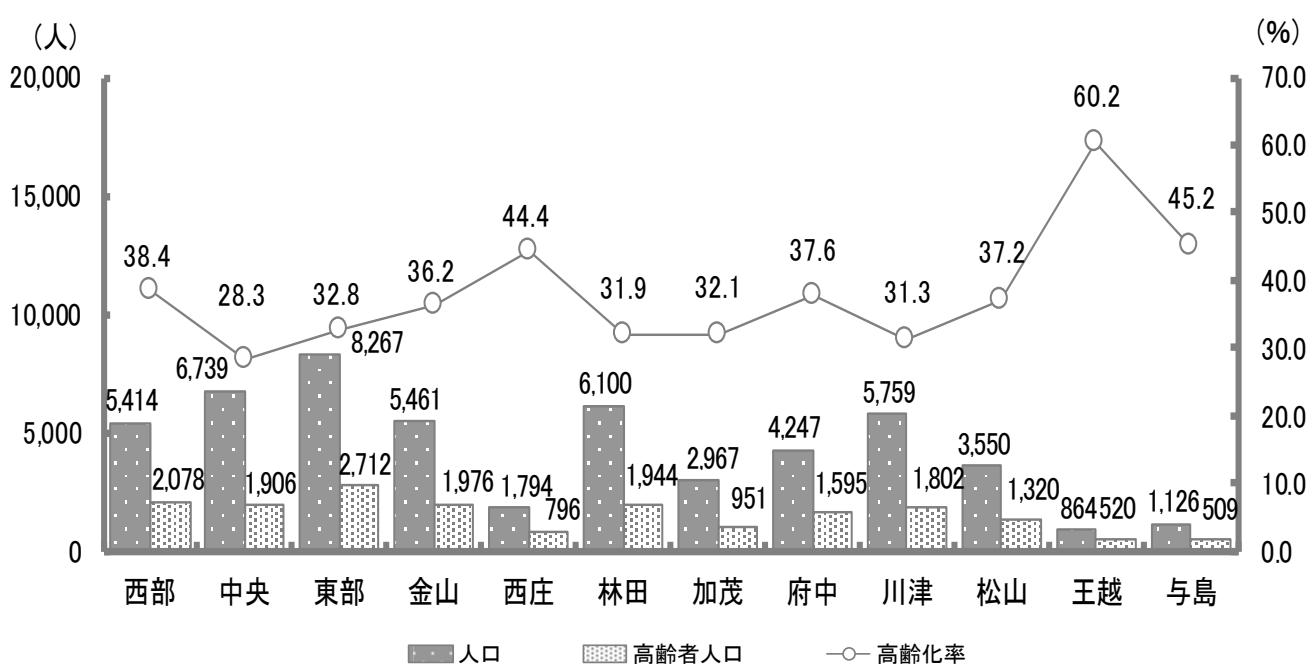
圏域別の人団は、A圏域が12,587人と最も多く、次にB圏域が11,207人となっています。高齢者人口はA圏域が4,285人と最も多く、次いでC圏域が3,784人となっています。

また、高齢化率はE圏域の37.1%が最も高く、B圏域の33.0%が最も低くなっています。

◆ 圏域別の高齢者人口と高齢化率



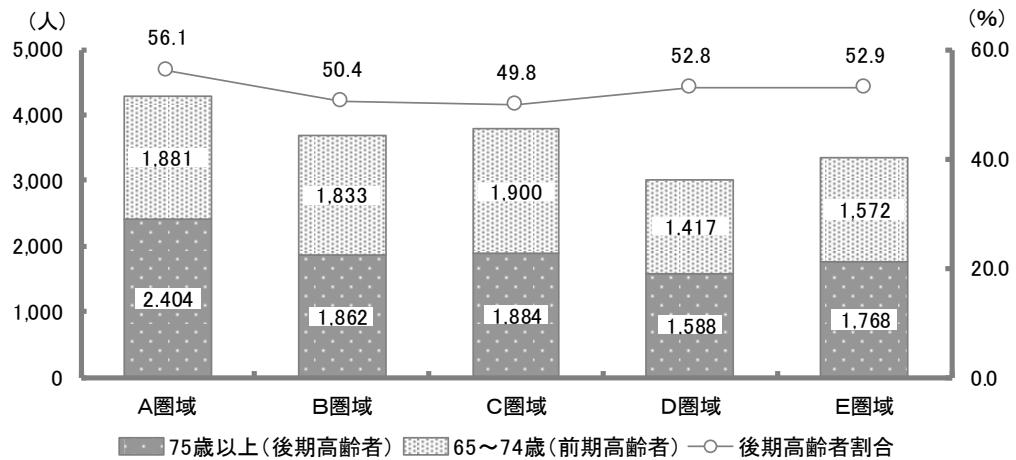
◆ 【参考】地区別の高齢者人口と高齢化率



③ 圏域別の後期高齢者割合

圏域別の後期高齢者割合はA圏域が56.1%と最も高く、C圏域が49.8%と最も低くなっています。

◆ 圏域別の後期高齢者割合

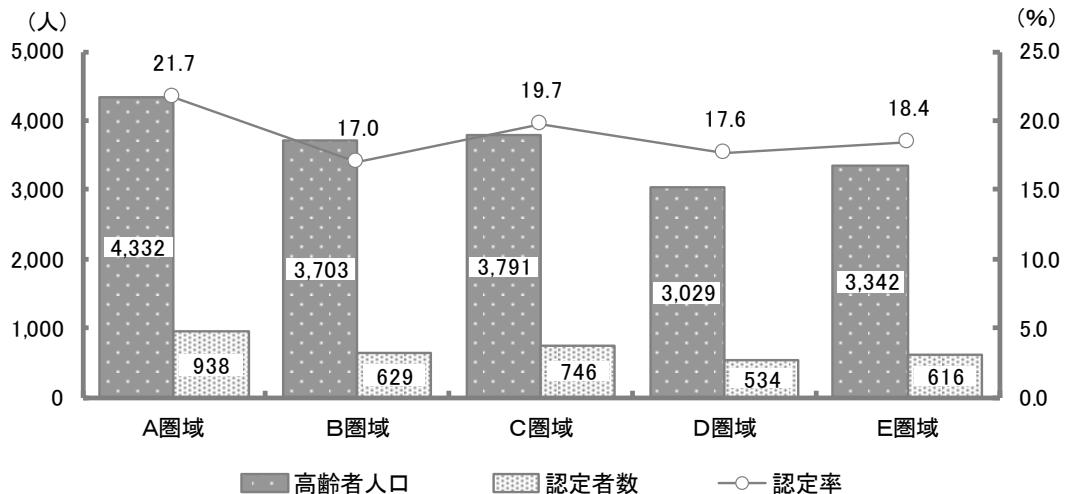


資料：住民基本台帳【2020（令和2）年10月1日現在】

④ 圏域別の認定者数

圏域別の認定者数はA圏域が938人と最も多く、次いでC圏域が746人となっています。

◆ 圏域別の認定者数



資料：住民基本台帳【2020（令和2）年4月1日現在】
介護保険事業状況報告書【2020（令和2）年4月末日現在】

⑤ 圏域別のサービス事業所等の状況【2020（令和2）年10月現在】

■介護サービス事業所

区分	単位	A圏域	B圏域	C圏域	D圏域	E圏域	合計
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	か所	1	0	1	1	2	5
	床	50	0	50	50	100	250
介護老人保健施設	か所	0	0	1	2	1	4
	床	0	0	80	180	100	360
特定施設入居者生活介護	か所	1	1	0	0	1	3
	床	30	100	0	0	51	181
通所介護 (デイサービス)	か所	4	3	1	2	2	12
通所リハビリテーション	か所	1	3	1	4	2	11
短期入所生活介護 (ショートステイ)	か所	1	1	1	2	3	8
	床	14	9	10	20	60	113
訪問看護	か所	1	2	0	1	1	5
訪問介護	か所	4	6	2	3	4	19
訪問入浴介護	か所	1	0	0	1	0	2
訪問リハビリテーション	か所	1	0	1	0	0	2
認知症対応型共同生活 介護（グループホーム）	か所	1	1	2	2	2	8
	床	18	18	36	27	26	125
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	か所	0	0	1	1	0	2
認知症対応型通所介護	か所	1	1	1	1	1	5
地域密着型通所介護	か所	1	0	1	0	1	3
(看護) 小規模多機能型居宅介護	か所	1	1	1	1	1	5
	人(定員)	25	29	29	25	29	137
地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護 (特別養護老人ホーム)	か所	0	1	0	1	0	2
	床	0	29	0	29	0	58
居宅介護支援事業所	か所	4	6	1	4	3	18

■介護サービス事業所以外

区分	単位	A圏域	B圏域	C圏域	D圏域	E圏域	合計
養護老人ホーム	か所	0	0	0	0	1	1
	床	0	0	0	0	60	60
軽費老人ホーム	か所	0	1	1	3	1	6
	床	0	30	30	120	50	230
サービス付き高齢者向け 住宅（特定施設の指定を受け ていないもの）	か所	1	2	0	1	2	6
	戸	32	69	0	39	105	245
有料老人ホーム	か所	0	2	0	0	1	3
	戸	0	34	0	0	9	43

4 アンケート調査結果について

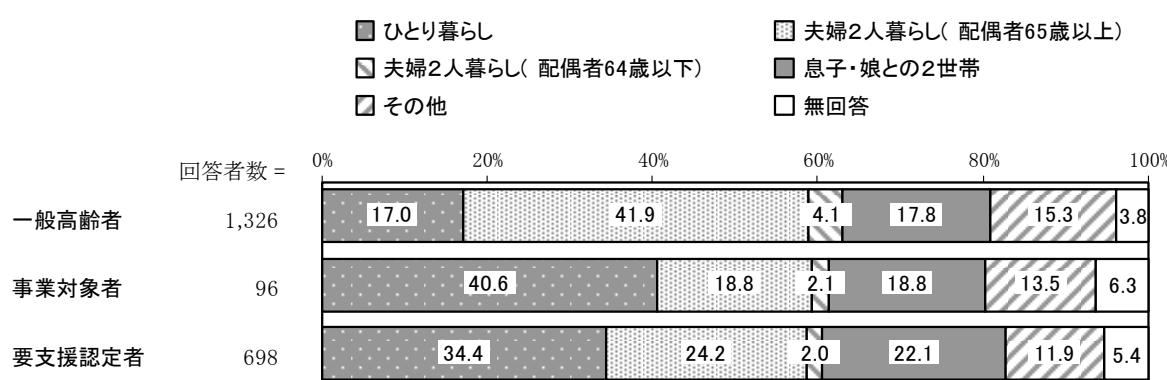
(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

① 家族構成について

一般高齢者では、「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」の割合が41.9%と最も高く、次いで「息子・娘との2世帯」の割合が17.8%、「ひとり暮らし」の割合が17.0%となっています。

事業対象者では、「ひとり暮らし」の割合が40.6%と最も高く、次いで「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」、「息子・娘との2世帯」の割合が18.8%となっています。

要支援認定者では、「ひとり暮らし」の割合が34.4%と最も高く、次いで「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」の割合が24.2%、「息子・娘との2世帯」の割合が22.1%となっています。



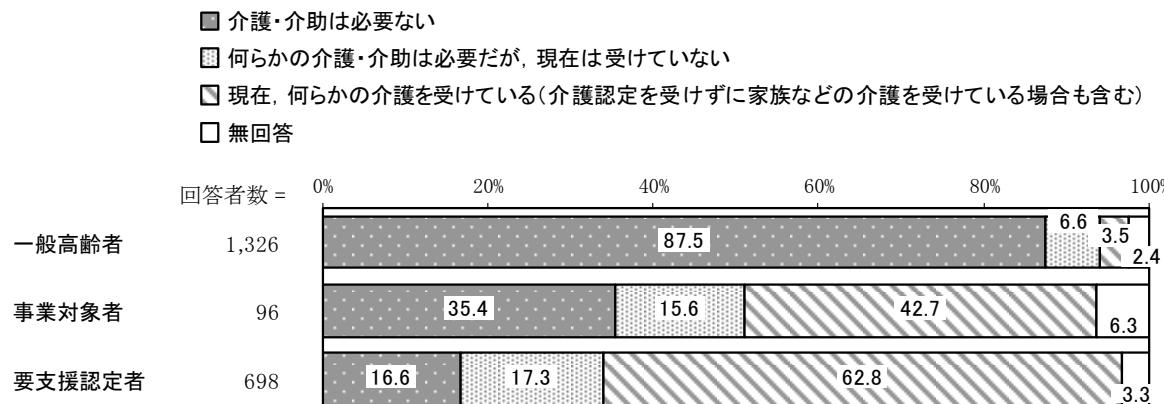
② 介護・介助の状況について

(ア) 普段の生活で介護・介助の必要の有無

一般高齢者では、「介護・介助は必要ない」の割合が87.5%と最も高くなっています。

事業対象者では、「現在、何らかの介護を受けている(介護認定を受けずに家族などの介護を受けている場合も含む)」の割合が42.7%と最も高く、次いで「介護・介助は必要ない」の割合が35.4%、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」の割合が15.6%となっています。

要支援認定者では、「現在、何らかの介護を受けている(介護認定を受けずに家族などの介護を受けている場合も含む)」の割合が62.8%と最も高く、次いで「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」の割合が17.3%、「介護・介助は必要ない」の割合が16.6%となっています。

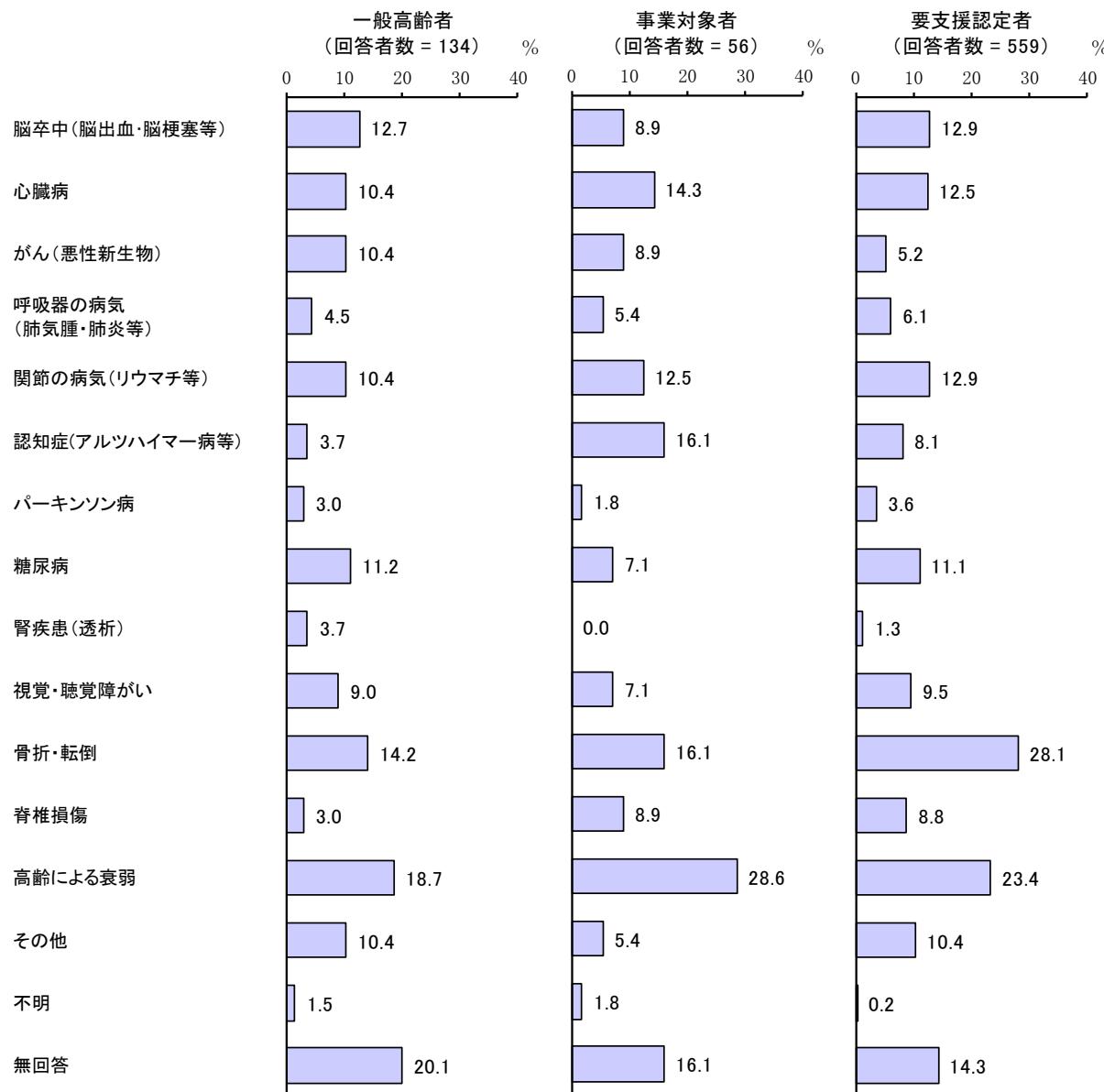


(イ) 介護・介助が必要になった主な原因

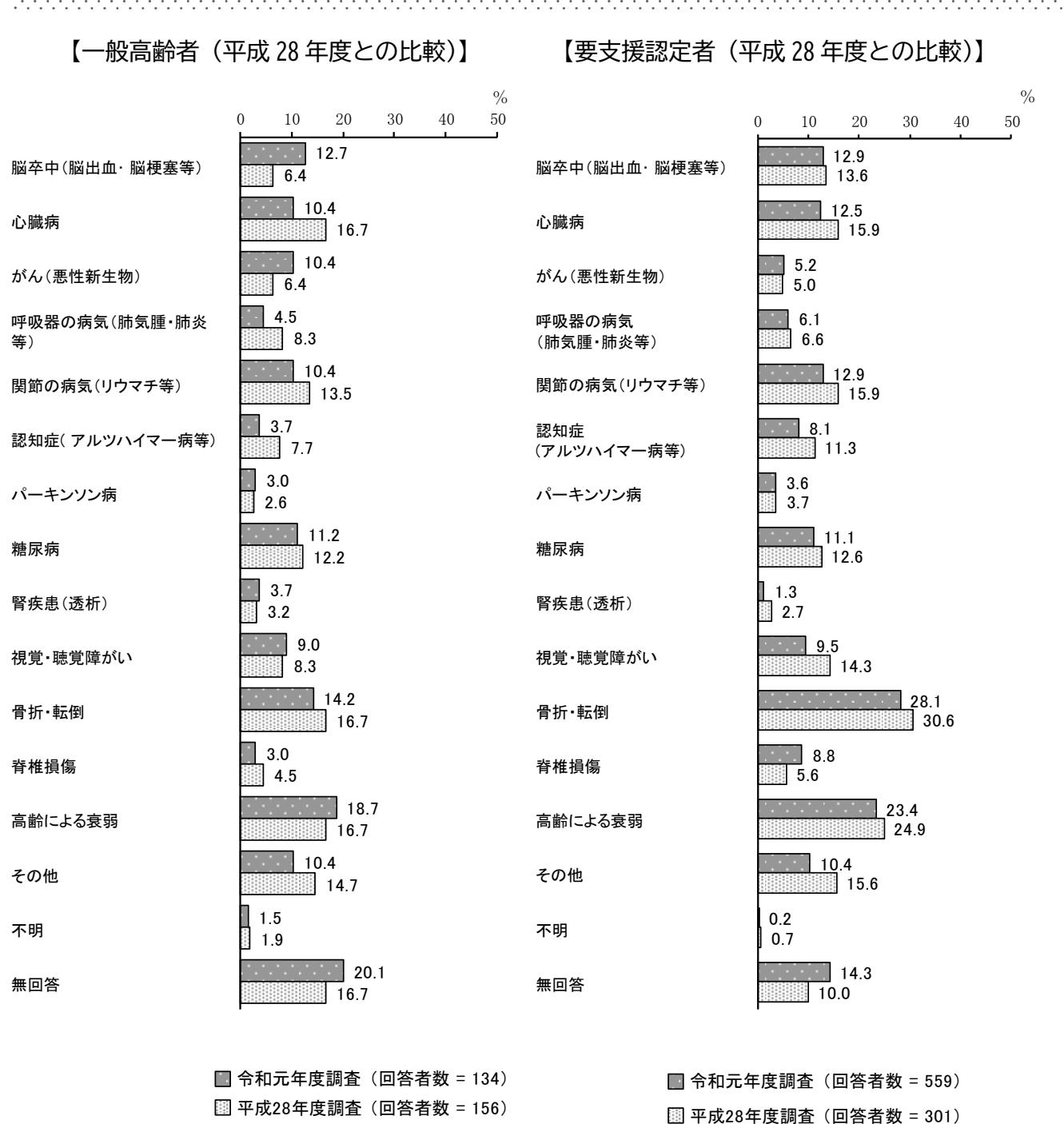
一般高齢者では、「高齢による衰弱」の割合が18.7%と最も高く、次いで「骨折・転倒」の割合が14.2%、「脳卒中（脳出血・脳梗塞等）」の割合が12.7%となっています。

事業対象者では、「高齢による衰弱」の割合が28.6%と最も高く、次いで「認知症（アルツハイマー病等）」、「骨折・転倒」の割合が16.1%となっています。

要支援認定者では、「骨折・転倒」の割合が28.1%と最も高く、次いで「高齢による衰弱」の割合が23.4%、「脳卒中（脳出血・脳梗塞等）」、「関節の病気（リウマチ等）」の割合が12.9%となっています。平成28年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



第2章 坂出市における高齢者を取り巻く現状



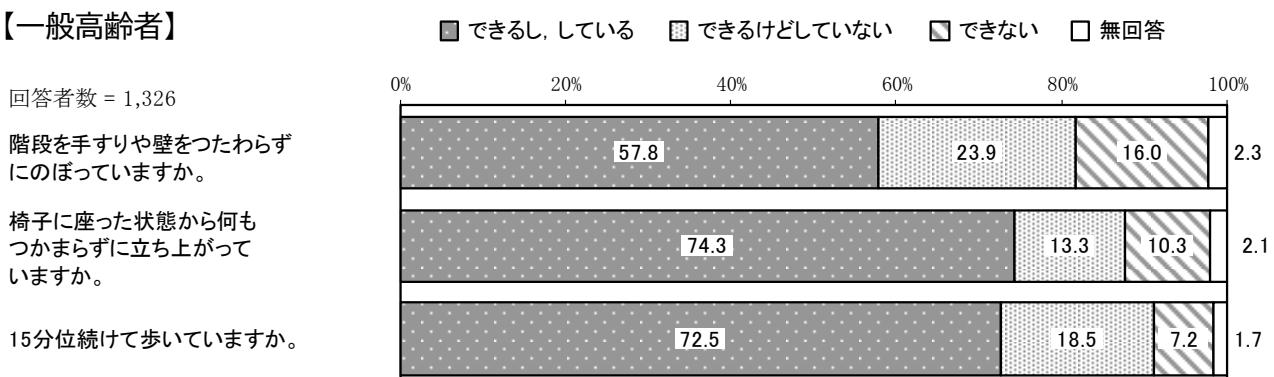
③ 運動器の機能について

一般高齢者では、いずれの設問でも「できるし、している」の割合が最も高くなっていますが、『階段を手すりや壁をつたわらずにのぼっていますか。』では6割未満と、他の運動に比べ、低くなっています。

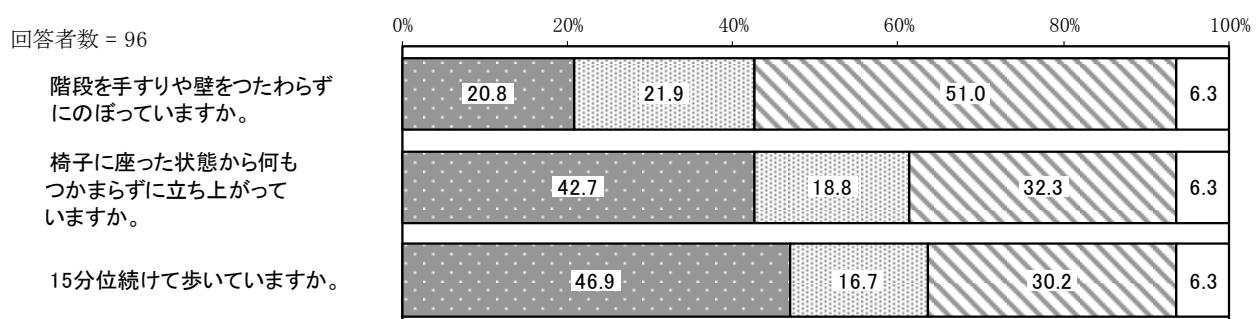
事業対象者では、『階段を手すりや壁をつたわらずにのぼっていますか。』で「できない」の割合が最も高く、約5割となっています。

要支援認定者では、いずれの設問でも「できない」の割合が最も高く、特に『階段を手すりや壁をつたわらずにのぼっていますか。』で7割半ばとなっています。

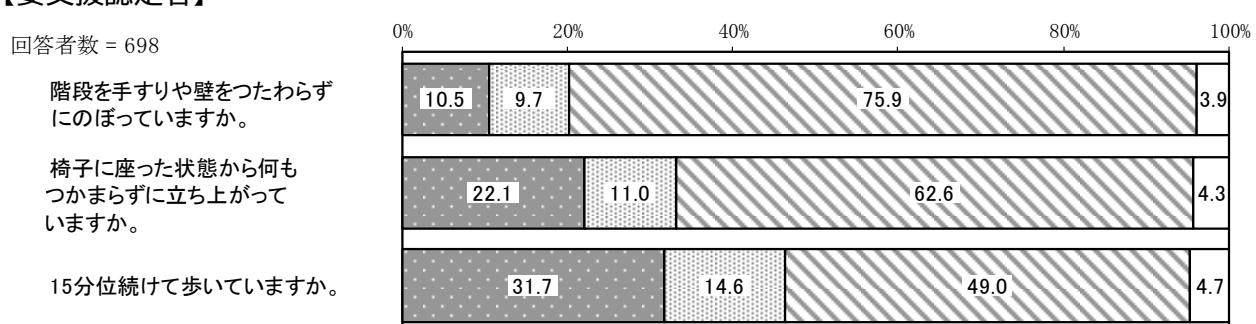
【一般高齢者】



【事業対象者】



【要支援認定者】



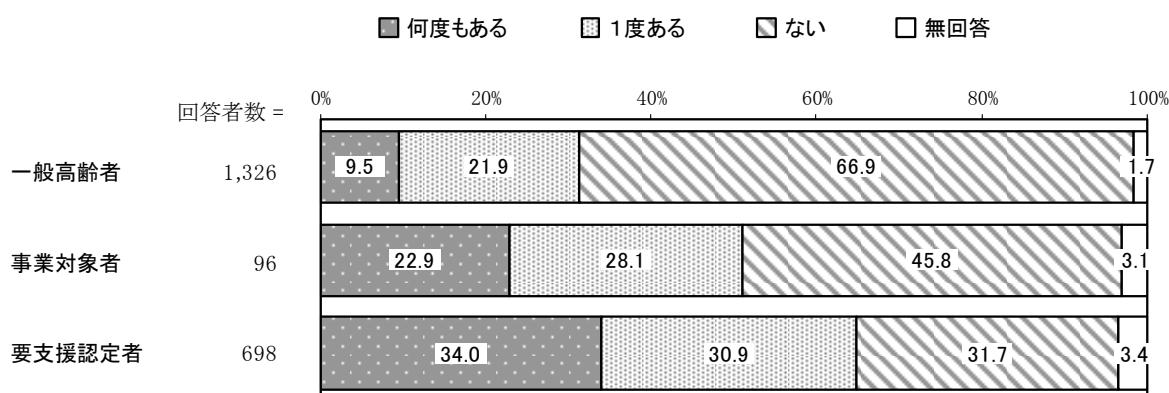
④ 転倒について

(ア) 過去1年間に転んだ経験の有無

一般高齢者では、「ない」の割合が66.9%と最も高く、次いで「1度ある」の割合が21.9%となっています。

事業対象者では、「ない」の割合が45.8%と最も高く、次いで「1度ある」の割合が28.1%、「何度もある」の割合が22.9%となっています。

要支援認定者では、「何度もある」の割合が34.0%と最も高く、次いで「ない」の割合が31.7%、「1度ある」の割合が30.9%となっています。

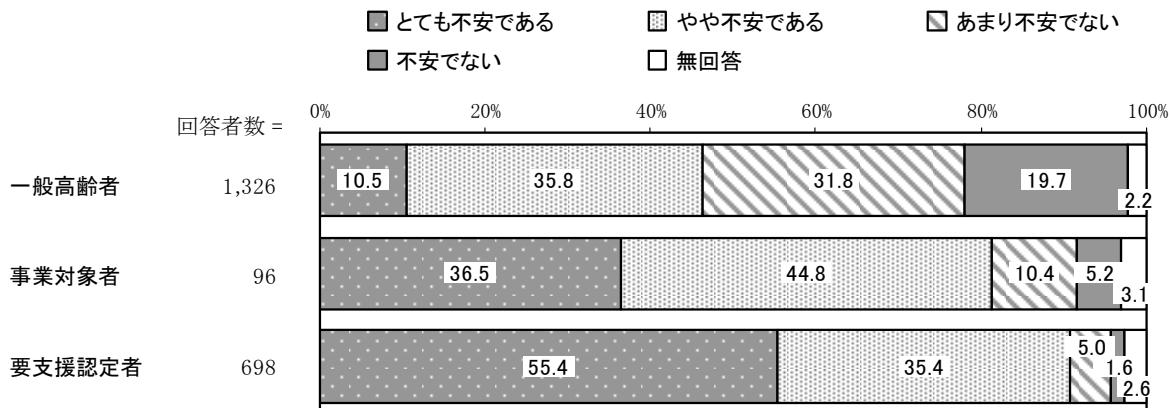


(イ) 転倒に対する不安の大きさ

一般高齢者では、「とても不安である」と「やや不安である」をあわせた“不安である”的割合が46.3%、「あまり不安でない」と「不安でない」をあわせた“不安でない”的割合が51.5%となっています。

事業対象者では、“不安である”的割合が81.3%、“不安でない”的割合が15.6%となっています。

要支援認定者では、“不安である”的割合が90.8%、“不安でない”的割合が6.6%となっています。



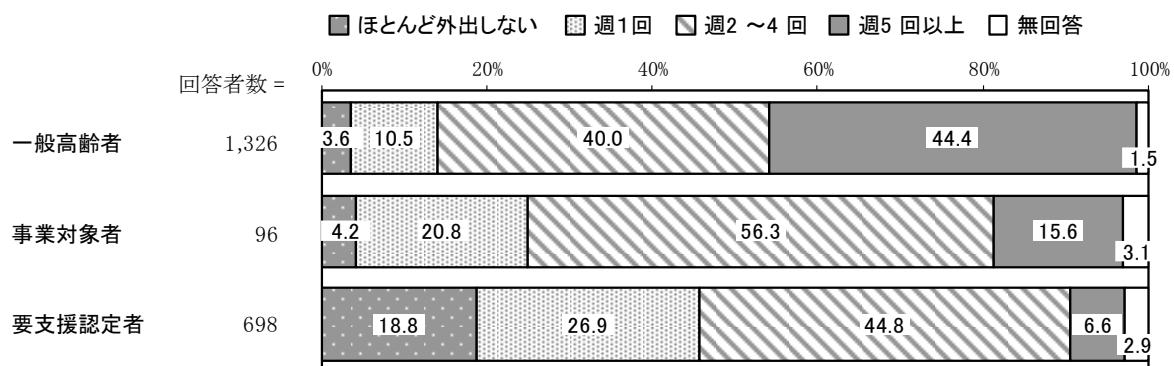
⑤ 閉じこもり傾向について

(ア) 週に1回以上の外出の状況

一般高齢者では、「週5回以上」の割合が44.4%と最も高く、次いで「週2～4回」の割合が40.0%、「週1回」の割合が10.5%となっています。

事業対象者では、「週2～4回」の割合が56.3%と最も高く、次いで「週1回」の割合が20.8%、「週5回以上」の割合が15.6%となっています。

要支援認定者では、「週2～4回」の割合が44.8%と最も高く、次いで「週1回」の割合が26.9%、「ほとんど外出しない」の割合が18.8%となっています。

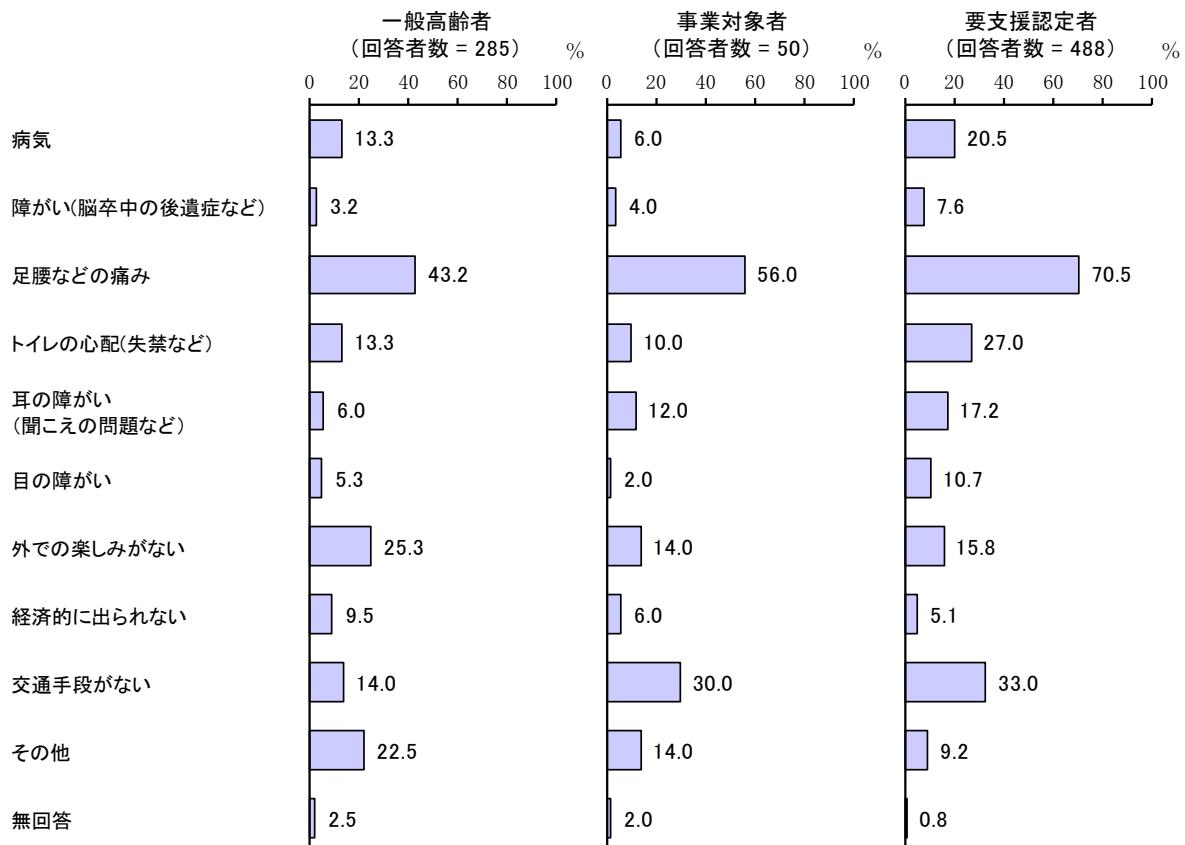


(イ) 外出を控えている理由

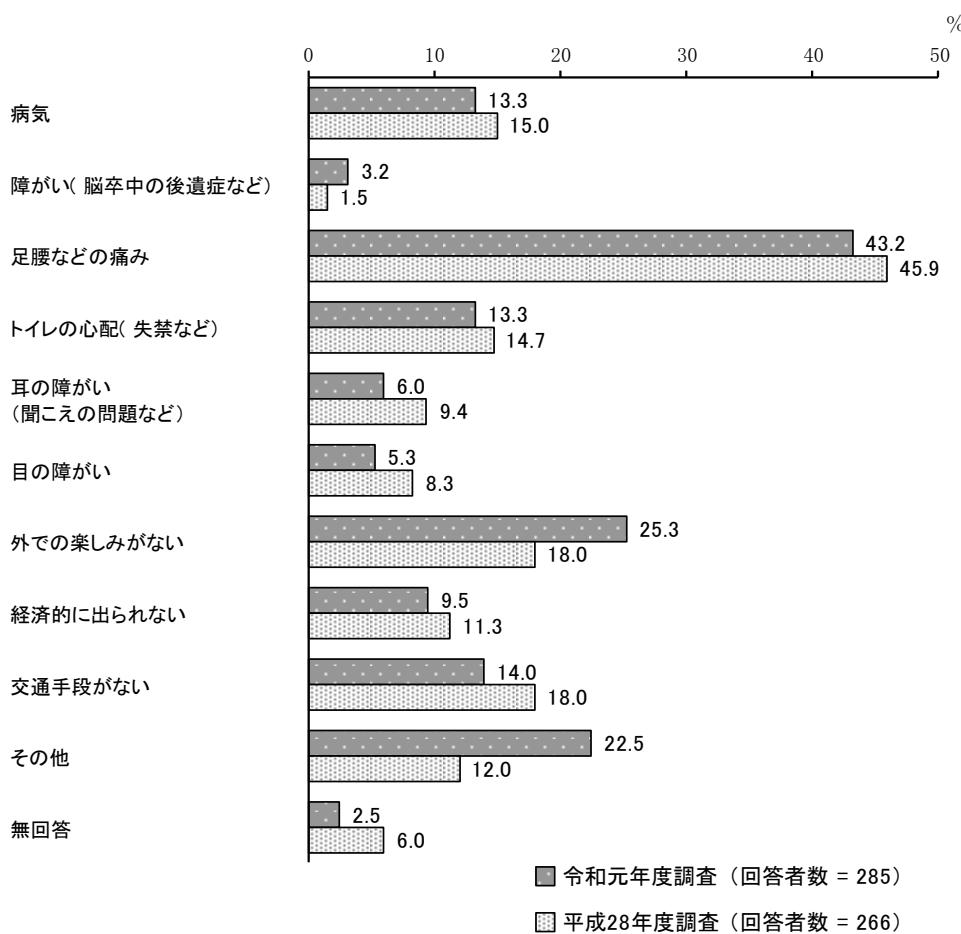
一般高齢者では、「足腰などの痛み」の割合が43.2%と最も高く、次いで「外での楽しみがない」の割合が25.3%、「交通手段がない」の割合が14.0%となっています。

事業対象者では、「足腰などの痛み」の割合が56.0%と最も高く、次いで「交通手段がない」の割合が30.0%、「外での楽しみがない」の割合が14.0%となっています。

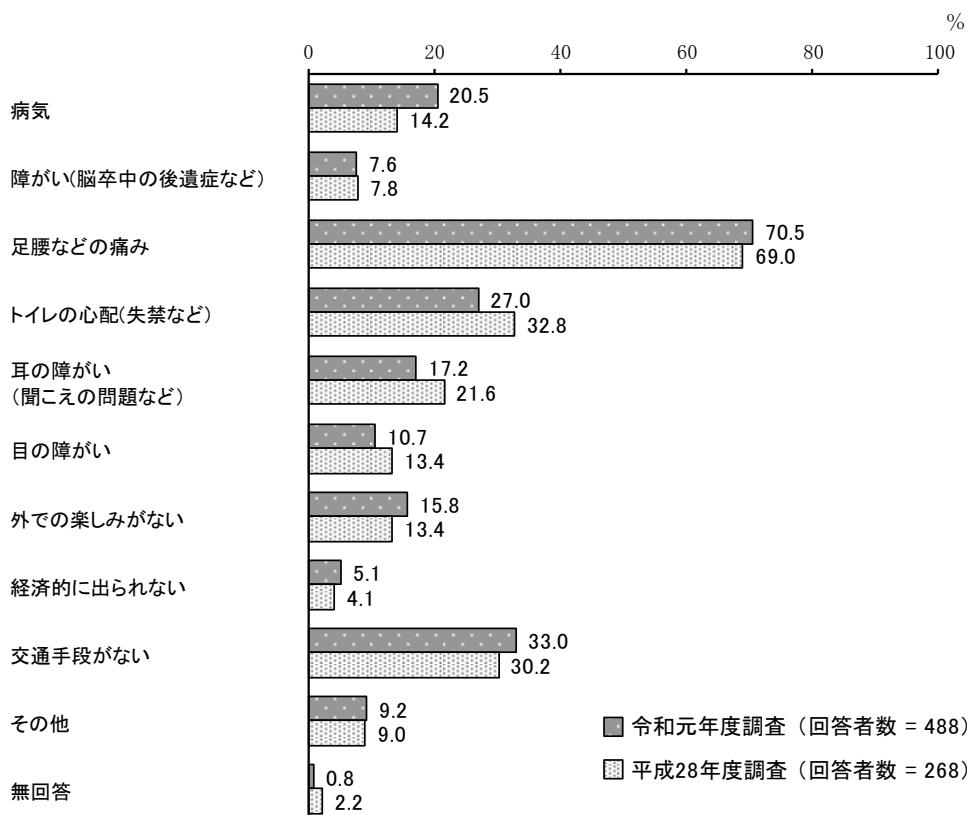
要支援認定者では、「足腰などの痛み」の割合が70.5%と最も高く、次いで「交通手段がない」の割合が33.0%、「トイレの心配(失禁など)」の割合が27.0%となっています。



【一般高齢者（平成 28 年度との比較）】



【要支援認定者（平成 28 年度との比較）】

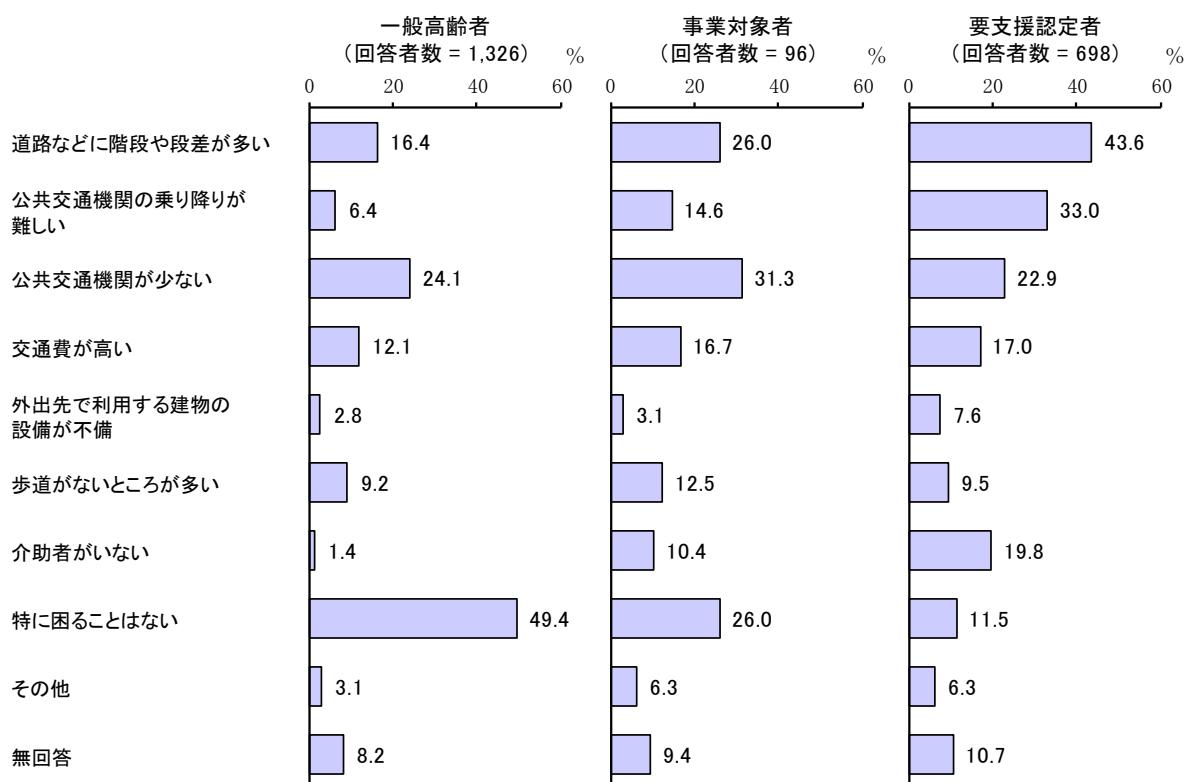


(ウ) 外出する際、困ること

一般高齢者では、「特に困ることはない」の割合が49.4%と最も高く、次いで「公共交通機関が少ない」の割合が24.1%、「道路などに階段や段差が多い」の割合が16.4%となっています。

事業対象者では、「公共交通機関が少ない」の割合が31.3%と最も高く、次いで「道路などに階段や段差が多い」、「特に困ることはない」の割合が26.0%となっています。

要支援認定者では、「道路などに階段や段差が多い」の割合が43.6%と最も高く、次いで「公共交通機関の乗り降りが難しい」の割合が33.0%、「公共交通機関が少ない」の割合が22.9%となっています。



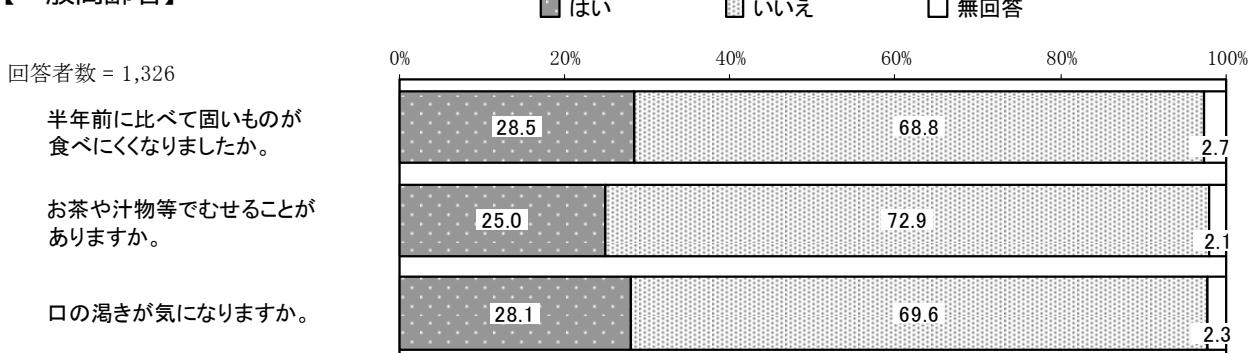
⑥ 口腔機能について

一般高齢者では、すべての設問で「いいえ」の割合が約7割を占めています。

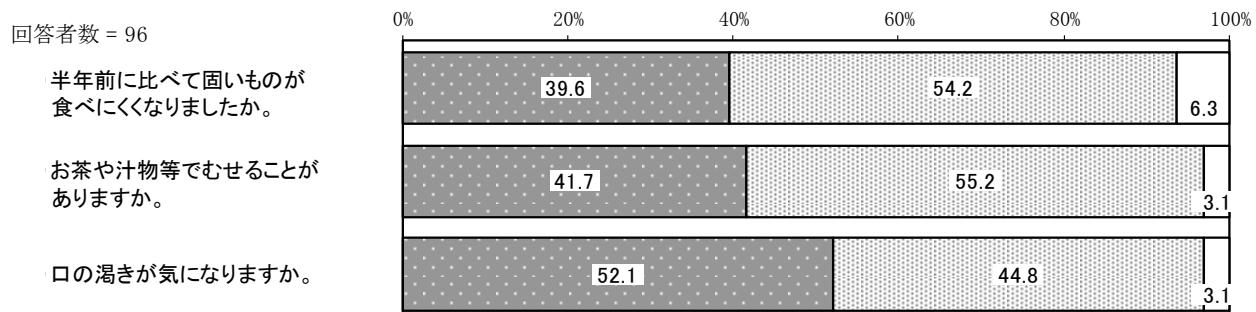
事業対象者では、『口の渴きが気になりますか』で「はい」の割合が高く、約5割となっています。

要支援認定者では、『半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか。』、『口の渴きが気になりますか』で「はい」の割合が高く、5割を超えてます。

【一般高齢者】



【事業対象者】



【要支援認定者】



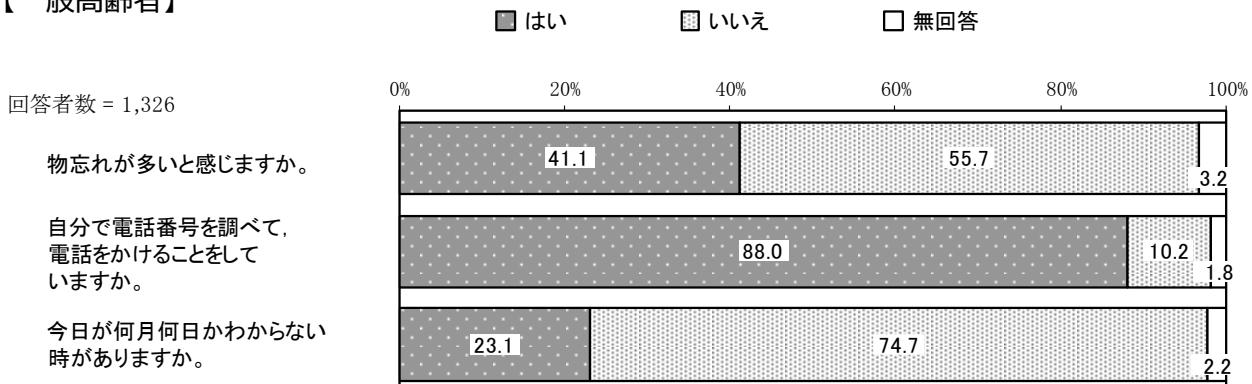
⑦ 認知機能について

一般高齢者では、『物忘れが多いと感じますか。』で「はい」の割合が約4割となっています。

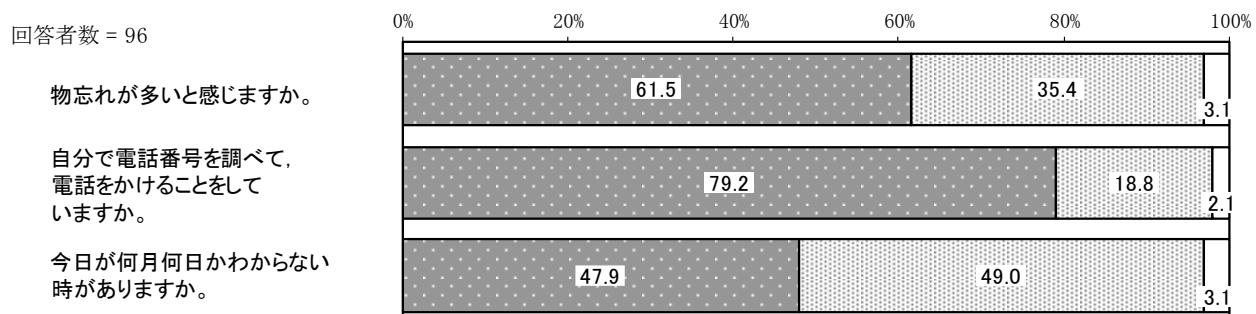
事業対象者では、『物忘れが多いと感じますか。』で「はい」の割合が約6割となっています。

要支援認定者では、『物忘れが多いと感じますか。』で「はい」の割合が約6割となっています。

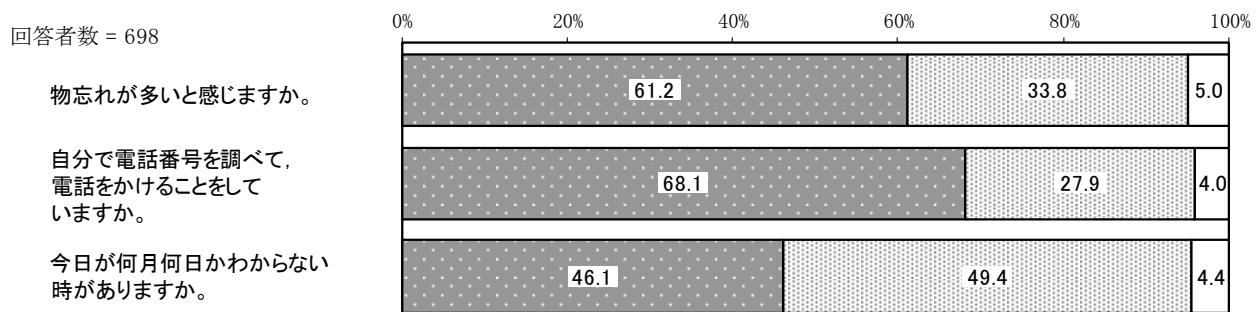
【一般高齢者】



【事業対象者】



【要支援認定者】



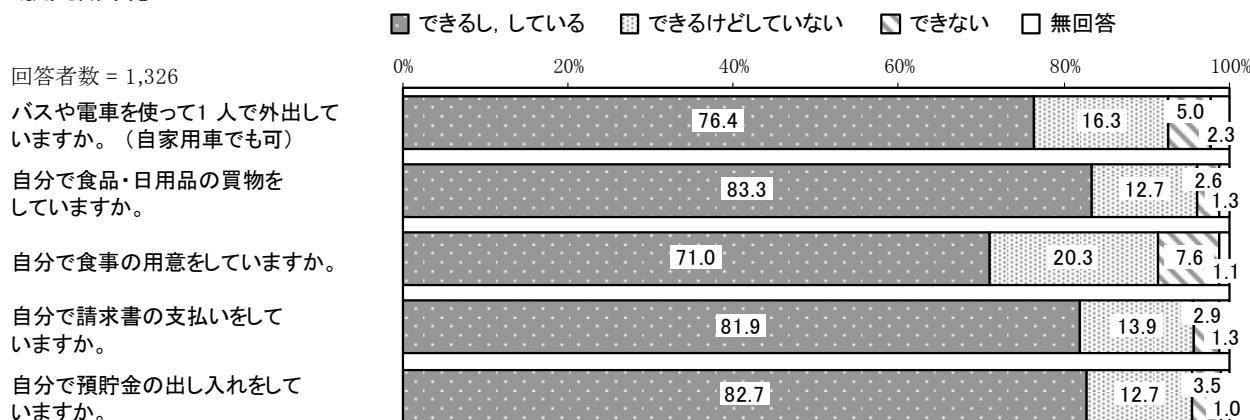
⑧ IADL <手段的日常生活動作>について

一般高齢者では、すべての設問で「できるし、している」の割合が最も高く、7割を超えています。もっとも、『自分で食事の用意をしていますか。』では「できるけどしていない」の割合が高く、約2割となっています。

事業対象者では、『バスや電車を使って1人で外出していますか。(自家用車でも可)』、『自分で食事の用意をしていますか。』で「できるし、している」の割合が低く、5割から6割となっています。

要支援認定者では、『バスや電車を使って1人で外出していますか。(自家用車でも可)』で「できない」の割合が高く、約5割となっています。

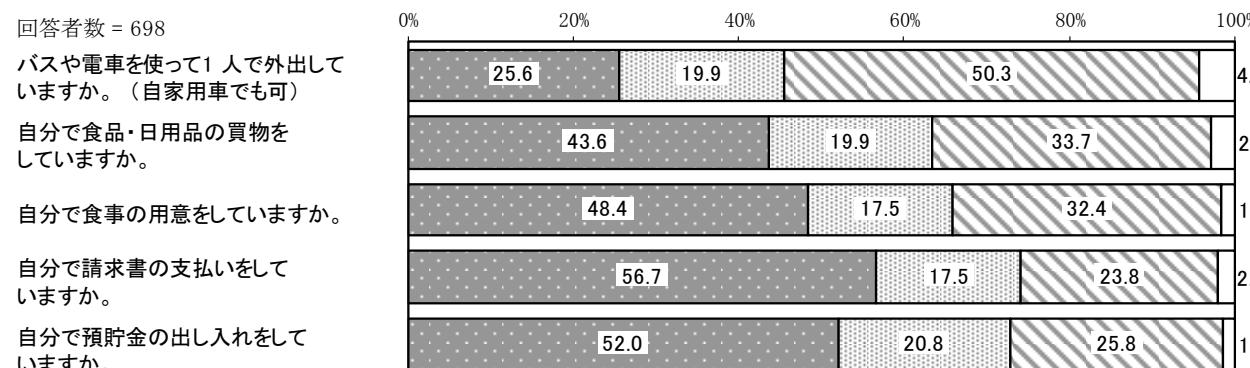
【一般高齢者】



【事業対象者】



【要支援認定者】



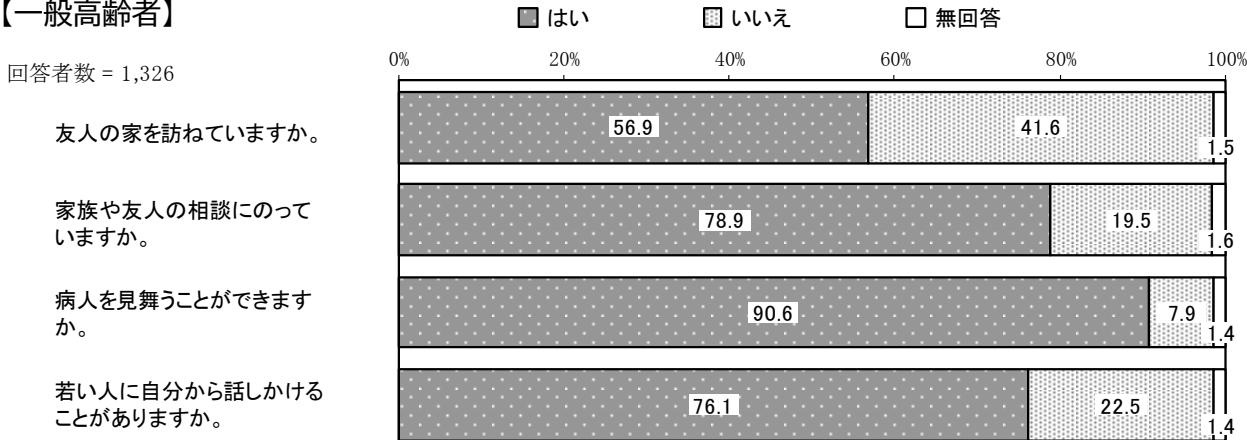
⑨ 社会参加－社会的役割（老研式活動能力指標）

一般高齢者では、『友人の家を訪ねていますか。』で「いいえ」の割合が高く、約4割となっています。その他の設問では、「はい」の割合が高く、約8割から約9割となっています。

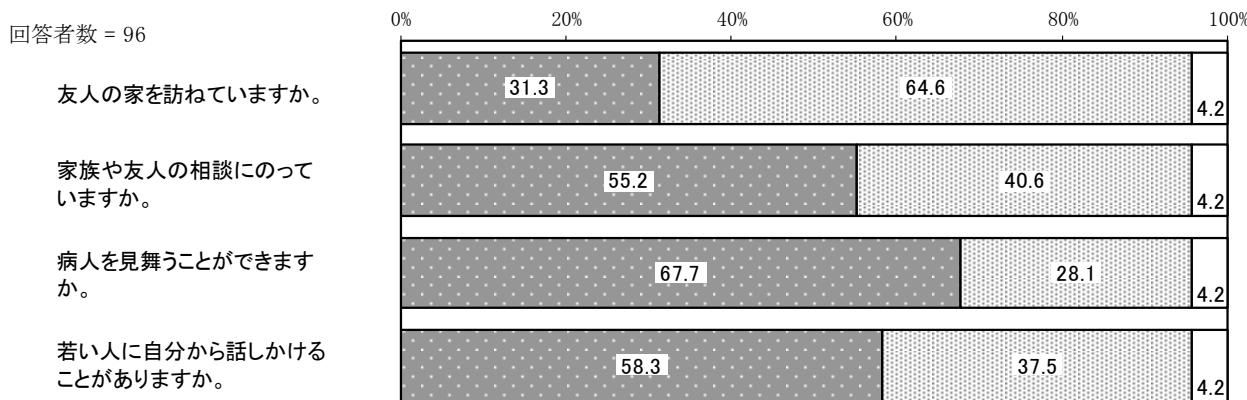
事業対象者では、『友人の家を訪ねていますか。』で「いいえ」の割合が高く、6割半ばとなっています。

要支援認定者では、『友人の家を訪ねていますか。』、『家族や友人の相談にのっていますか。』では「はい」の割合よりも「いいえ」の割合が高く、特に『友人の家を訪ねていますか。』では「いいえ」の割合が約7割となっています。

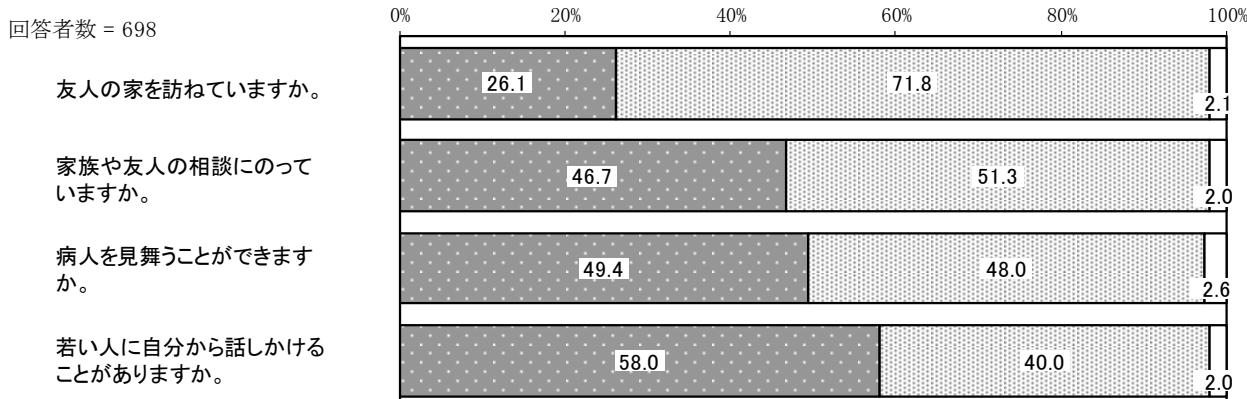
【一般高齢者】



【事業対象者】



【要支援認定者】

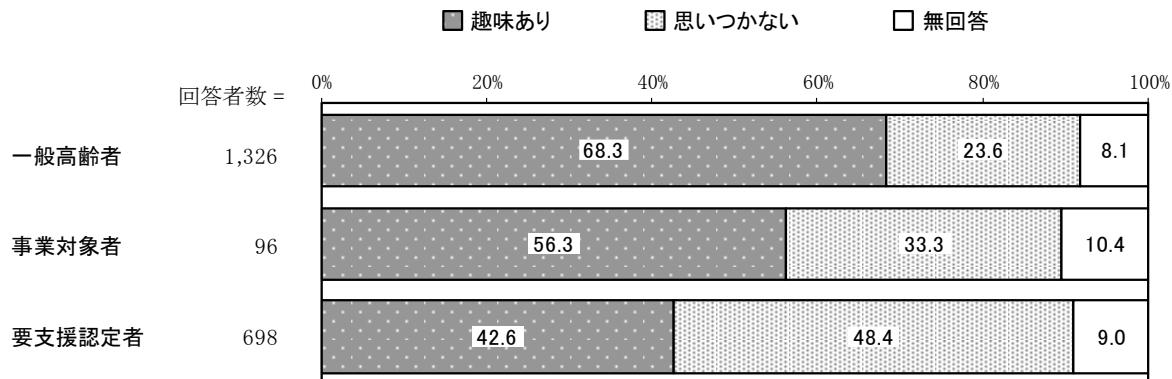


⑩ 趣味の有無

一般高齢者では、「趣味あり」の割合が68.3%、「思いつかない」の割合が23.6%となっています。

事業対象者では、「趣味あり」の割合が56.3%、「思いつかない」の割合が33.3%となっています。

要支援認定者では、「趣味あり」の割合が42.6%、「思いつかない」の割合が48.4%となっています。

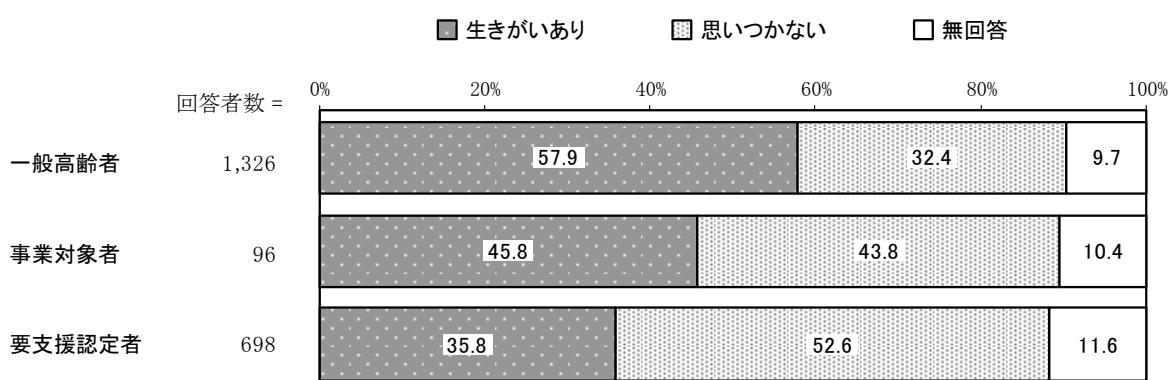


⑪ 生きがいの有無

一般高齢者では、「生きがいあり」の割合が57.9%、「思いつかない」の割合が32.4%となっています。

事業対象者では、「生きがいあり」の割合が45.8%、「思いつかない」の割合が43.8%となっています。

要支援認定者では、「生きがいあり」の割合が35.8%、「思いつかない」の割合が52.6%となっています。



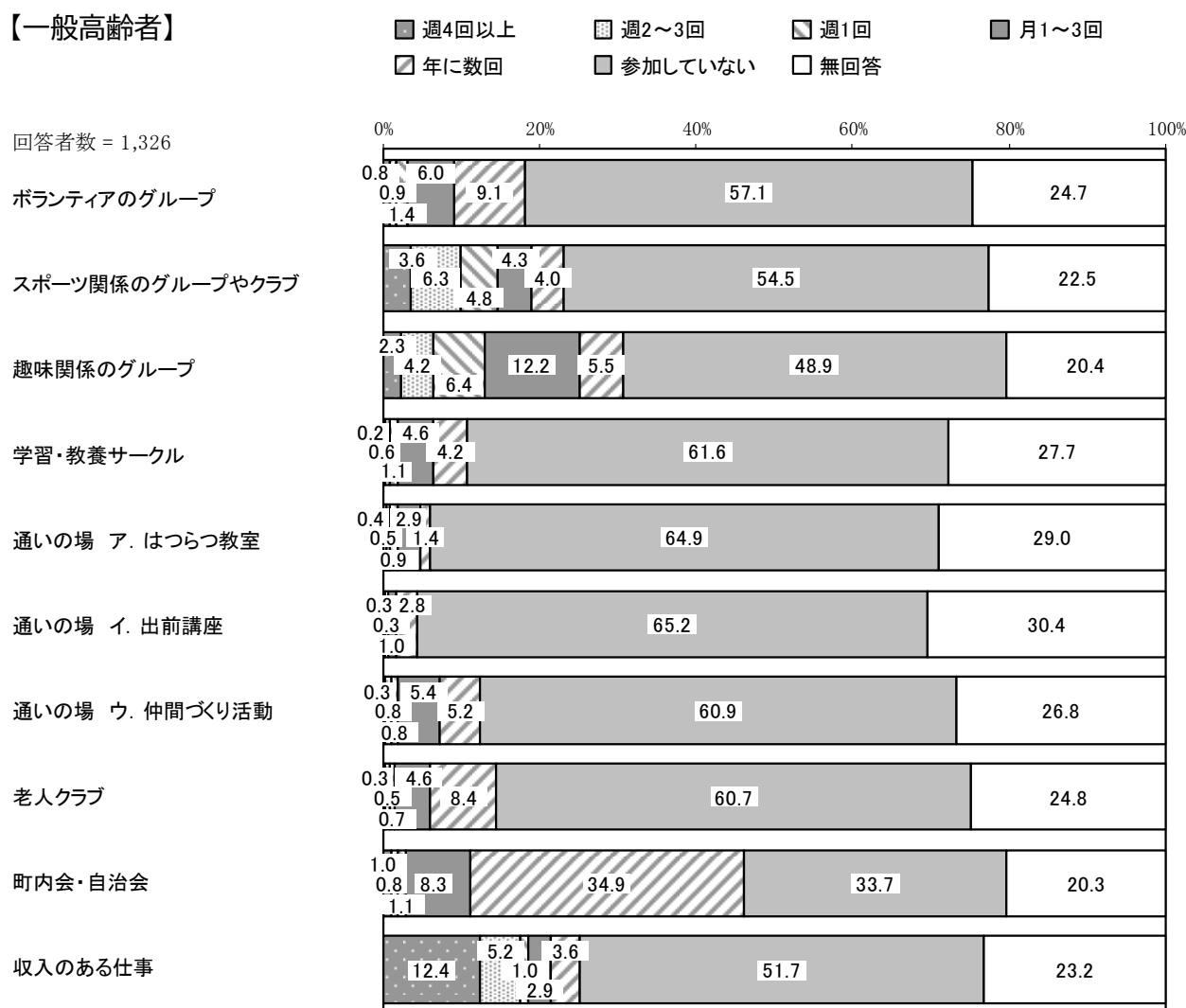
⑫ 各種の会やグループ等への参加の頻度

一般高齢者では、『町内会・自治会』で参加している人の割合が高く、4割半ばとなっています。一方、『通いの場 ア. はつらつ教室』、『通いの場 イ. 出前講座』、『通いの場 ウ. 仲間づくり活動』では「参加していない」の割合が高く、6割半ばとなっています。

事業対象者では、『町内会・自治会』で参加している人の割合が約3割となっているものの、その他の項目では1割前後と低くなっています。

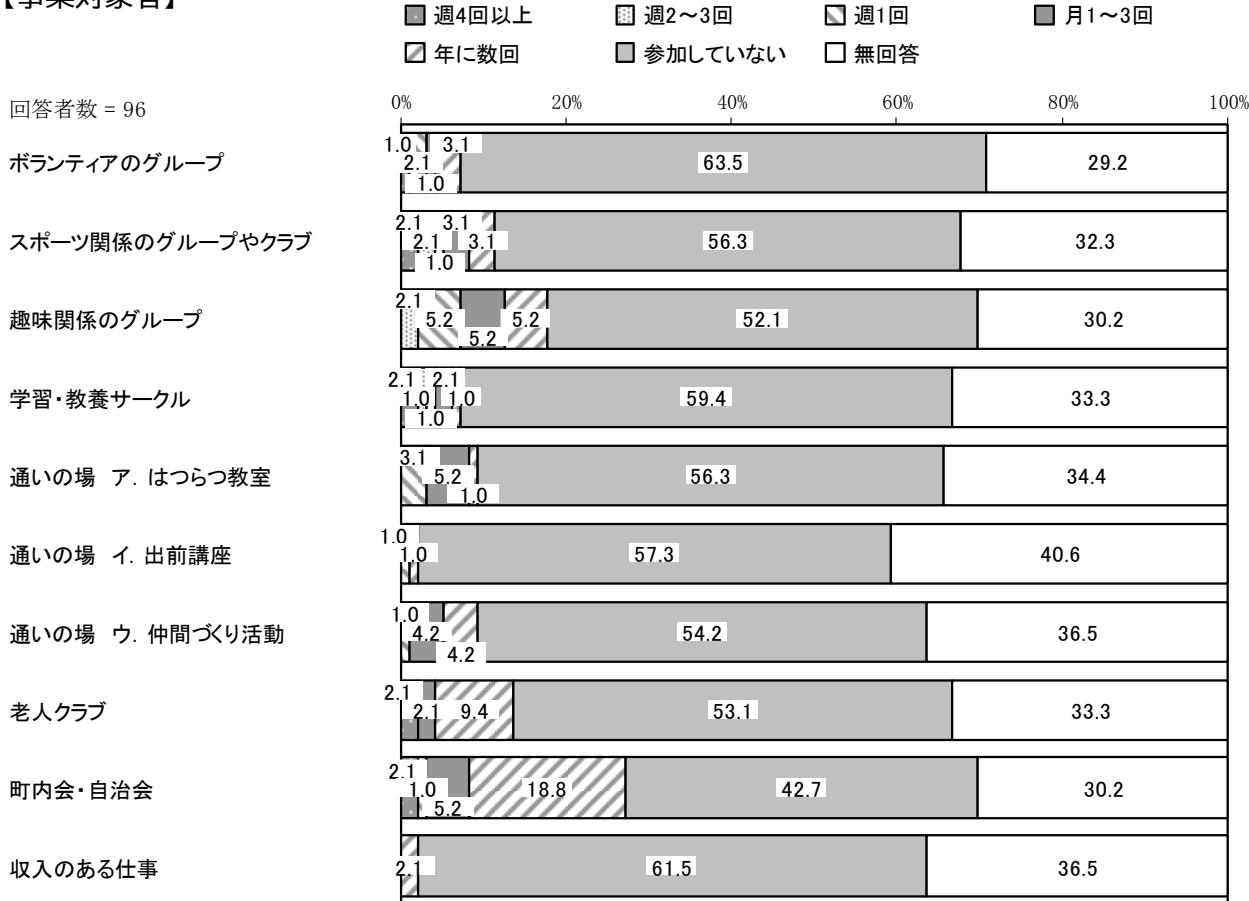
要支援認定者では、すべての項目で「参加していない」の割合が高く、6割前後となっています。

【一般高齢者】

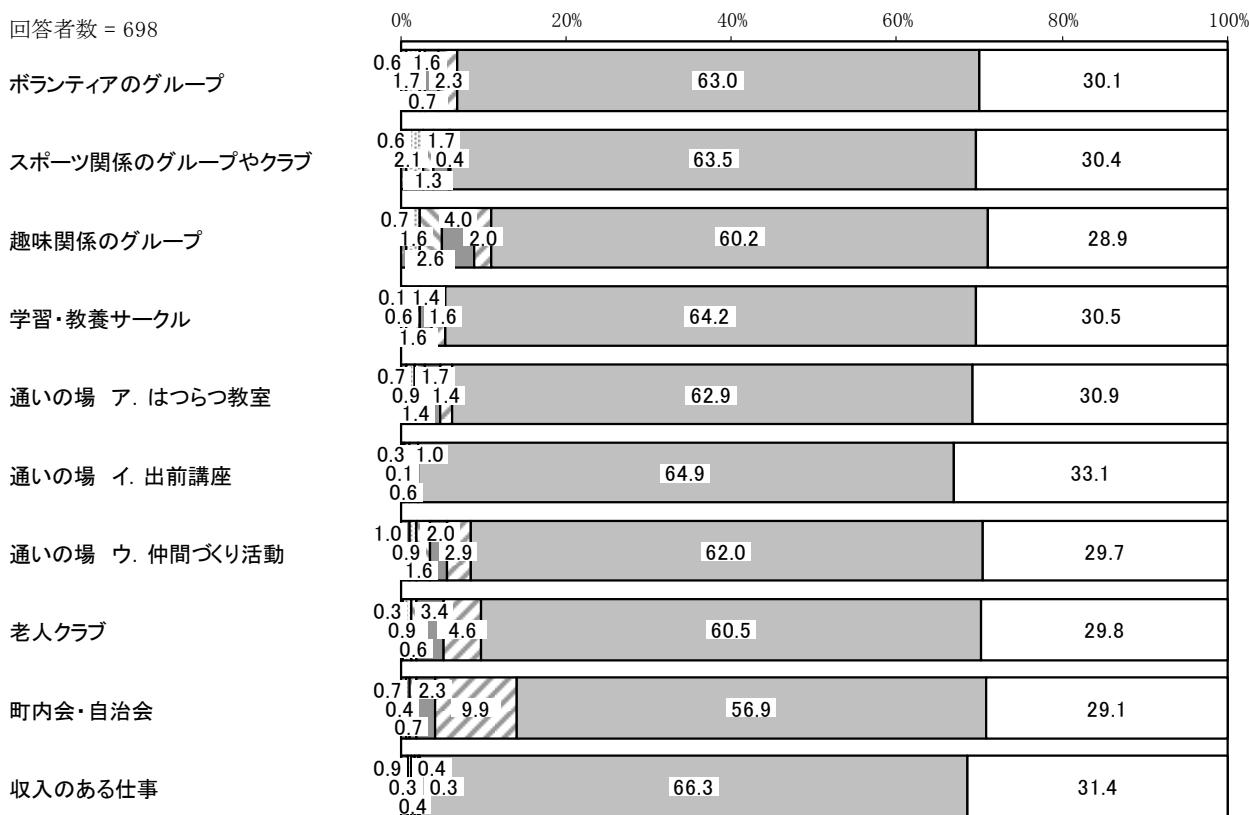


第2章 坂出市における高齢者を取り巻く現状

【事業対象者】



【要支援認定者】



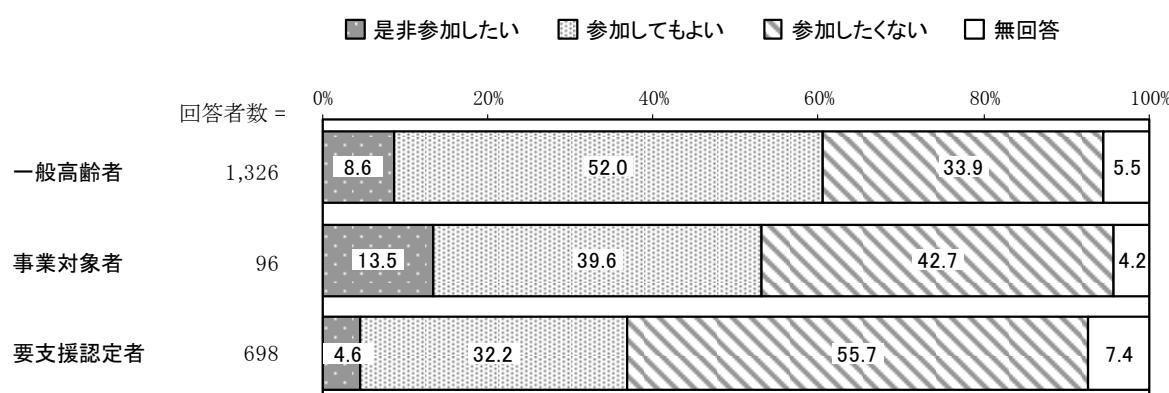
⑬ 地域づくりへの参加意向

(ア) 地域住民の有志による健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加意向

一般高齢者では、「参加してもよい」の割合が52.0%と最も高く、次いで「参加したくない」の割合が33.9%となっています。

事業対象者では、「参加したくない」の割合が42.7%と最も高く、次いで「参加してもよい」の割合が39.6%、「是非参加したい」の割合が13.5%となっています。

要支援認定者では、「参加したくない」の割合が55.7%と最も高く、次いで「参加してもよい」の割合が32.2%となっています。

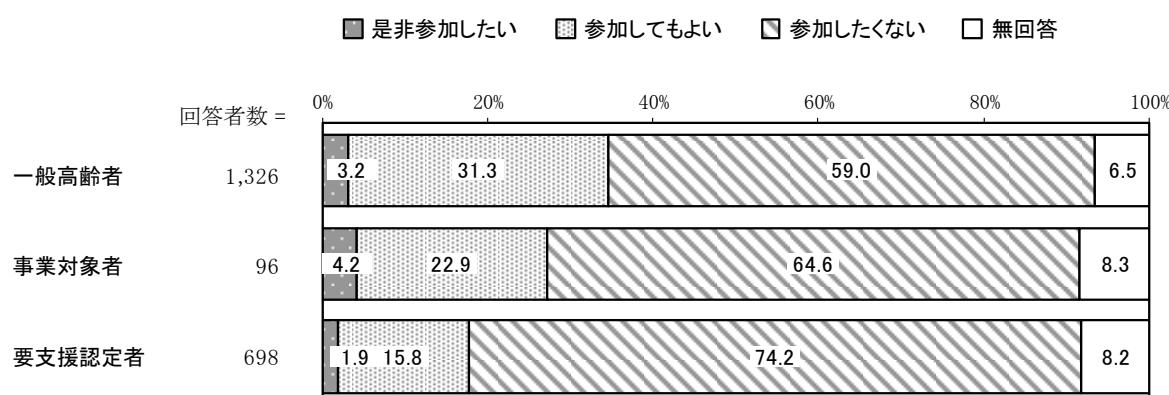


(イ) 地域住民の有志による健康づくり活動や趣味等のグループ活動の企画・運営への参加意向

一般高齢者では、「参加したくない」の割合が59.0%と最も高く、次いで「参加してもよい」の割合が31.3%となっています。

事業対象者では、「参加したくない」の割合が64.6%と最も高く、次いで「参加してもよい」の割合が22.9%となっています。

要支援認定者では、「参加したくない」の割合が74.2%と最も高く、次いで「参加してもよい」の割合が15.8%となっています。

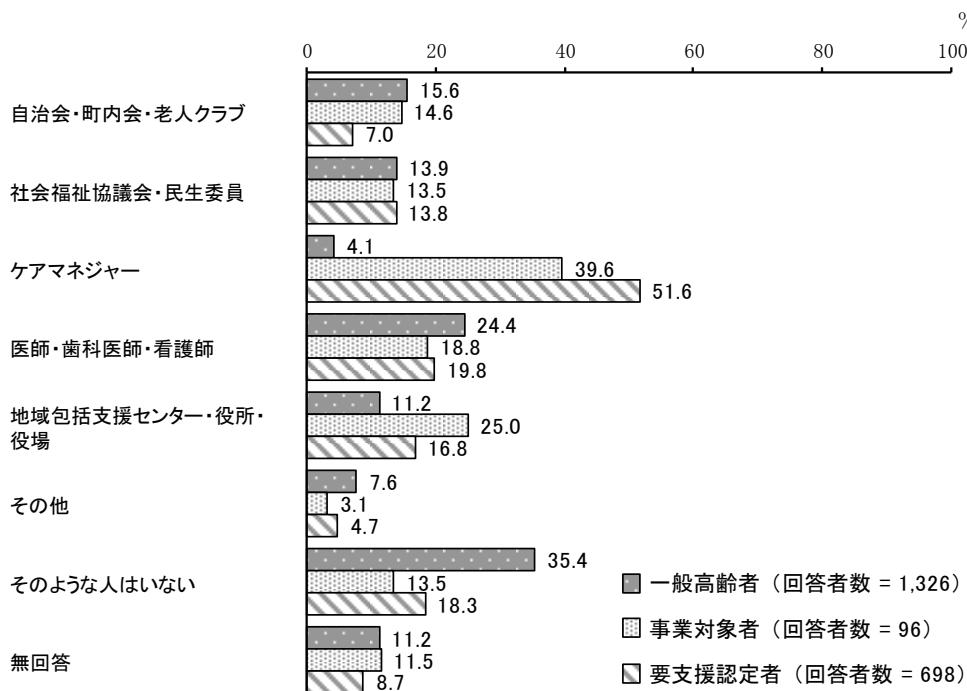


⑭ 家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手

一般高齢者では、「そのような人はいない」の割合が35.4%と最も高く、次いで「医師・歯科医師・看護師」の割合が24.4%、「自治会・町内会・老人クラブ」の割合が15.6%となってています。

事業対象者では、「ケアマネジャー」の割合が39.6%と最も高く、次いで「地域包括支援センター・役所・役場」の割合が25.0%、「医師・歯科医師・看護師」の割合が18.8%となっています。

要支援認定者では、「ケアマネジャー」の割合が51.6%と最も高く、次いで「医師・歯科医師・看護師」の割合が19.8%、「そのような人はいない」の割合が18.3%となっています。

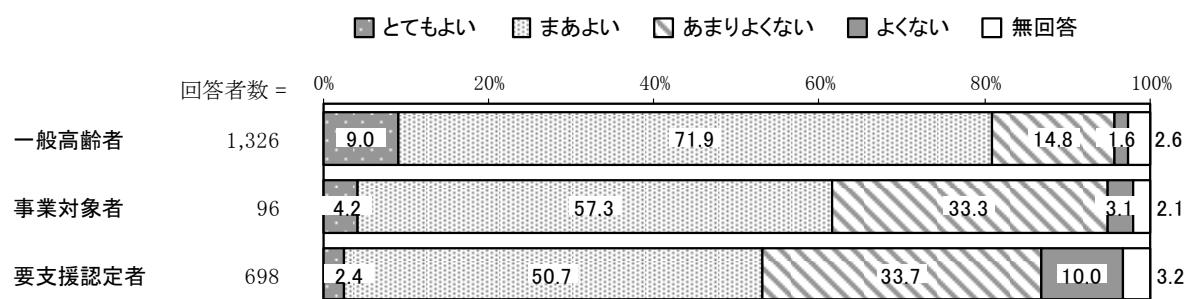


⑮ 現在の健康状態

一般高齢者では、「とてもよい」と「まあよい」をあわせた“よい”的割合が80.9%、「あまりよくない」と「よくない」をあわせた“よくない”的割合が16.4%となっています。

事業対象者では、“よい”的割合が61.5%、“よくない”的割合が36.4%となっています。

要支援認定者では、“よい”的割合が53.1%、“よくない”的割合が43.7%となっています。



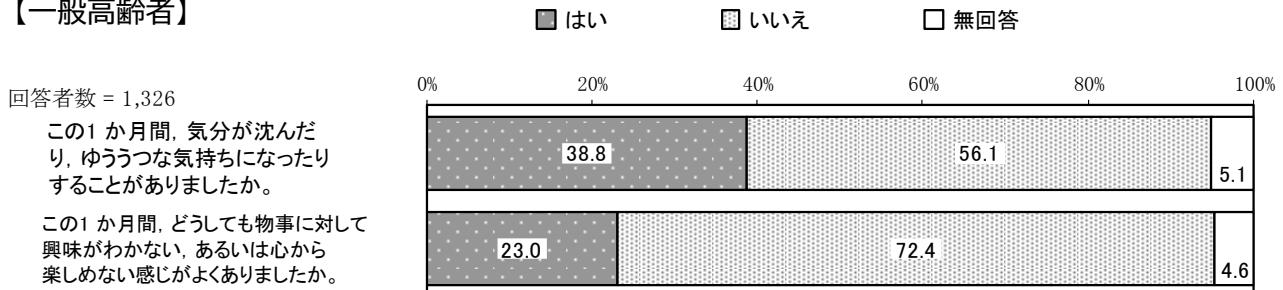
⑯ うつ傾向について

一般高齢者では、どちらの設問でも「はい」の割合より「いいえ」の割合が高くなっています。

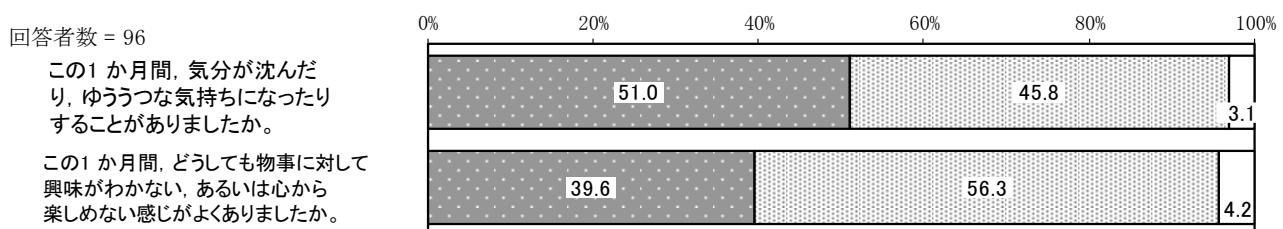
事業対象者では、『この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがありましたか。』で「いいえ」の割合より「はい」の割合が高く、約5割となっています。

要支援認定者では、『この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがありましたか。』で「いいえ」の割合より「はい」の割合が高く、5割半ばとなっています。

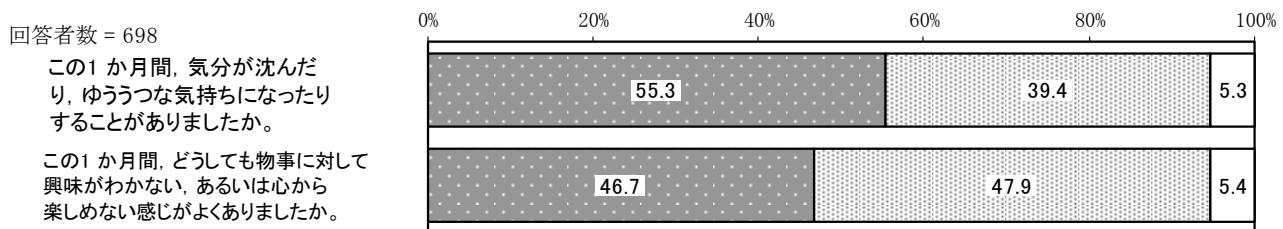
【一般高齢者】



【事業対象者】



【要支援認定者】



⑯ 現在治療中、または後遺症のある病気の有無

一般高齢者では、「高血圧」の割合が43.1%と最も高く、次いで「目の病気」の割合が17.2%、「糖尿病」の割合が13.3%となっています。

事業対象者では、「高血圧」の割合が49.0%と最も高く、次いで「筋骨格の病気（骨粗しう症、関節症等）」の割合が30.2%、「目の病気」の割合が27.1%となっています。

要支援認定者では、「高血圧」の割合が46.8%と最も高く、次いで「筋骨格の病気（骨粗しう症、関節症等）」の割合が30.7%、「目の病気」の割合が27.5%となっています。

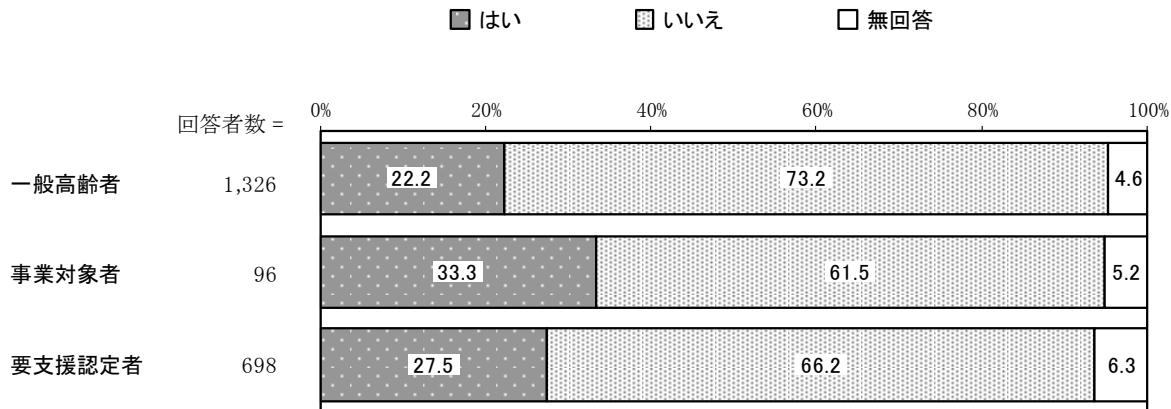


⑯ 認知症に関する相談窓口を知っているか

一般高齢者では、「はい」の割合が22.2%、「いいえ」の割合が73.2%となっています。

事業対象者では、「はい」の割合が33.3%、「いいえ」の割合が61.5%となっています。

要支援認定者では、「はい」の割合が27.5%、「いいえ」の割合が66.2%となっています。

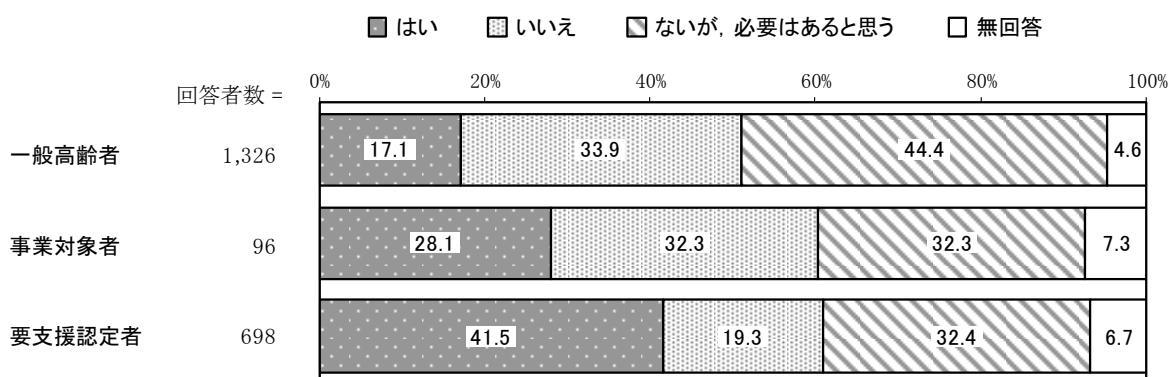


⑰ 自分の希望する治療やケアについて、家族と話し合ったことの有無

一般高齢者では、「ないが、必要はあると思う」の割合が44.4%と最も高く、次いで「いいえ」の割合が33.9%、「はい」の割合が17.1%となっています。

事業対象者では、「いいえ」、「ないが、必要はあると思う」の割合が32.3%と最も高く、次いで「はい」の割合が28.1%となっています。

要支援認定者では、「はい」の割合が41.5%と最も高く、次いで「ないが、必要はあると思う」の割合が32.4%、「いいえ」の割合が19.3%となっています。

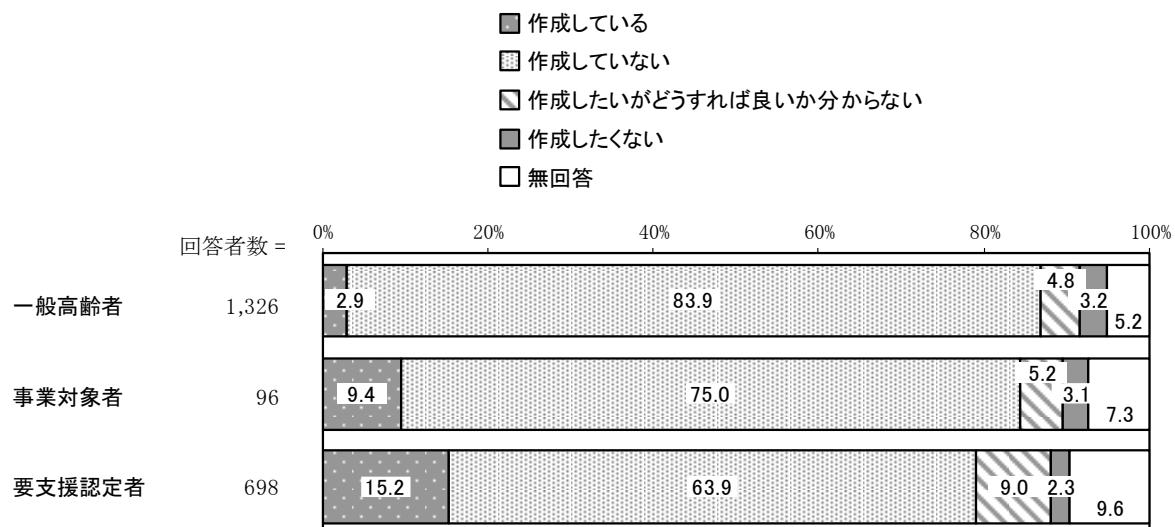


㉚ 自分の希望する治療やケアについて、書面の作成の有無

一般高齢者では、「作成していない」の割合が83.9%と最も高くなっています。

事業対象者では、「作成していない」の割合が75.0%と最も高くなっています。

要支援認定者では、「作成していない」の割合が63.9%と最も高く、次いで「作成している」の割合が15.2%となっています。

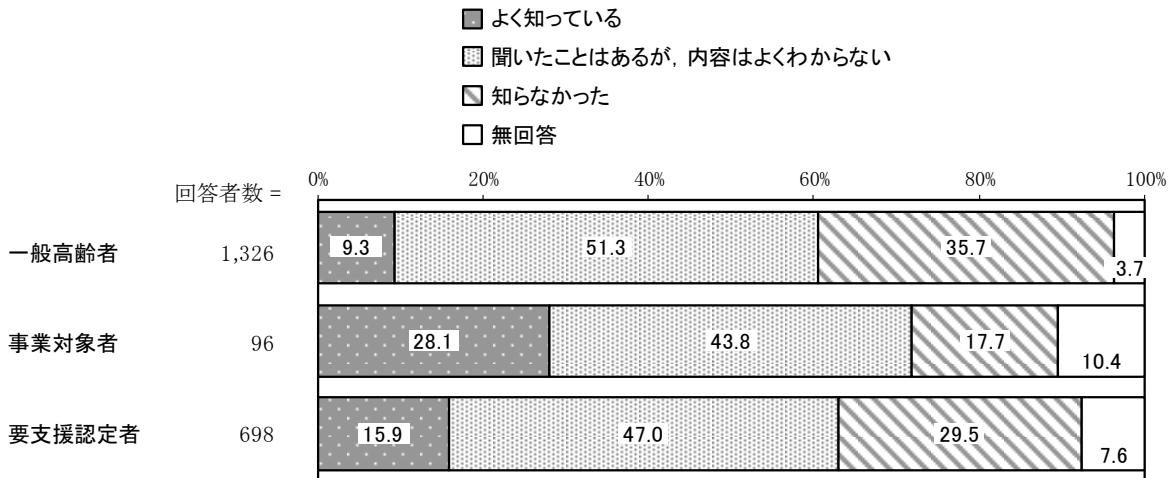


㉑ 「介護予防事業」の認知度について

一般高齢者では、「聞いたことはあるが、内容はよくわからない」の割合が51.3%と最も高く、次いで「知らなかった」の割合が35.7%となっています。

事業対象者では、「聞いたことはあるが、内容はよくわからない」の割合が43.8%と最も高く、次いで「よく知っている」の割合が28.1%、「知らなかった」の割合が17.7%となっています。

要支援認定者では、「聞いたことはあるが、内容はよくわからない」の割合が47.0%と最も高く、次いで「知らなかった」の割合が29.5%、「よく知っている」の割合が15.9%となっています。

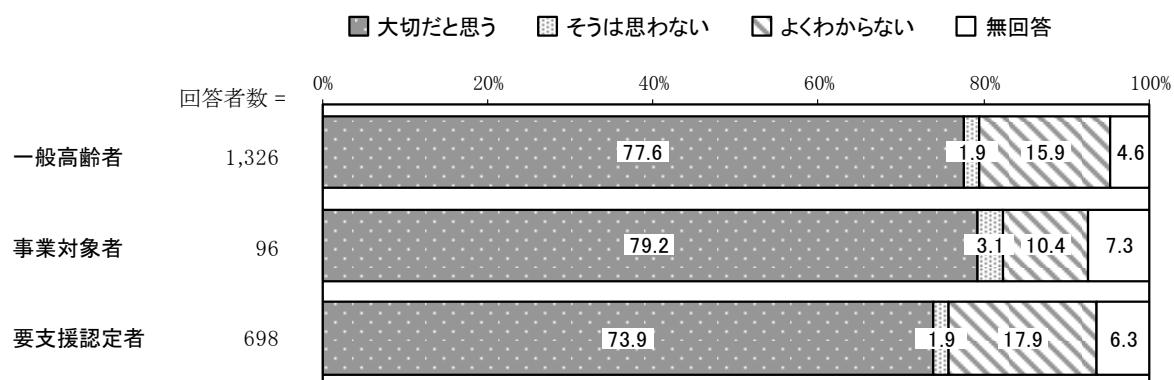


㉒ 介護予防の取組を推進することは、大切であると思うか

一般高齢者では、「大切だと思う」の割合が77.6%と最も高く、次いで「よくわからない」の割合が15.9%となっています。

事業対象者では、「大切だと思う」の割合が79.2%と最も高く、次いで「よくわからない」の割合が10.4%となっています。

要支援認定者では、「大切だと思う」の割合が73.9%と最も高く、次いで「よくわからない」の割合が17.9%となっています。



㉓ 将来の住まいと介護サービスについて

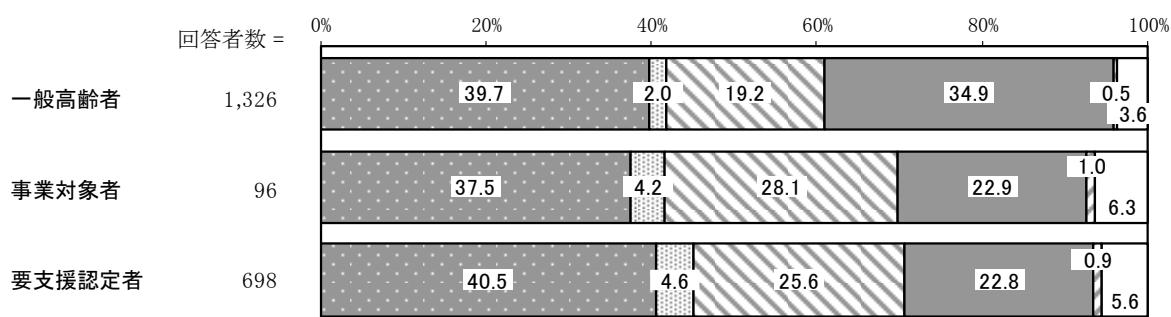
(ア) 将来の住まいと介護サービスの利用についての考え方

一般高齢者では、「介護が必要になっても、できる限り、現在の住まいや地域に住み続けたい」の割合が39.7%と最も高く、次いで「今のところよくわからない」の割合が34.9%、「介護が必要になったときに、施設（特別養護老人ホーム等）に入所したい」の割合が19.2%となっています。

事業対象者では、「介護が必要になっても、できる限り、現在の住まいや地域に住み続けたい」の割合が37.5%と最も高く、次いで「介護が必要になったときに、施設（特別養護老人ホーム等）に入所したい」の割合が28.1%、「今のところよくわからない」の割合が22.9%となっています。

要支援認定者では、「介護が必要になっても、できる限り、現在の住まいや地域に住み続けたい」の割合が40.5%と最も高く、次いで「介護が必要になったときに、施設（特別養護老人ホーム等）に入所したい」の割合が25.6%、「今のところよくわからない」の割合が22.8%となっています。

- 介護が必要になっても、できる限り、現在の住まいや地域に住み続けたい
- ケア付き住宅（高齢者向けの各種サービスの利用が可能な住宅）に早めに住み替えたい
- 介護が必要になったときに、施設（特別養護老人ホーム等）に入所したい
- 今のところよくわからない
- その他
- 無回答

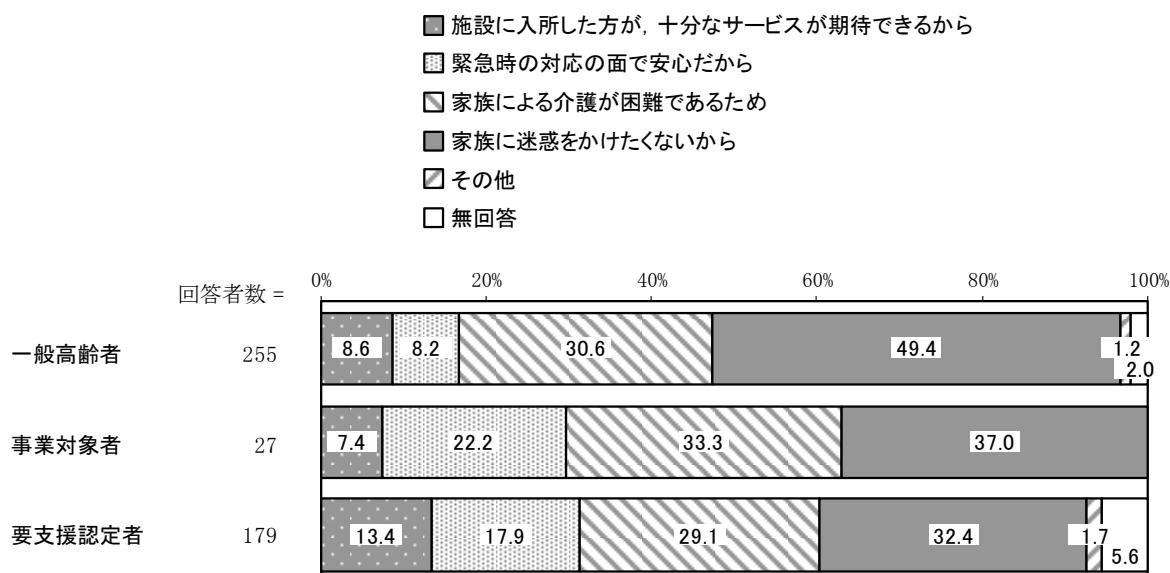


(イ) 施設入所を希望される主な理由

一般高齢者では、「家族に迷惑をかけたくないから」の割合が49.4%と最も高く、次いで「家族による介護が困難であるため」の割合が30.6%となっています。

事業対象者では、「家族に迷惑をかけたくないから」の割合が37.0%と最も高く、次いで「家族による介護が困難であるため」の割合が33.3%、「緊急時の対応の面で安心だから」の割合が22.2%となっています。

要支援認定者では、「家族に迷惑をかけたくないから」の割合が32.4%と最も高く、次いで「家族による介護が困難であるため」の割合が29.1%、「緊急時の対応の面で安心だから」の割合が17.9%となっています。

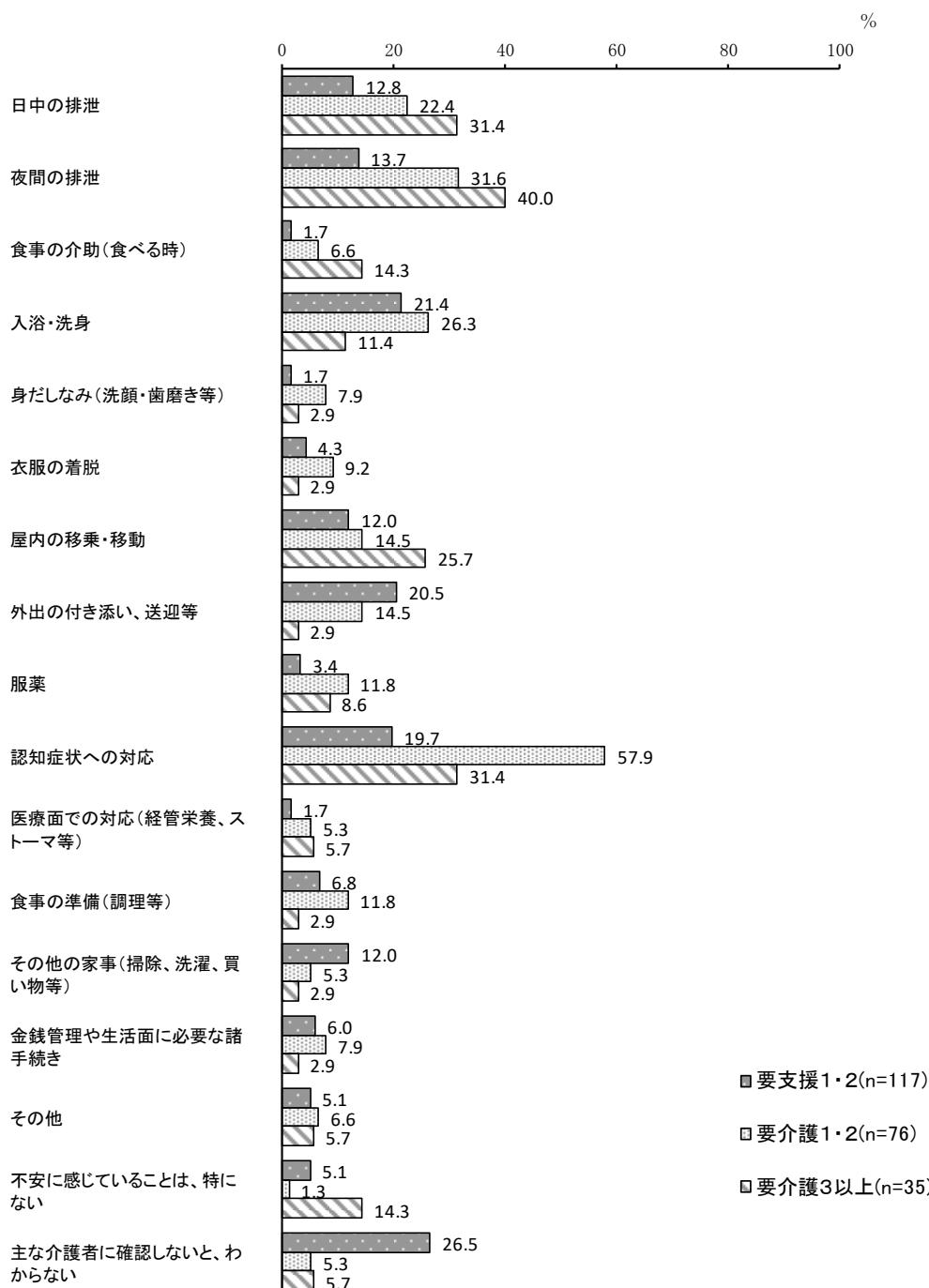


(2) 在宅介護実態調査

① 要介護度・認知症自立度の重度化に伴う「今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護」の変化

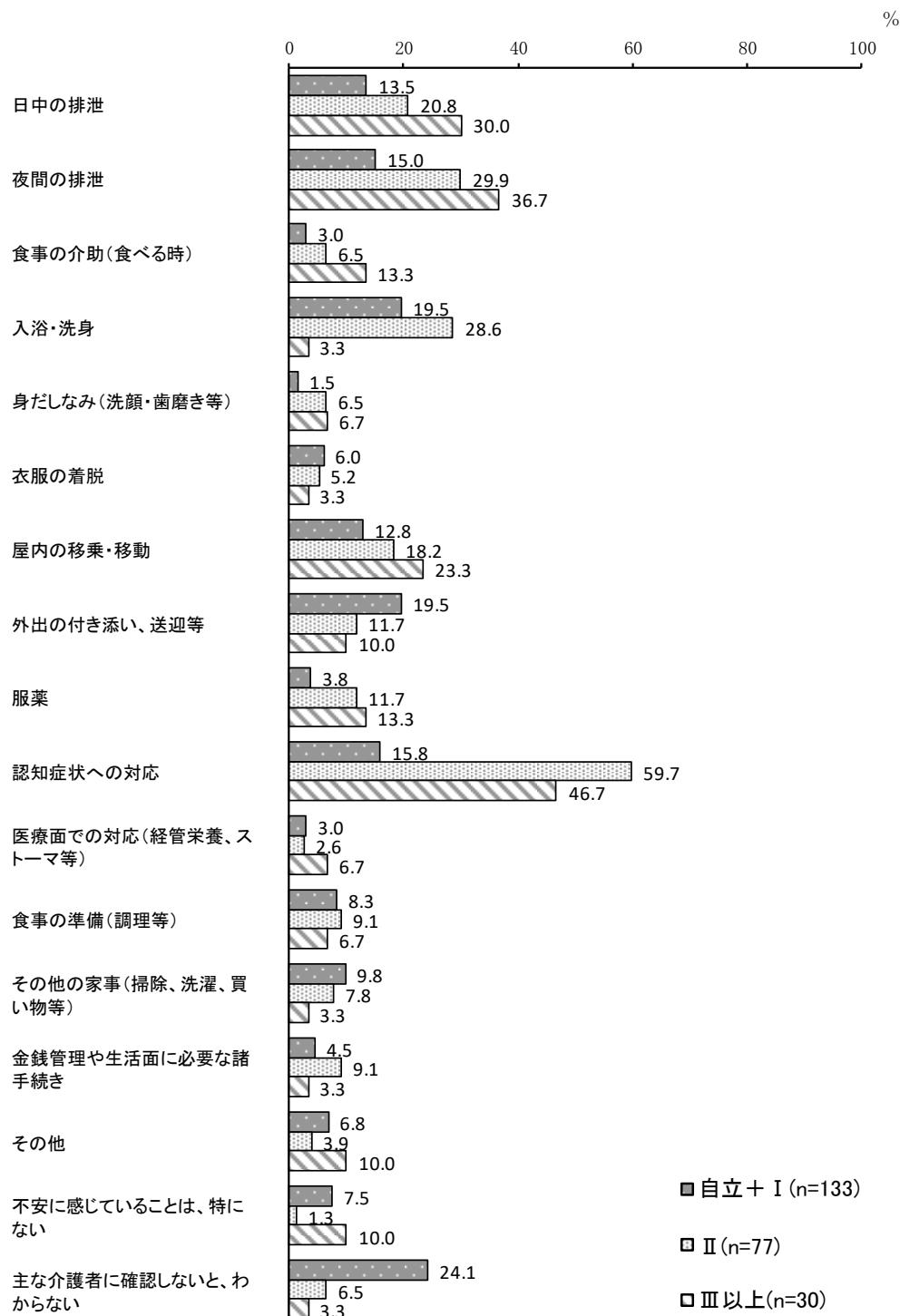
(ア) 要介護度別でみた今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護

要介護度別にみた場合、要介護3以上では、特に「日中の排泄」、「夜間の排泄」で主な介護者の不安が大きい傾向がみられ、要介護1・2では「認知症状への対応」について不安を感じる介護者が半数以上となっています。要支援1・2では、「入浴・洗身」、「外出の付き添い、送迎等」について主な介護者の不安が最も大きくなっています。



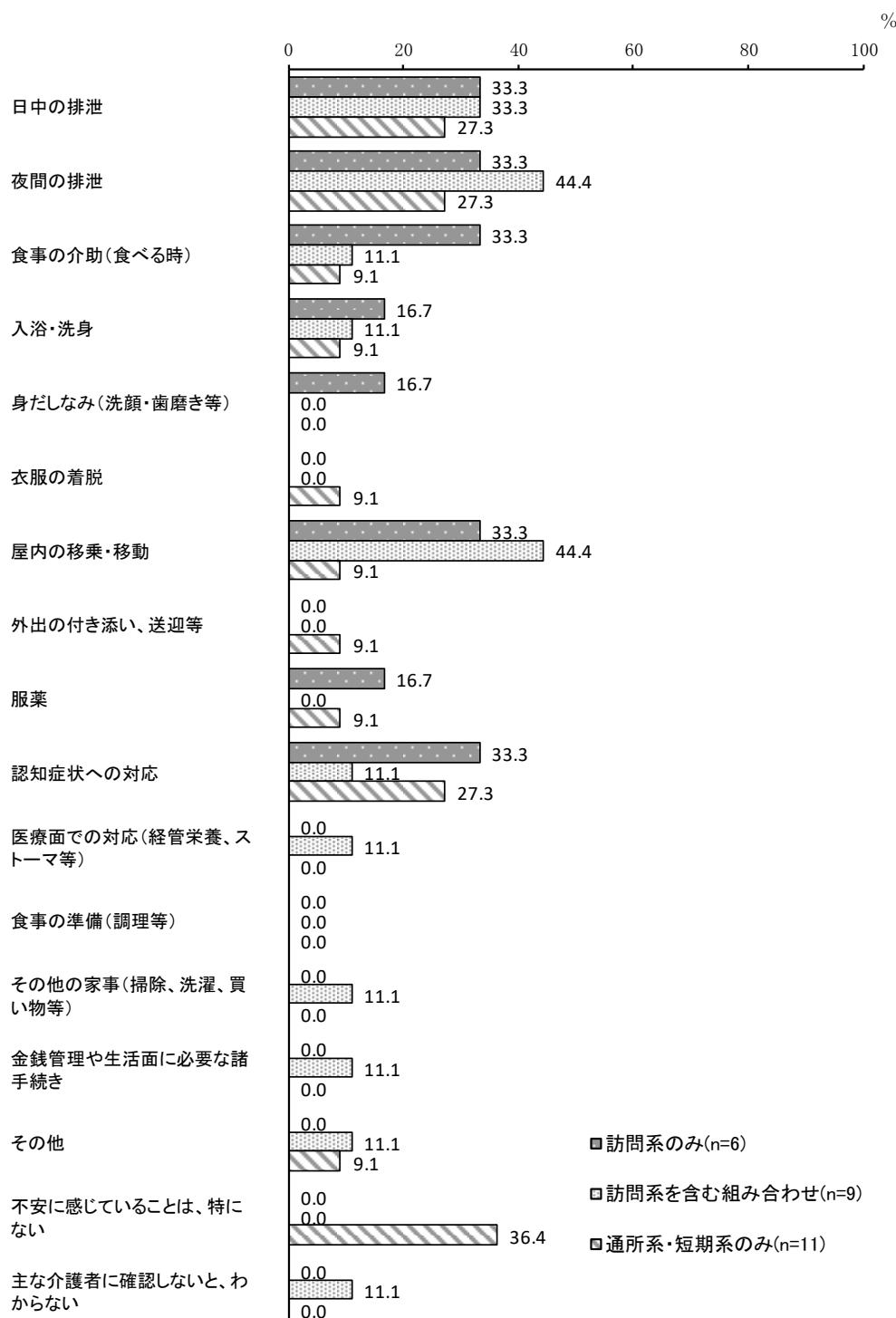
(イ) 認知症自立度別でみた今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護

「日中の排泄」、「夜間の排泄」で主な介護者の不安が大きい傾向がみられます。



② サービス利用の組み合わせ別の「今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護」（要介護3以上）

通所系・短期系のみの場合に比べ、訪問系を利用している人では「日中の排泄」、「夜間の排泄」、「屋内の移乗・移動」について不安を感じる介護者の割合が高くなっています。



高齢者人口等の将来推計

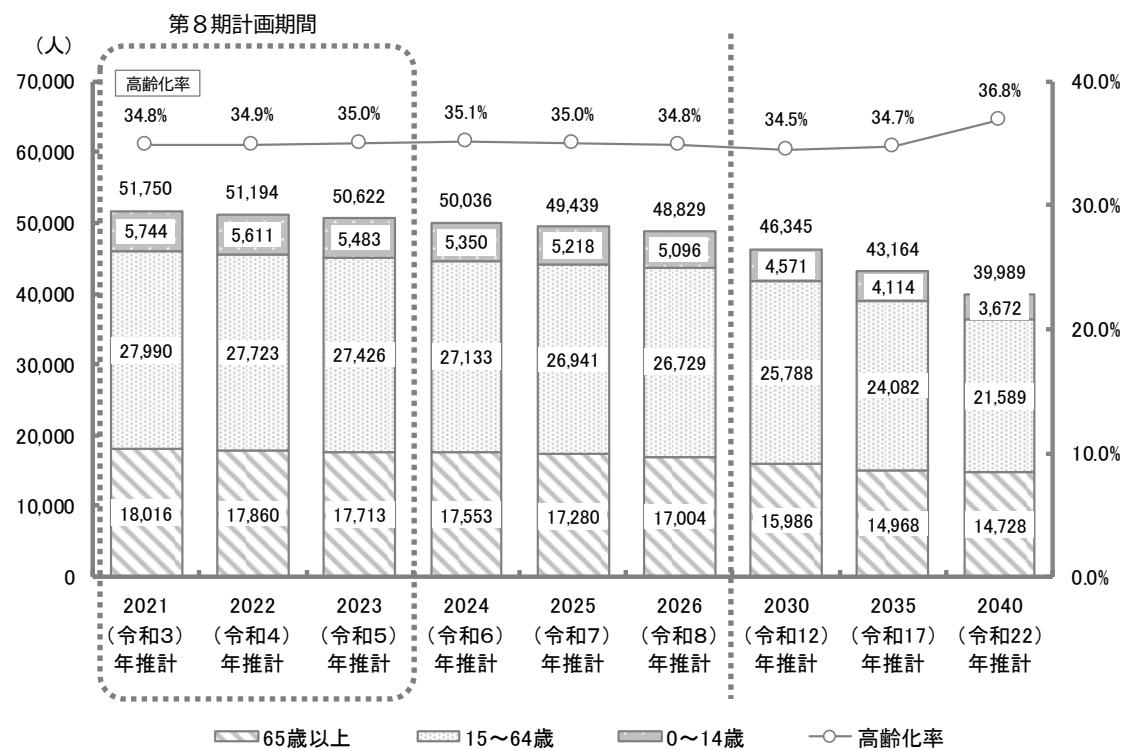
1 高齢者人口、要支援・要介護認定者数等の推計

(1) 人口推計

① 総人口および年齢3階層別人口の推計

本市の総人口は、2021（令和3）年推計の51,750人から2023（令和5）年には50,622人と1,128人減少、2040（令和22）年には39,989人と11,761人減少すると予測されます。年齢3区別では、65歳以上、15～64歳、0～14歳のいずれも2021（令和3）年以降は減少すると予測されており、2023（令和5）年では65歳以上は17,713人、15～64歳は27,426人、0～14歳は5,483人、2040（令和22）年では65歳以上は14,728人、15～64歳は21,589人、0～14歳は3,672人と予測されます。

◆ 総人口および年齢3階層別人口の推計

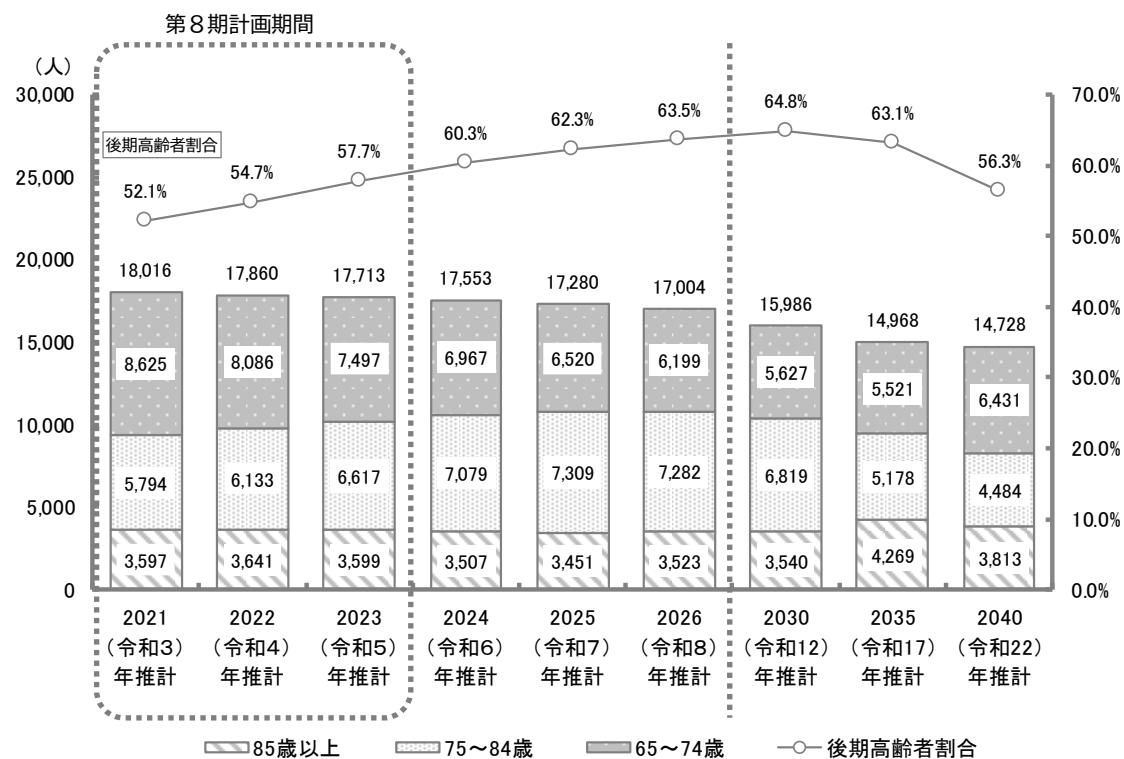


※推計にあたっては、2016（平成28）～2020（令和2）年（各年10月1日現在）の住民基本台帳の人口により、コーホート変化率法を用いて算出したものを採用

② 65歳以上人口の推計

前期・後期高齢者人口の推計は、前期高齢者人口が減少し、後期高齢者人口が増加する傾向が続くと予測されます。2025（令和7）年には、高齢者人口は17,280人と現在より少なくなりますが、後期高齢者人口は10,760人、高齢者人口に占める後期高齢者人口の割合は62.3%と大きく増加すると予測されます。

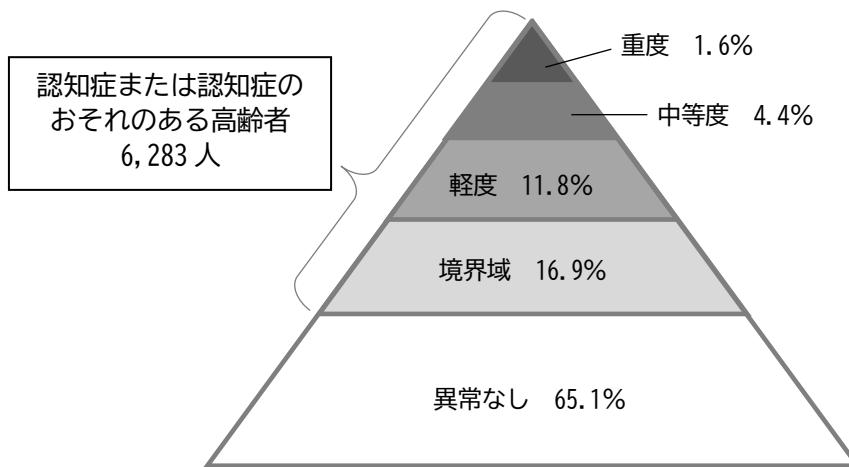
◆ 65歳以上人口の推計



※推計にあたっては、2016（平成28）～2020（令和2）年（各年10月1日現在）の住民基本台帳の人口により、コーホート変化率法を用いて算出したものを採用

③ 認知症高齢者数の推定値

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査から、認知症または認知症のおそれのある高齢者の推定結果は6,283人と推定され、65歳以上の約3人に1人の割合となります。



※介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果を参考にし、未回答群も回答群と同じ程度のCPS（認知機能障害の程度）であろうという前提での推定値

※実際の人口値（住民基本台帳）を参考にして算出

（2）第1号被保険者数の推計

第1号被保険者数の推計では、2023（令和5）年度時点に合計が17,600人、2025（令和7）年度時点に合計が17,172人と見込まれます。

◆ 第1号被保険者数の推計

単位：人

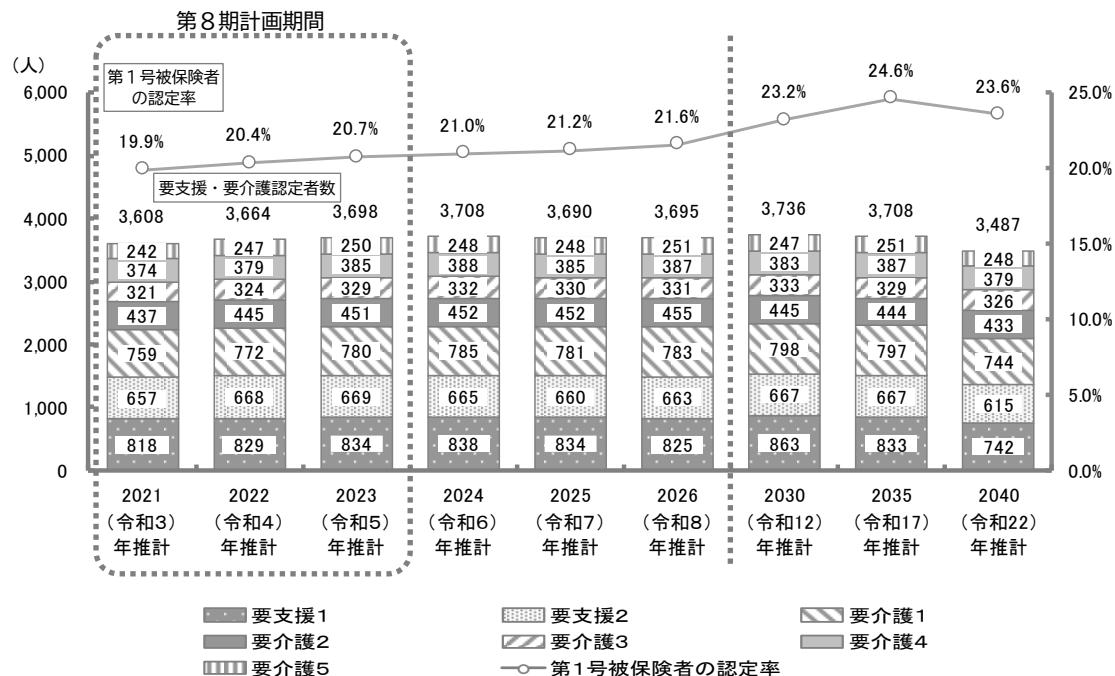
	2021 (令和3) 年推計	2022 (令和4) 年推計	2023 (令和5) 年推計	2024 (令和6) 年推計	2025 (令和7) 年推計	2026 (令和8) 年推計	2030 (令和12) 年推計	2035 (令和17) 年推計	2040 (令和22) 年推計
65～74歳	8,565	8,029	7,444	6,918	6,475	6,156	5,588	5,482	6,385
75～84歳	5,752	6,089	6,570	7,028	7,258	7,230	6,770	5,142	4,452
85歳以上	3,584	3,628	3,586	3,494	3,439	3,510	3,527	4,253	3,800
計	17,901	17,746	17,600	17,440	17,172	16,896	15,885	14,877	14,637
高齢者数	18,016	17,860	17,713	17,553	17,280	17,004	15,986	14,968	14,728

※推計は、2018（平成30）年～2020（令和2）年の高齢者数に対する第1号被保険者の出現率の平均を使用

(3) 要支援・要介護認定者数の推計

要支援・要介護認定者数の推計では、2023（令和5）年度時点に合計が3,698人、2025（令和7）年度時点に合計が3,690人と見込まれます。第1号被保険者の認定率は上昇していくと予測されます。

◆ 要支援・要介護認定者数の推計



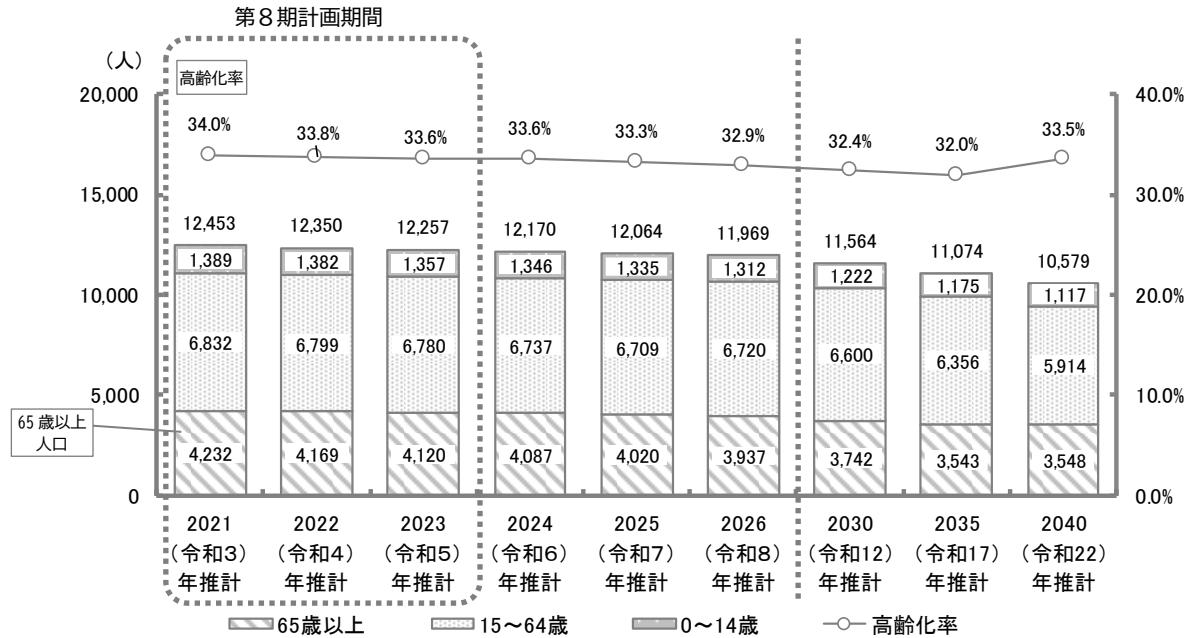
※認定者数は、第1号被保険者と第2号被保険者の総数とし、認定率には第2号被保険者は含まない
※推計は、2020（令和2）年8月分の認定率により独自に試算

		単位：人									
		2021 (令和3) 年推計	2022 (令和4) 年推計	2023 (令和5) 年推計	2024 (令和6) 年推計	2025 (令和7) 年推計	2026 (令和8) 年推計	2030 (令和12) 年推計	2035 (令和17) 年推計	2040 (令和22) 年推計	
第1号被保険者	要支援1	807	818	823	827	823	814	853	824	734	
	要支援2	644	655	656	652	647	650	654	655	605	
	要介護1	753	766	774	779	775	777	792	791	740	
	要介護2	425	433	439	440	440	443	433	433	424	
	要介護3	318	321	326	329	327	328	330	326	323	
	要介護4	372	377	383	386	383	385	381	385	377	
	要介護5	238	243	246	244	244	247	243	247	245	
	小計	3,557	3,613	3,647	3,657	3,639	3,644	3,686	3,661	3,448	
第2号被保険者	要支援1	11	11	11	11	11	11	10	9	8	
	要支援2	13	13	13	13	13	13	13	12	10	
	要介護1	6	6	6	6	6	6	6	6	4	
	要介護2	12	12	12	12	12	12	12	11	9	
	要介護3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
	要介護4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	要介護5	4	4	4	4	4	4	4	4	3	
	小計	51	51	51	51	51	51	50	47	39	
合計		3,608	3,664	3,698	3,708	3,690	3,695	3,736	3,708	3,487	
第1号被保険者数		17,901	17,746	17,600	17,440	17,172	16,896	15,885	14,877	14,637	
高齢者数		18,016	17,860	17,713	17,553	17,280	17,004	15,986	14,968	14,728	

2 圏域別人口、要支援・要介護認定者数の推計

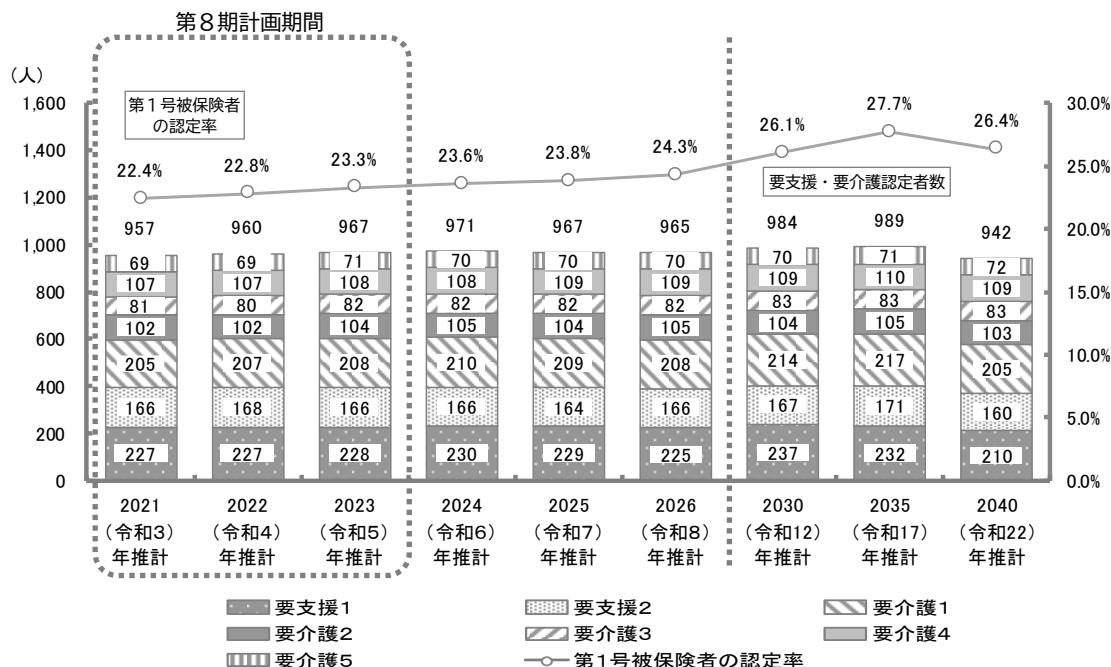
(1) A圏域（与島・西部・中央地区）

◆ 人口および年齢3階層別人口の推計



※推計にあたっては、2016（平成28）～2020（令和2）年（各年10月1日現在）の住民基本台帳の人口により、コーホート変化率法を用いて算出したものを採用

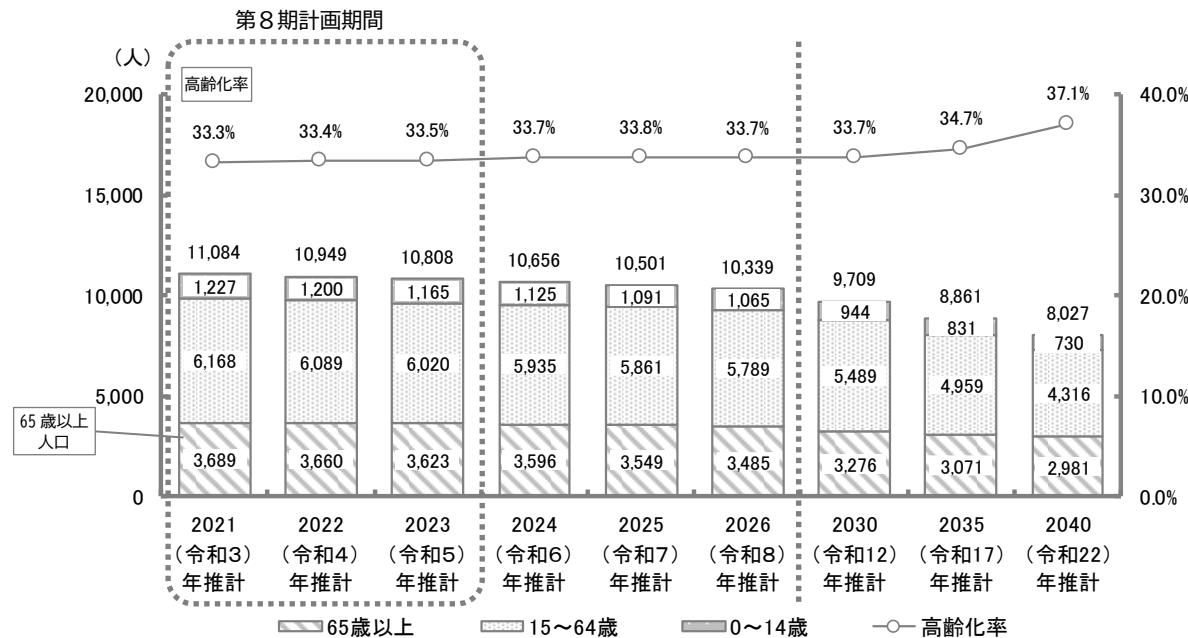
◆ 要支援・要介護認定者数の推計



※認定者数は、第1号被保険者と第2号被保険者の総数とし、認定率には第2号被保険者は含まない
※推計は、2020（令和2）年8月分の認定率により独自に試算

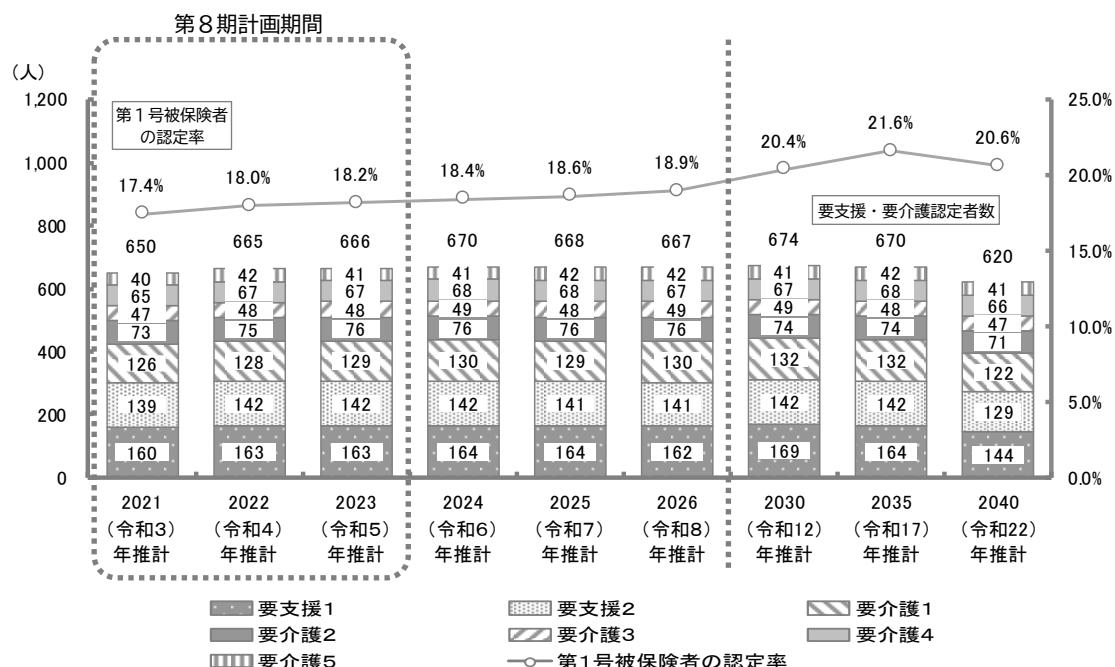
(2) B圏域（東部・金山（江尻町）地区）

◆ 人口および年齢3階層別人口の推計



※推計にあたっては、2016（平成28）～2020（令和2）年（各年10月1日現在）の住民基本台帳の人口により、コーホート変化率法を用いて算出したものを採用

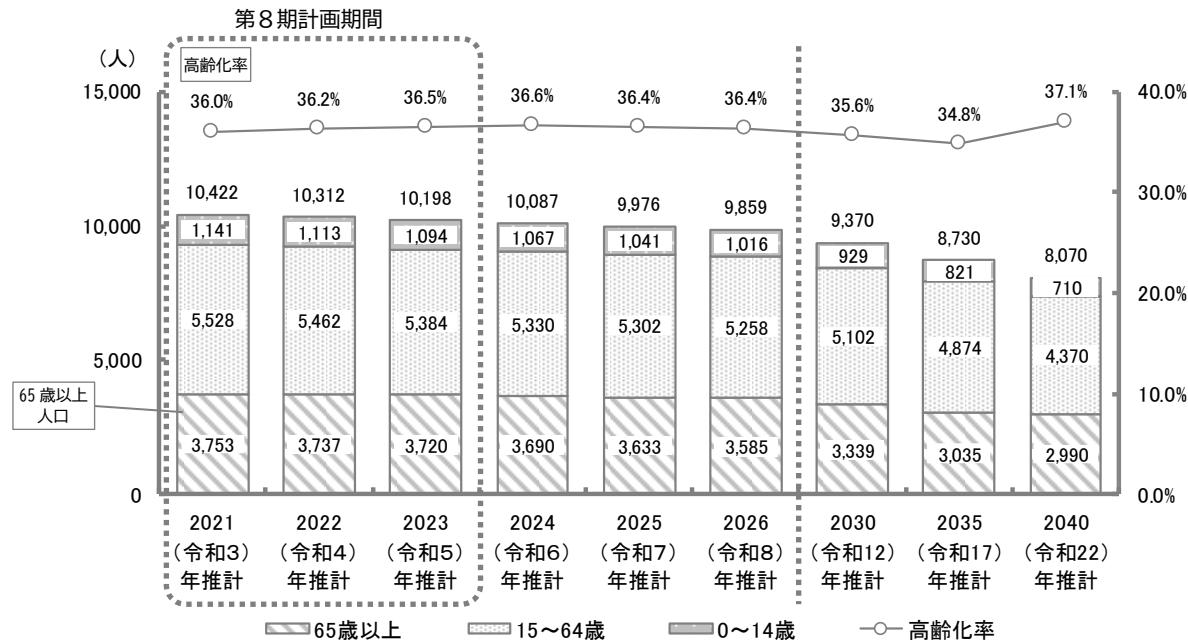
◆ 要支援・要介護認定者数の推計



※認定者数は、第1号被保険者と第2号被保険者の総数とし、認定率には第2号被保険者は含まない
※推計は、2020（令和2）年8月分の認定率により独自に試算

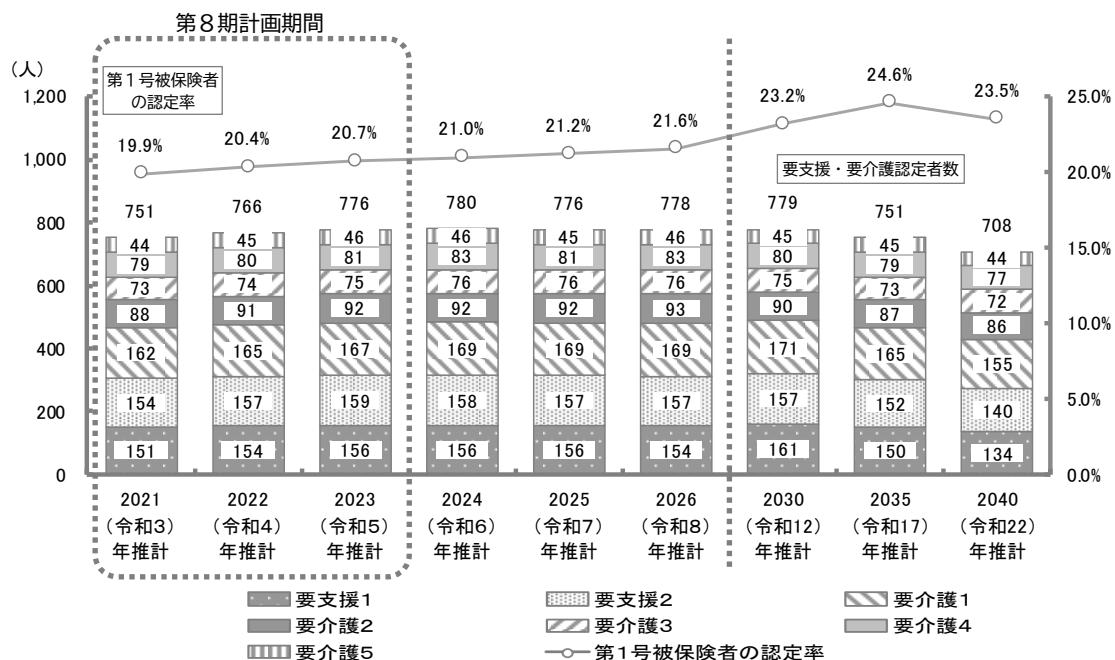
(3) C圏域（林田・松山・王越地区）

◆ 人口および年齢3階層別人口の推計



※推計にあたっては、2016（平成28）～2020（令和2）年（各年10月1日現在）の住民基本台帳の人口により、コーホート変化率法を用いて算出したものを採用

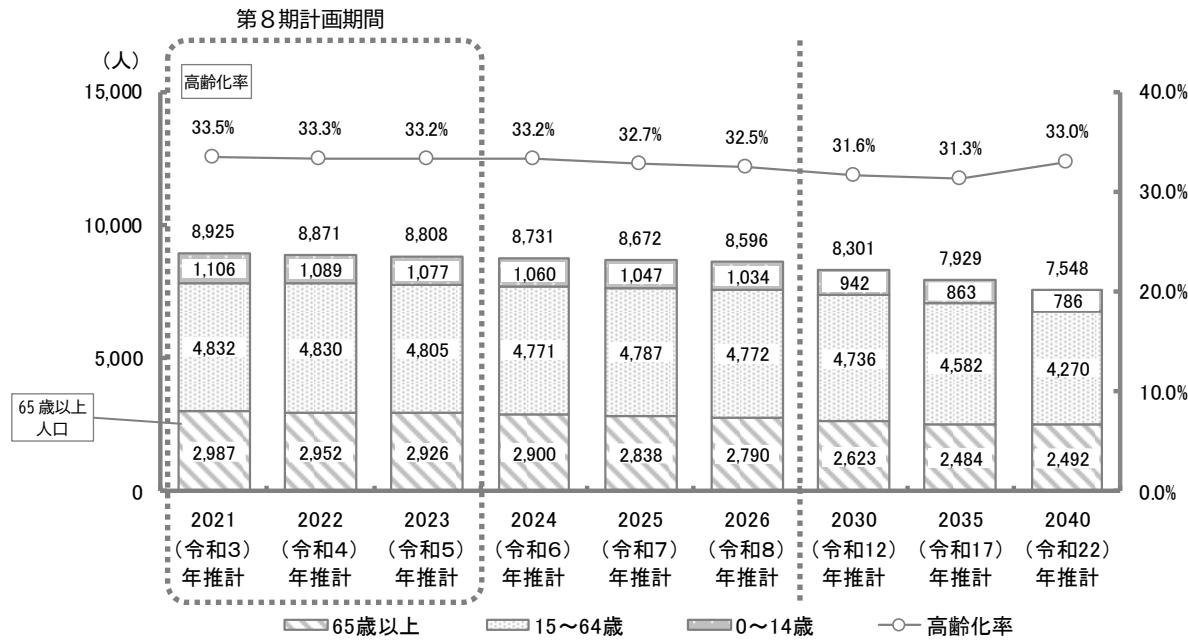
◆ 要支援・要介護認定者数の推計



※認定者数は、第1号被保険者と第2号被保険者の総数とし、認定率には第2号被保険者は含まない
※推計は、2020（令和2）年8月分の認定率により独自に試算

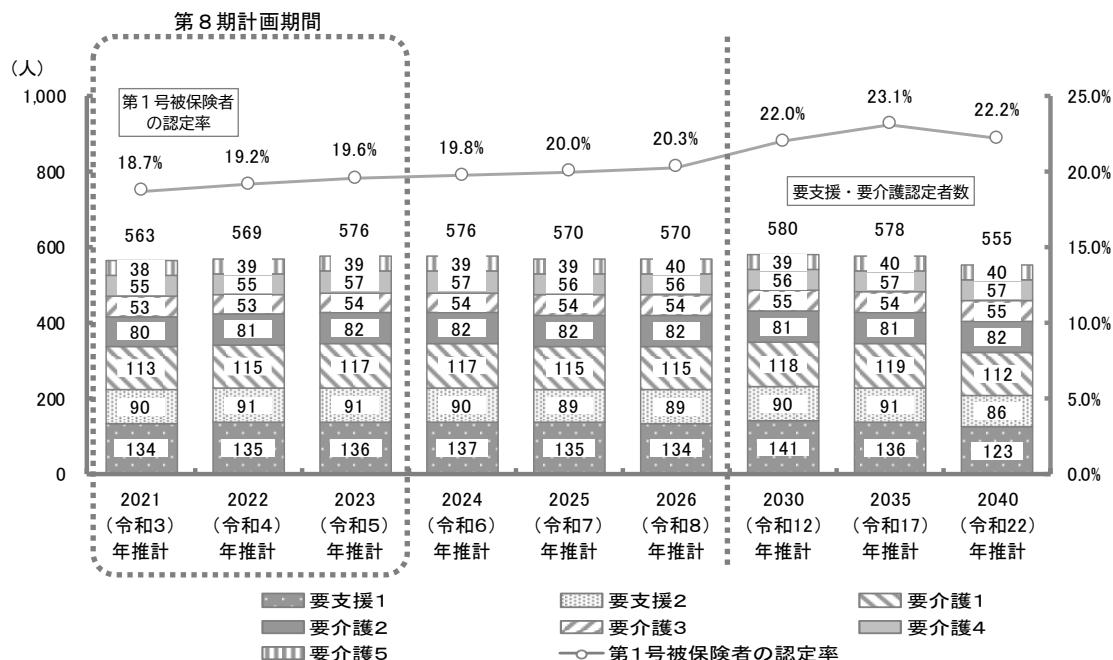
(4) D圏域（金山（江尻町を除く）・川津地区）

◆ 人口および年齢3階層別人口の推計



※推計にあたっては、2016（平成28）～2020（令和2）年（各年10月1日現在）の住民基本台帳の人口により、コーホート変化率法を用いて算出したものを採用

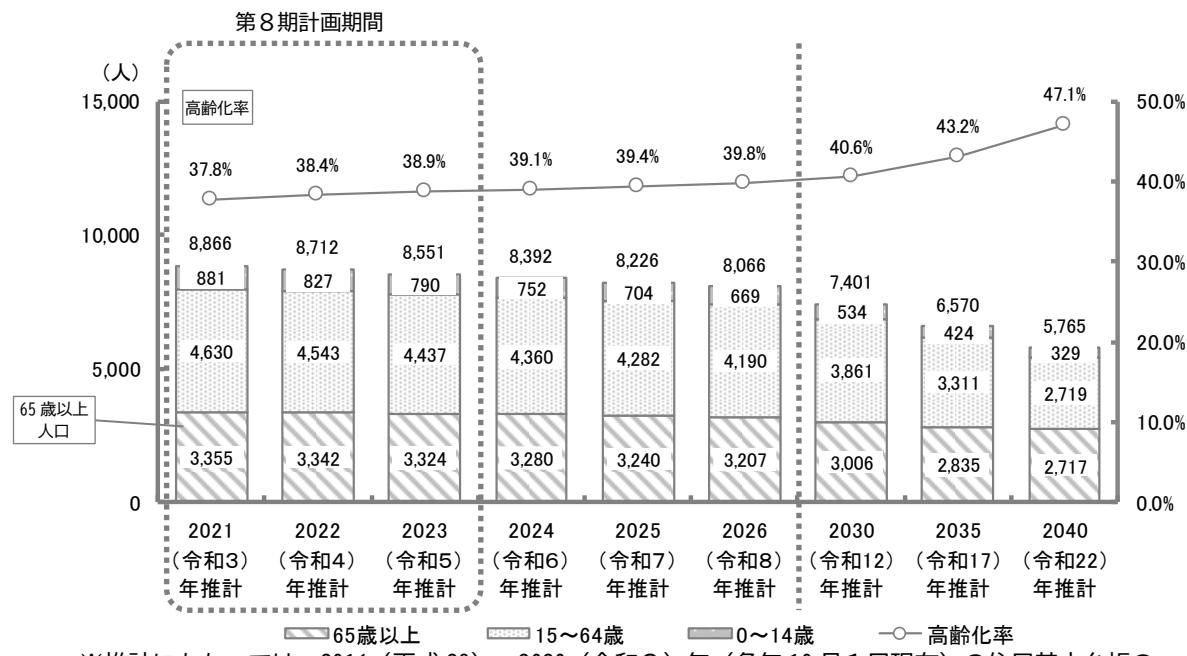
◆ 要支援・要介護認定者数の推計



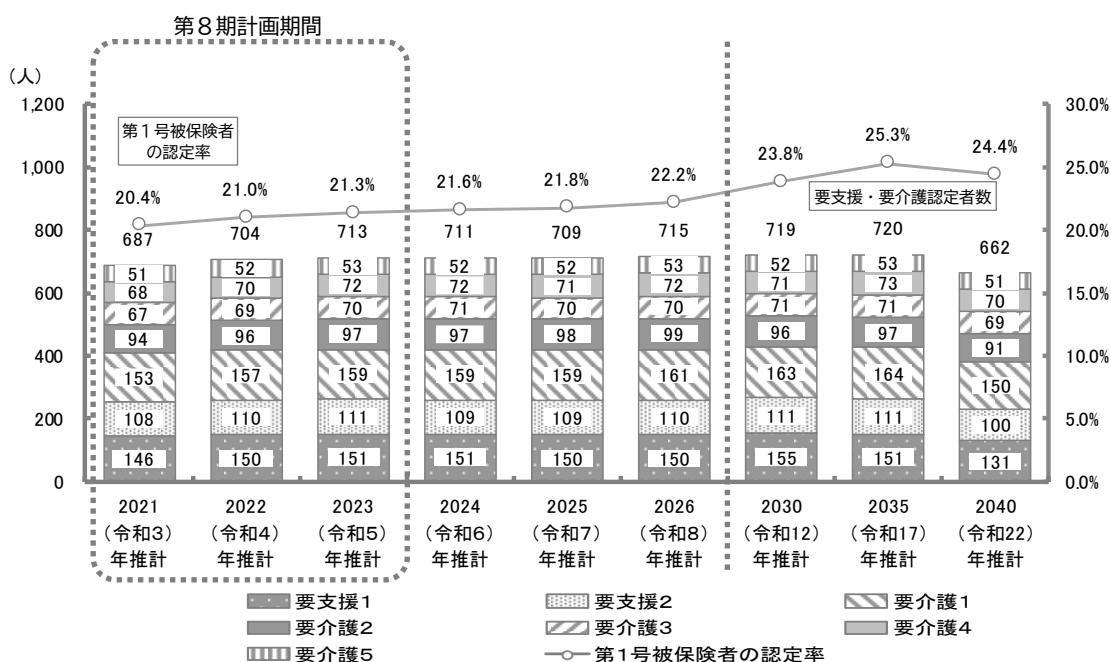
※認定者数は、第1号被保険者と第2号被保険者の総数とし、認定率には第2号被保険者は含まない
※推計は、2020（令和2）年8月分の認定率により独自に試算

(5) E圏域（西庄・加茂・府中地区）

◆ 人口および年齢3階層別人口の推計



◆ 要支援・要介護認定者数の推計



第4章

計画の基本理念および基本目標

1 基本理念

2025（令和7）年には団塊の世代が75歳以上になり、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、要介護認定者、認知症高齢者などが増加することが予測されます。

こうした中、すべての高齢者が生きがいを持ち暮らし続けるためには、「健康寿命」の延伸が重要であり、必要に応じて適切なサービスを受けられることが大切です。しかしながら、近年の社会情勢から、高齢者と高齢者を取り巻く環境や生活課題を公的な制度や福祉サービスだけで支えることは難しい状況となってきています。これら高齢者と高齢者を取り巻く環境や生活課題に対し、きめ細かく対応するためには、「地域で支え、助け合う」地域共生社会を実現していくことが求められます。

本計画は、高齢者に関する具体的な目標や施策を示すとともに、前計画の基本的考え方や趣旨を継承し、地域包括ケアシステムの実現に向けた施策と事業を積極的に展開していくため、本計画の基本理念を「誰もが安心して いきいきと暮らせる 地域づくり」とします。

また、基本方針についても、前計画の基本的考え方や趣旨を継承し、団塊の世代が後期高齢者となる「2025（令和7）年」と団塊ジュニアの世代が高齢者となる「2040（令和22）年」を考え、長期的視点に立ち「2040（令和22）年を見据えた仕組みづくり」とします。

【 基本理念 】

誰もが安心して いきいきと 暮らせる 地域づくり

【 基本方針 】

2040（令和22）年を見据えた仕組みづくり



2 基本目標

(1) 健やかに 幸せな まちづくり

高齢者一人ひとりが、出来る限り元気に自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、健康づくりと介護予防を推進していきます。生活習慣病や要介護状態等の予防を目的とした事業を実施することで、高齢期の健康に対する意識を高め、高齢者の元気な暮らしを支援していきます。

また、住民の主体的な支え合いや地域の資源を活かした地域づくりを推進し、住民一人ひとりの暮らしや生きがいを地域とともに創る「地域共生社会」を実現するために、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる健やかに幸せなまちづくりをめざします。

(2) 楽しく 豊かな 生きがいづくり

高齢者がいきいきと暮らせるよう、地域活動の充実により生きがいづくりを推進するとともに、社会の担い手として活躍できるよう支援していきます。

また、高齢者の貴重な経験や知識・技術を活かし、生きがいと自信を持って活躍できるよう社会参加を促進し、住み慣れた地域で楽しく豊かに暮らし続けることができるよう施策の展開を図ります。

(3) 思いやりのある 地域ネットワークづくり

介護が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしく、安心して生活を続けるため、在宅サービスと施設・居宅系サービスなど、バランスのとれたサービス提供体制整備に努めます。

また、介護を必要とする人だけでなく、その家族への支援を行い、在宅医療・在宅介護の充実を図り、高齢者が日常生活の必要に応じて介護・医療・予防・生活支援といった支援を受けられるよう、地域での関係者によるネットワークの強化に取り組みます。

3 施策の体系

基本理念

誰もが安心して いきいきと暮らせる 地域づくり

基本方針

2040（令和22）年を見据えた仕組みづくり

基本目標

健やかに 幸せな まちづくり
楽しく 豊かな 生きがいづくり
思いやりのある 地域ネットワークづくり



具体項目

1 介護予防と社会参加の推進

- (1) 介護予防の充実
- (2) 元気高齢者の活動支援

2 高齢者の生活を支える体制の充実

- (1) 「坂出ささえまろネットワーク」の充実
- (2) 在宅生活支援の充実
- (3) 安心して生活するための環境づくり
- (4) 高齢者の権利擁護と虐待の防止

3 認知症施策の推進

- (1) 認知症の理解を深めるための普及啓発
- (2) 認知症の人や関わる人への支援

4 包括的な支援体制の強化

- (1) 地域包括支援センターの機能強化
- (2) 地域ケア会議と適切なケアマネジメントの推進
- (3) 在宅医療・介護連携の推進

5 介護支援の推進

- (1) 介護サービス事業所への支援
- (2) 持続可能な介護保険制度運営

めざす姿

夢（生きがい）を持って
元気に わくわく 自分らしく
健やかで幸せなまちへ

計画の推進体制

| 1 全庁的な取組

本計画の推進にあたっては、保健・医療・福祉・介護など、高齢者に関する問題を担当する関係各課が連携し、支援を必要としている高齢者を早期に把握し、一人ひとりのニーズに対応したサービスの提供に努めます。

また、市民および各種団体、保健・医療・福祉・介護の各分野の関係機関等との緊密な協力・連携を図る中で、本計画の円滑かつ効果的な推進に努めます。

| 2 広報体制の充実

介護保険サービス、健康づくりおよび介護予防に関する保健事業、福祉事業、地域福祉活動等さまざまなサービスや制度を含めた情報について、広報誌、パンフレット、ホームページ等の多様な媒体や各種事業を通じた広報活動を行い、市民への周知を図っていきます。介護保険の実施状況については、地域包括ケア「見える化」システムを効果的に活用して、積極的に情報提供を行います。

また、広報活動にあたっては、拡大文字や図などを用いて、可能な限り分かりやすい資料の作成等を通じて、障がいのあるかたなどにも配慮した情報提供・周知に努めます。

| 3 P D C A サイクルを通じた地域マネジメントの推進

地域包括ケアシステムの深化・推進および介護保険制度の持続可能性の確保のためには、保険者である本市による地域課題の分析と対応が必要であり、保険者機能を抜本的に強化していく必要があることから、目標達成に向けた活動を継続的に改善する取組である「地域マネジメント」を推進していく必要があります。

具体的には、①地域包括ケア「見える化」システムなどを活用し、地域の実態把握・課題分析を行い、②実態把握・課題分析を踏まえ、地域における共通の目標を設定し、関係者間で共有するとともに、その達成に向けた具体的な計画を作成し、③この計画に基づき、地域の介護資源の発掘や基盤整備、多職種連携の推進、効率的なサービス提供も含め、自立支援や介護予防に向けたさまざまな取組を推進して、④これらの取組の実績を評価した上で、計画について必要な見直しを行う、というP D C A サイクルを繰り返し行うことが重要です。このため、実態や課題を踏まえて、本計画の最終年度である2023（令和5）年度における目標を設定し、関係者間で共有しつつ、目標の達成状況について、「坂出市介護保険事業計画運営推進委員会」等を通じて分析、評価、公表を行います。

施策の推進

1 介護予防と社会参加の推進

介護予防は、年齢や心身の状態に関わらず、地域で暮らすすべての高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるようにするための取組です。そこで、閉じこもりを予防し、活動的な状態を維持するため、人と人とのつながりを築く通いの場の充実や高齢者自らが介護予防に向けた活動の担い手となるよう社会参加の促進を図るとともに、リハビリ専門職と連携し、運動器の機能向上や転倒予防に向けた取組の強化に努めます。

また、多様な問題を抱えた世帯への支援が円滑に行えるよう、関係部署や関係機関で検討するためのネットワークを整備するほか、新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じ、高齢者がさまざまな活動に安全に参加できる体制や気軽に相談できる体制の構築に努めます。

(1) 介護予防の充実

本市では、高齢者のニーズや状態に合わせた各種介護予防教室やオリジナル体操「ころばんで体操」の普及を通じて介護予防の充実に努めてきました。

ニーズ調査では、階段を手すりや壁をつたわらずにのぼることができるかについて、事業対象者、要支援認定者では「できない」の割合が高く、半数を超えており、下肢筋力の機能向上に向けた、介護予防の取組が必要です。加えて、一般高齢者の介護・介助が必要になった原因是、前回調査では「骨折・転倒」が最も高かったものの、今回調査では「高齢による衰弱」の割合が最も高くなっています。骨折・転倒予防に加え、栄養改善やフレイル予防についての取組が必要です。さらに、介護予防事業について、一般高齢者では「聞いたことがあるが、内容はよくわからない」「知らないかった」が7割を超えており、事業の普及啓発および周知方法の工夫が求められます。

さらに、新型コロナウイルス等の新興感染症の感染拡大防止を踏まえた介護予防事業の展開や、自宅で過ごすことの多くなった高齢者等への介護予防・認知症予防対策が求められています。

«けんこう課、かいご課»

目標：介護予防・自立支援の充実

取組

新規	○オリジナル体操「ころばんで体操」の普及
拡充	○「さかいで介護の日」の充実 ◆介護予防事業の普及啓発 ◆健幸アドバイザーの講演会
継続	○介護予防センターの養成を通じての地域での担い手づくり ○「出前講座」を活用し、自立支援、介護予防に関する普及啓発 ○介護予防・生活支援サービスの推進 ○一般介護予防事業の推進 ◆転倒予防に特化したはつらつ教室 ◆認知症予防に重点をおいたミュージック・ヒーリングやコグニサイズ ◆フレイル対策や生きがいづくりを目的としたフレイル予防教室

評価指標

事業	現状	目標 (2023年度)
出前講座「ころばんで体操」開催数	-	50回
介護予防センター活動者数	23人	30人

ニーズ調査結果	対象者	現状	目標 (2023年度)
手すりや壁をつたわらずに階段をのぼることができない割合	一般高齢者	16.0%	10.0%
	要支援認定者	75.9%	60.0%
過去1年間に転んだ経験がある割合	一般高齢者	31.4%	20.0%
	要支援認定者	64.9%	50.0%
転倒に対する不安が大きい割合	一般高齢者	46.3%	40.0%
	要支援認定者	90.8%	80.0%
介護予防事業の認知度	一般高齢者	9.3%	15.0%
	要支援認定者	15.9%	20.0%
介護予防の取組が大切だと思う割合	一般高齢者	77.6%	80.0%
	要支援認定者	73.9%	80.0%

目標：多面的なフレイル予防の取組の推進

取組

新規	○保健事業と介護予防の一体的な取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ◆ハイリスクアプローチ（重症化予防のための個別支援） ◆ポピュレーションアプローチ（通いの場などへの支援）
	○フレイル予防の推進 <ul style="list-style-type: none"> ◆管理栄養士による栄養教室の開催や栄養指導の実施 ○オーラルフレイルの普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> ◆オーラルヘルスリーダーによる口腔ケアの推進

評価指標

事業	現状	目標 (2023年度)
出前講座「高齢者向けオーラルフレイル」開催数	3回/年	10回/年
後期高齢者のうち健康状態不明者数（医療・介護情報なしのかた）	38人	0人
80歳で20本以上自分の歯を有する割合（第2次坂出市健康増進計画）	—	50% (2024年度)

ニーズ調査結果	対象者	現状	目標 (2023年度)
高齢による衰弱で介護が必要になった割合	一般高齢者	18.7%	15.0%
	要支援認定者	23.4%	20.0%

(2) 元気高齢者の活動支援

本市では、「第2次坂出市健康増進計画および第2次坂出市食育推進計画」を策定し、「お互いに支え合う 笑顔のまち 坂出」をめざし、生活習慣病改善についての健康教育や特定健康診査の受診勧奨、ラジオ体操大会等を通じて高齢者の健康づくりや生きがいづくりに努めてきました。

ニーズ調査では、現在治療中、後遺症のある病気として、高血圧、糖尿病や骨粗しょう症など生活習慣病の割合が高くなっています。毎日の食生活や運動などの生活習慣に大きく影響されるところから、高齢期の健康づくりだけではなく、若い世代から自分の心身の状況や健康づくりに関心を持ってもらい、生活習慣病予防や重症化予防に取り組む必要があります。

また、前回の調査に比べ、外出を控えている理由で「その他」が大幅に増加しており、これは、新型コロナウイルスの感染拡大の影響が考えられ、体を動かすことや生涯学習に取り組む機会が減っているものと危惧されます。

さらに、支援を必要とする人ほど生きがいが「思いつかない」割合が高くなっています。趣味や生きがいづくりの重要性について普及啓発に努めることが必要です。加えて、引き続き生涯学習やスポーツに気軽に親しむことができるよう、情報提供や環境づくりを行うことが必要です。

«生涯学習課、学校教育課、けんこう課、ふくし課、かいご課»

目標：健幸づくりの推進

取組

新規	<ul style="list-style-type: none"> ○健幸アドバイザーとの連携 ○かがわ健康ポイント事業との連携 ○民間事業者との連携による健康づくりの推進
継続	<ul style="list-style-type: none"> ○高血圧や糖尿病の予防のための生活習慣病改善に向けての周知啓発 ○特定健康診査の受診勧奨 ○家庭訪問、健康相談、健康教育などのきめ細やかな保健指導の強化 ○適切な食事、適度な運動、禁煙などの生活習慣改善の促進

評価指標

事業	現状 (2018年度)	目標 (2024年度)
かがわ健康ポイント「マイチャレカード」発行数 (坂出市まち・ひと・しごと創成総合戦略 第2期)	153人	300人

事業	対象者	現状 (2018年度)	目標 (2024年度)
特定健康診査・保健指導の実施率 (第2次坂出市健康増進計画)	特定健康診査	35.2%	60.0%
	特定保健指導	35.8%	60.0%

事業	対象者	現状 (2018年度)	目標 (2024年度)
メタボリックシンドロームの該当者および予備軍の割合 (第2次坂出市健康増進計画)	男性	51.3%	28.7%
	女性	18.3%	10.6%

ニーズ調査結果	対象者	現状	目標 (2023年度)
健康状態が「とてもよい」「まあよい」の割合	一般高齢者	80.9%	85.0%
	要支援認定者	53.1%	55.0%

目標：地域住民同士の交流の推進

取組

継続	<ul style="list-style-type: none"> ○老人クラブ等への参加促進および活動の多様化 ○小・中学生による地域の福祉施設との交流や行事等における高齢者など 多世代交流の促進 ○民生委員や関係機関団体との連携
----	--

目標：生涯学習やスポーツ活動を通じての生きがいづくりの推進

取組

拡充	<ul style="list-style-type: none"> ○ラジオ体操広場の設置による普及促進
継続	<ul style="list-style-type: none"> ○生涯学習フェスタへの参加促進 ○生涯スポーツの普及 ○感染症対策を講じたうえでの体力測定の実施 ○生きがいづくりのための各種講演会の開催（老人大学等）

評価指標

事業	現状 (2018年度)	目標 (2024年度)
ラジオ体操普及拠点数（ミニ広場含む） (坂出市まち・ひと・しごと創成総合戦略 第2期)	7か所	13か所

第6章 施策の推進

ニーズ調査結果	対象者	現状	目標 (2023年度)
趣味ありの割合	一般高齢者	68.3%	75.0%
	要支援認定者	42.6%	45.0%
生きがいありの割合	一般高齢者	57.9%	60.0%
	要支援認定者	35.8%	40.0%

目標：通いの場や仲間づくりの推進

取組

拡充	○通いの場・仲間づくり等による住民主体の交流活動への支援
継続	○「出前講座」など通いの場への多職種による協力支援 ○閉じこもり予防のため、住民主体の通いの場設置への支援

評価指標

事業	現状	目標 (2023年度)
仲間づくり・通いの場への参加率	—	10.0%
「出前講座」による講師派遣	年間 119 回	年間 130 回

ニーズ調査結果	対象者	現状	目標 (2023年度)
週 1 回以上外出している割合	一般高齢者	94.9%	98.0%
	要支援認定者	78.3%	90.0%

目標：高齢者の就労・就業等への支援

取組

拡充	○坂出市社会福祉協議会が推進するふれあいサービス（有償ボランティア活動）の会員増に向けた支援
継続	○シルバー人材センターの活動の充実への支援 ○シルバー人材センターの会員増に向けて広報活動の強化

2 高齢者の生活を支える体制の充実

医療・介護のみならず、地域においても高齢者の生活を支える地域包括ケアシステムの推進のためには、地域で自主活動に取り組んでいる自治会・地区社協・民生委員・老人クラブ・婦人会等、さまざまな段階での連携による活動の活性化が必要不可欠です。

また、在宅生活を送る高齢者とその家族への支援、住まいをはじめとした生活環境の整備も必要です。

認知症による判断能力の低下や虐待など、困難な状況にある高齢者に対して、尊厳ある生活を続けるために、高齢者虐待の防止や早期発見・早期対応、成年後見制度の利用促進、市民後見人の育成など、専門的な視点も交え、継続的に高齢者の権利擁護に取り組むための環境づくりに努めます。

(1) 「坂出ささえまろネットワーク」の充実

本市では、第1層協議体「坂出ささえまろネットワーク」を中心に、各地区における第2層協議体との連携により、既にさまざまな助け合いや支え合いを行っている地域の多様な活動を強化し、高齢者の生活支援に関する課題の解決を図るために協議を行ってきました。今後さらなる生活支援の充実のため、より住民に近いレベルでの周知啓発が求められています。

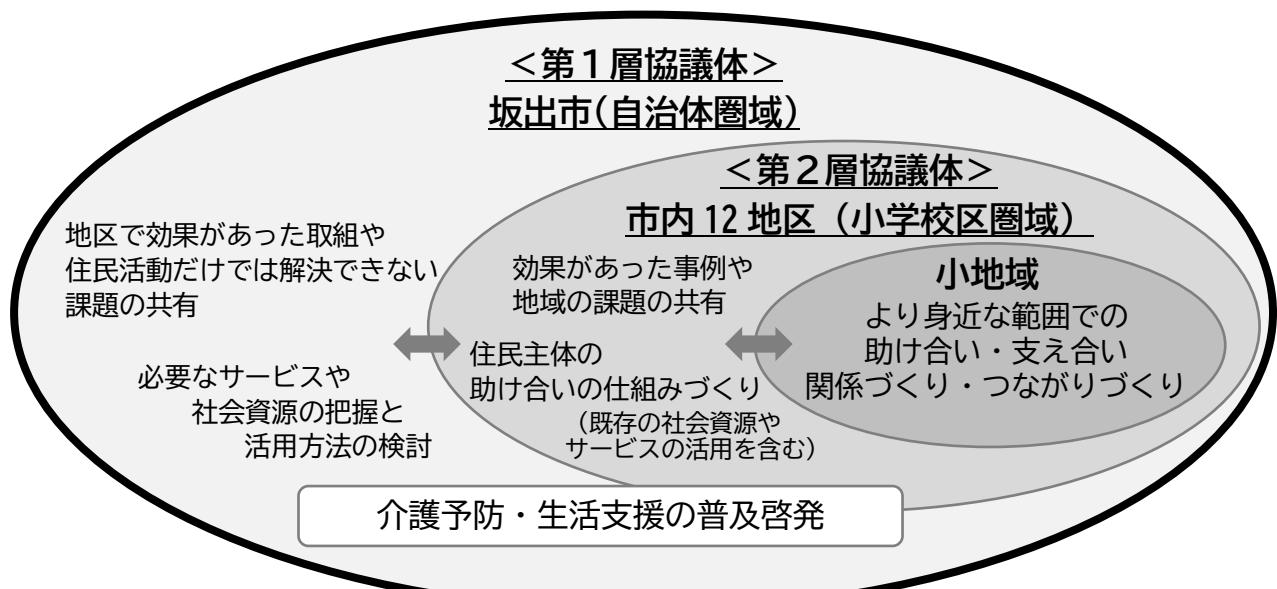
そのため、小地域での助け合い、話し合いの場の開催や住民主体の通いの場として、既存の仲間づくり活動の活用を検討する必要があります。

ニーズ調査では、地域住民の有志による健康づくり活動や趣味等のグループ活動に「是非参加したい」「参加してもよい」と思う人が合わせて半数以上おり、企画・運営についても3割程度が参加の意思があることから、参加したいと考えている高齢者を現在行われている活動とつなげ、担い手としての活動と、社会参加と通じた生きがいづくりを促進していきます。

また、住民主体の活動の充実を通じて、支援の対象と担い手を高齢者に限ることなく、障がい者や子ども、子育て世代へと広げ、「地域共生社会」の実現へとつなげていくために、関係部署との連携を図ります。

«ふくし課、かいご課»

◆ 坂出ささえまろネットワークの取組



目標：地域の生活課題を市民と共に話し合う体制の充実

取組

拡充

- 坂出ささえまろネットワーク会議開催による市内の状況、情報の共有
- 生活支援コーディネーターと連携した既存の取組の拡充

目標：地域住民がお互いに助け合い、支え合う体制づくり

取組

拡充

- 地域内での地縁組織連携体制の強化、活動状況の共有
- 地域の実情に応じた住民主体の活動創出支援

継続

- 配食・声かけ・見守り活動を実施している各団体への各種支援
- 民生委員による援護を必要とする住民への見守りと相談支援活動の推進

目標：より身近な範囲での助け合い支え合い活動の充実

取組

拡充

- 坂出ささえまろネットワーク井戸ばた会議開催を通じた市民への普及啓発
- 地域独自の情報発信支援
- 担い手の発掘支援

評価指標

ニーズ調査結果	対象者	現状	目標 (2023年度)
ボランティアへの参加割合	一般高齢者	18.2%	20.0%
	要支援認定者	6.9%	8.0%
地域づくりへの参加意向 (参加者)	一般高齢者	60.6%	65.0%
	要支援認定者	36.8%	40.0%
地域づくりへの参加意向 (企画・運営)	一般高齢者	34.5%	40.0%
	要支援認定者	17.7%	20.0%

(2) 在宅生活支援の充実

本市では、ひとり暮らし高齢者世帯等が増加する中で、在宅生活を継続するための支援を必要とするかたも増加しています。今回のニーズ調査によると「介護が必要になっても、できる限り、現在の住まいや地域に住み続けたい」と考える高齢者も多い一方で、「施設に入所したい」と回答した理由の多くは、「家族に迷惑をかけたくないから」や「家族による介護が困難であるから」などとなっています。本人や家族を含めた在宅生活を支える体制の充実が必要です。

«ふくし課、かいご課»

目標：家族介護・在宅介護の支援

取組

継続	<ul style="list-style-type: none"> ○介護支援サービスの充実 <ul style="list-style-type: none"> ◆在宅寝たきり高齢者等紙おむつ給付事業 ◆介護慰労金支給事業 ◆寝具乾燥消毒サービス事業 ◆老人入浴サービス給付
----	---

目標：ひとり暮らし高齢者への支援

取組

継続	<ul style="list-style-type: none"> ○見守り協定事業の実施（郵便局、JA、新聞販売店等） ○介護支援サービスの充実 <ul style="list-style-type: none"> ◆老人福祉電話貸与事業 ◆要援護老人給食サービス事業 ○高齢者見守り支援事業（坂出ほっとふれんず）による訪問活動を通じたニーズ把握と支援 ○老人クラブによるひとり暮らし高齢者世帯・寝たきり高齢者宅への訪問
----	---

(3) 安心して生活するための環境づくり

本市では、高齢者が安心して暮らし続けられる環境を提供するため、都市整備や施設整備、防災支援体制の強化を推進するとともに、高齢者の交通安全についても取り組んできました。

自宅での生活が困難になった場合の「施設」への入所や、将来介護が必要になった場合に必要なサービスが提供される「住まい」への住み替えなど、一人ひとりの状況やニーズに合った選択肢を用意するため、高齢者に適切な住まい環境の整備に努めます。

ニーズ調査では、外出の際に困ることについて、事業対象者、要支援認定者になるにつれ、「道路などに階段や段差が多い」「公共交通機関の乗り降りが難しい」「公共交通機関が少ない」などの回答が多くなっています。

このため、高齢者が利用しやすい交通環境の整備や、高齢者だけでなく、地域住民が生活しやすい都市環境の整備に努めるとともに、事故に遭わないための意識づくりに努めます。

また、防災や感染症対策にも配慮した安全と安心のあるまちづくりを推進します。

«建設課、都市整備課、危機監理室、共働課、消防本部、けんこう課、ふくし課、かいご課»

目標：高齢者に適切な住まい環境の整備

取組

継続

- 軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、養護老人ホームの状況把握と情報提供
- 坂出市民間住宅耐震対策支援事業の推進
- 住宅用火災警報器の普及活動

評価指標

事業	現状 (2018年度)	目標 (2024年度)
民間住宅耐震対策支援事業による耐震改修 (坂出市まち・ひと・しごと創生総合戦略 第2期)	年間 10 件	年間 15 件

目標：高齢者や障がい者など地域住民が生活しやすい都市整備

取組

継続

- 適切な歩道幅員や段差解消、勾配の軽減等バリアフリーを考慮した街路整備
- 高齢者や子どもの利用に配慮した公園などの整備
- デマンド型乗合タクシー、循環バスの利用促進

評価指標

事業	現状 (2018年度)	目標 (2024年度)
循環バス利用者数 (坂出市まち・ひと・しごと創生総合戦略 第2期)	58,813人	72,000人

目標：交通安全の推進および高齢者の事故防止対策の強化

取組

継続

- 高齢者運転免許証自主返納支援事業
- 高齢者の参加による交通安全キャンペーン
- 高齢者交通安全教室の実施

評価指標

事業	現状	目標 (2023年度)
高齢者交通安全教室の開催	年間15回	年間18回

目標：災害および救急救命時を想定した支援体制の整備

取組

新規

- Net119緊急通報システム
- あんしん通報サービス事業

拡充

- 福祉避難所（二次避難所）の整備

第6章 施策の推進

継続	<ul style="list-style-type: none">○公共施設の耐震化工事○自主防災組織の活動の促進○災害時の避難（避難行動要支援者避難支援計画〔個別計画〕）の整備○きんとキット（救急医療情報キット）、携帯カード、119番登録制度の普及啓発および消防本部との連携○老人大学での救急実技指導および防火講演
----	---

評価指標

事業	現状	目標 (2023年度)
福祉避難所（二次避難所）数	19 施設	21 施設
事業	現状 (2018年度)	目標 (2024年度)
自主防災組織カバー率 (坂出市まち・ひと・しごと創生総合戦略 第2期)	100%	100%（継続）

目標：さまざまな感染症への対応

取組

拡充	<ul style="list-style-type: none">○日ごろからの感染症対策の啓発○さまざまな感染症発生時の正確な情報提供や相談体制の整備
----	--

(4) 高齢者の虐待防止と権利擁護

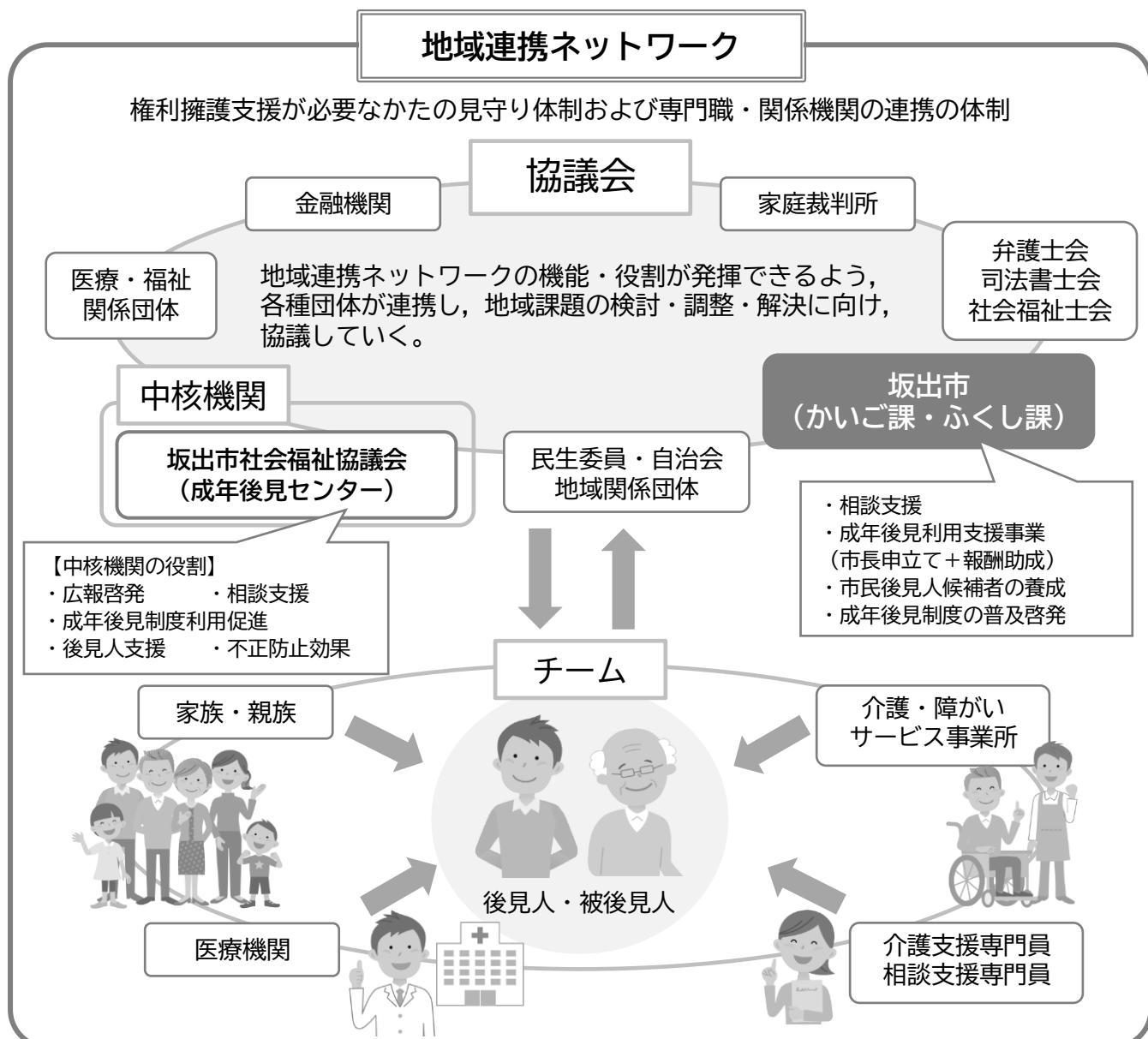
高齢者虐待は、高齢者的心身に深い傷を負わせ、経済的搾取により必要な支援が受けられない可能性もある重大な権利侵害です。本市では「高齢者虐待防止法」を踏まえ、虐待の早期発見に向けた啓発を行うとともに、関係機関との連携強化による対応力の向上に努めます。

また、認知症等により判断能力の低下した高齢者が、ひとりの人間として尊重され、自分らしく安心した生活を送れるよう、成年後見制度の利用を通じた本人の意思決定支援に努めます。

さらに、国の「成年後見制度利用促進法」および「成年後見制度利用促進計画」に基づき、本市では、2020（令和2）年度より「成年後見制度利用促進体制整備事業」に取り組み、「坂出市成年後見センター（坂出市社会福祉協議会）」を中心機関とし、本市や成年後見制度とかかわりのある専門職や関係機関と連携し、制度の周知啓発や相談支援、利用促進、そして成年被後見人や成年後見人への支援を行う「地域連携ネットワーク」を構築していきます。

«ふくし課、かいご課»

◆ 成年後見制度利用促進体制整備事業イメージ図



目標：高齢者の虐待防止

取組

継続

- 高齢者虐待防止マニュアルの活用
- 警察、病院、サービス事業所等関係機関との連携
- 老人福祉法に規定するやむを得ない事由による措置制度の活用

目標：高齢者の権利擁護

取組

継続

- 成年後見制度利用支援事業
 - ◆市長申立て
 - ◆成年後見人等報酬助成
- 坂出市社会福祉協議会日常生活自立支援事業との連携
- 坂出市権利擁護専門委員会での対応事例についての検討

目標：成年後見制度の利用促進

取組

新規

- 成年後見制度利用促進体制整備事業の推進
- 専門職、関係機関との地域連携ネットワークの構築
(周知啓発・受任調整・後見人支援)

拡充

- 坂出市成年後見センターとの連携
- 市民後見人養成を通じた担い手の確保

評価指標

事業	現状	目標 (2023年度)
市民後見人新規養成数	-	5人

3 認知症施策の推進

ニーズ調査より、認知症またはそのおそれのある高齢者の推定値を算出したところ、6,283人と推定され、65歳以上の約3人に1人となりました。

また、在宅介護実態調査では、在宅生活継続に向けて、主な介護者が特に不安に感じることとして「認知症状への対応」の割合が大きく増加しています。

本市では、これまで「認知症初期集中支援事業」や「もの忘れ・けんしん」等早期発見・早期対応の体制づくり、「認知症サポートー養成講座」を地域住民や小学生・民間企業などを対象に、幅広く開催することで、認知症になっても安心して生活できる地域づくりに積極的に取り組んできました。

認知症施策推進大綱にある「共生」と「予防」の概念を踏まえつつ、下記の取組を積極的に推進します。

認知症施策推進大綱の5つの柱

- 1 普及啓発・本人発信支援
- 2 予防
- 3 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- 4 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
- 5 研究開発・産業促進・国際展開

※上記1～5は認知症の人やその家族の意見を踏まえ、推進する。

◆ 認知症サポートー 缶バッジ



◆ まいまいこステッカー



(1) 認知症の理解を深めるための普及啓発

認知症になっても住みやすい地域づくりのためには、地域に暮らす人びとの認知症に対する理解が必要不可欠です。本市では、これまで取り組んできた認知症サポーター養成講座の開催を継続するとともに、世界アルツハイマーデー（毎年9月21日）とも連動した普及啓発に取り組みます。

また、認知症の「予防」とは、「認知症にならない」ということではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味です。運動不足の改善、生活習慣病の予防や社会参加を通じた社会的孤立の防止により、認知症の発症を遅らせることができる可能性があることから、関係部署との連携にも努めます。

目標：認知症のかたと共生する地域づくり

取組

新規	○世界アルツハイマーデーと連動した普及啓発の取組
拡充	○認知症サポーター養成講座 （小・中学校、民間企業も対象に積極的に開催） ○認知症サポーター養成講座修了者へのフォローアップ研修の開催 ○認知症ケアパスの積極的活用

評価指標

事業	現状	目標 (2023年度)
認知症サポーター養成講座受講者数	4,496人	5,000人
認知症サポーターフォローアップ研修受講者数	年間22人	年間30人

目標：認知症になるのを遅らせ、進行を緩やかにする支援の充実

取組

継続	○認知症予防につながる運動・栄養改善・社会参加活動の重要性の啓発 ○生活習慣病や口コモ予防担当部署との連携
----	--

(2) 認知症の人や関わる人への支援

本市では、認知症初期集中支援チームの活動やさかいでオレンジかふえ（認知症カフェ）の設置を通じて、認知症の人や家族介護者への支援を行っています。

ニーズ調査では、認知症に関する相談窓口の認知度については2割程度となっており、出前講座などのさまざまな機会を捉えて周知を行い、本人・家族にとって身近な相談支援体制の充実を図ります。

また、関係機関がキャッチした認知症に悩んでいるかたの情報を、初期集中支援チームへとつなぐための連携の拡大も必要であり、早期発見・早期対応の推進に努めます。

目標：早期発見・早期対応の推進

取組

拡充

- 「もの忘れ・けんしん」による早期対応と予防の周知
- 認知症初期集中支援チームとの連携先の拡充
(かかりつけ医、専門医療機関、認知症疾患医療センター、歯科医療機関、薬局、民生委員、地域住民等)

目標：本人・家族支援のための体制の充実

取組

拡充

- 認知症カフェ「さかいでオレンジかふえ」の普及
- 坂出市まいまいこ（はいかい）高齢者おかえり支援事業の推進
- 認知症の身近な地域の相談窓口の周知
- 認知症ケア向上講座の開催

評価指標

事業	現状	目標 (2023年度)
認知症カフェ参加者数	937人	950人
おかえり支援サポーター数	270人	280人
おかえり支援事業者数	59事業所	65事業所

第6章 施策の推進

ニーズ調査結果	対象者	現状	目標 (2023年度)
認知症の相談窓口について 知っている割合	一般高齢者	22.2%	30.0%
	要支援認定者	27.5%	30.0%

在宅介護実態調査結果	認知症自立度	現状	目標 (2023年度)
認知症自立度別・今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護の認知症状への対応の割合	自立 + I	15.8%	10.0%
	II	59.7%	50.0%
	III以上	46.7%	40.0%

4 包括的な支援体制の強化

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、医療や介護、生活支援サービス等が包括的に確保される地域包括ケアシステムの推進を図り、高齢者へ効果的な支援を行うための重層的なネットワークの構築を図ります。

また、地域ケア会議を充実し、個別ケースに関する対策の検討・情報交換を行い、地域資源の抽出や不足しているサービスなどの地域課題を把握し、地域への展開に向けて取り組みます。

(1) 地域包括支援センターの機能強化

本市では、地域包括支援センターの職員が各地区に出向き、高齢者に関するさまざまな相談に応じ、適切な支援につなげる「出前包括」や専門職、医療等の連携により地域包括支援センターの機能強化に努めてきました。

ニーズ調査では、普段の生活で介護・介助を必要としている人は事業対象者で約4割、要支援認定者で約6割となっていますが、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」人がそれぞれ1割程度みられます。

今後は、地域包括支援センターの業務内容を周知啓発することで相談を行いやすい環境の構築を進めるとともに、多問題を抱えた世帯への支援につなげるための体制づくりに努めます。

目標：地域包括支援センターを中心とした相談体制の推進

取組

新規	○複雑化、複合化した支援ニーズに対応するための支援体制の構築
拡充	○高齢者の総合相談窓口としての「出前包括」の拡充 ○「介護と育児」や「介護と介護」を同時に担う「ダブルケア」への支援

評価指標

事業	現状	目標 (2023年度)
「出前講座」の際の「出前包括」の実施回数	66回	70回
「ダブルケア」に関する相談支援	10回 (延べ55人)	12回 (延べ60人)

ニーズ調査結果	対象者	現状	目標 (2023年度)
地域の相談窓口として地域包括支援センターを活用している割合	一般高齢者	11.2%	15.0%
	要支援認定者	16.8%	20.0%

(2) 地域ケア会議の充実と適切なケアマネジメントの推進

高齢者が安心して住み慣れた地域で生活するためには、公的なサービスの提供だけでなく、地域の関係機関や支援者とのネットワークを構築するとともに、本人や家族からのさまざまな相談に対応し、情報提供を行うなかで必要な支援やサービスにつなげることが重要です。

そこで、地域課題やニーズを把握し、高齢者に対する支援の充実とそれを支える社会基盤、社会資源の整備を進めるため、多職種による地域ケア会議の充実を図ります。

また、高齢者一人ひとりの実情に応じた適切な支援につなげるとともに、自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントの向上のため、各種研修会や意見交換などを通じて、ケアマネジメント機能の充実に努めます。

目標：多職種連携による地域ケア会議の充実

取組

拡充	○ケアマネジャーの資質向上のための新規ケアプランチェック事業 ○自立支援にむけた事例検討会の実施（要支援者を対象）
継続	○地域課題を把握し、社会資源の開発や政策形成につなげるための地域ケア会議の開催

評価指標

事業	現状	目標 (2023年度)
新規ケアプランチェックの実施	週1回	週1回（維持）
自立支援のための事例検討	週1回	週1回（維持）
地域ケア会議	4回	5回

目標：ケアマネジメントの向上に向けた取組の充実

取組

新規	○感染症対応や災害時を想定したケアマネジメントに関する勉強会の開催
拡充	○自立支援・重度化防止に資するための研修の充実 ○入退院支援の推進を図るための医療機関等との意見交換会の開催 ○多問題を抱える世帯への支援等、困難事例の検討のためのケース会議の開催

(3) 在宅医療・介護連携の推進

団塊の世代が75歳の後期高齢者となる2025（令和7）年には、医療と介護の両方を必要とする高齢者が増加すると予測され、さらに医療ニーズおよび介護ニーズを併せ持つ慢性疾患や認知症などの高齢者の増加も見込まれます。

そこで、坂出市医師会在宅医療介護連携支援センター（コーディネーターを配置）と連携し、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、在宅医療と介護が切れ目なく一体的に提供できる体制づくりに取り組んでいます。

今後は、地域の各団体等へあらゆる機会を捉えて在宅医療サービス・介護サービスに関する情報発信を積極的に行うほか、多職種連携のため、医療、介護関係者のさらなる顔の見える関係づくりの強化を図ります。

また、かかりつけ医の支援のもと、高齢者自身が主体的に在宅療養生活についてプランニングできるようにACP（アドバンスケアプランニング）の普及啓発を行うとともに、医療・介護関係者が高齢者本人の意思を共有し連携が図れる体制をめざします。

目標：在宅医療・介護連携に関する相談支援

取組

拡充

- コーディネーターを中心とした相談窓口の周知啓発
- 地域の在宅医療や介護の資源の把握（情報収集、リスト化、マップ化）

目標：地域住民への普及啓発

取組

新規

- 「エンディングノート」を活用し、ACP（アドバンスケアプランニング）に関する周知啓発
- 本人の意見を尊重した意思決定支援の促進

拡充

- 市民を対象とした「看取り」や「終末期」に関する講演会の開催

評価指標

ニーズ調査結果	対象者	現状	目標 (2023年度)
治療・ケアについて家族と話し合ったことがある割合	一般高齢者	17.1%	20.0%
	要支援認定者	41.5%	50.0%
希望する治療・ケアについて書面を作成している割合	一般高齢者	2.9%	5.0%
	要支援認定者	15.2%	20.0%

目標：切れ目のない在宅医療と介護の仕組みづくり

取組

拡充	○医療・介護関係者の情報共有の支援（情報共有ツール）
継続	○医療・介護関係者の顔の見える関係づくり（多職種研修会） ○医療・介護関係者等による事例検討会（レコルデ在宅） ○多職種連携の実践のためのグループワークの実施

評価指標

事業	現状	目標 (2023年度)
事例検討会の開催（レコルデ在宅）	6回	6回（維持）

5 介護支援の推進

ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯、認知症高齢者等が、住み慣れた地域で日常生活が継続できるよう、介護サービス提供体制の充実や在宅と施設の連携等地域における継続的な支援体制の整備を図ります。

また、効果的・効率的な介護給付の推進には、利用者が、その要介護状態区分等に応じて、最も適切な介護を受けることができるよう利用者の希望を最大限に尊重しながら事業者が適切にサービス提供することで、その結果として、費用の効率化を通じた介護給付の適正化を図っていきます。

また、介護保険サービス等を提供する施設等に介護サービス相談員が訪問することで、利用者の相談に応じ、不安等の解消、権利擁護、また、介護事業所等における介護サービスの質的向上を図るよう努めます。

人材面では、介護保険サービス事業者等に対する研修等を定期的に行い、サービスの質の確保、向上に努めるとともに、介護サービス事業所が提出する申請書類等を簡略化することで事務の効率化を図り、介護人材の確保に努めます。

(1) 介護サービス事業所への支援

介護サービスを必要としている高齢者等が、適切なサービスを必要時に利用できるよう繋げていくことで、既存施設等の利用向上を図っていきます。また、介護サービス事業所への継続的な相談、支援により、介護サービスの質の向上に努めます。

また、介護サービス事業所等での新型コロナウイルス感染症等の振興感染症発生時に迅速にかつ円滑に対応するため、県が購入所有する備蓄物資を本市で分散備蓄することで、速やかに配布できるよう支援を行っていきます。

目標：介護サービスの質の向上

取組

継続

○介護サービス事業所への継続的な相談、支援による介護サービスの質の向上

(2) 持続可能な介護保険制度運営

利用者が、その要介護状態区分等に応じて、最も適切な介護サービスを、事業者が適切に提供し、これにより適切なサービス提供の確保とその結果としての費用の効率化を通じ、介護給付の適正化を図ることが、介護保険制度の信頼感を高め、持続可能な介護保険制度の運営につながると考えているため、今後も要介護認定の適正化、ケアプランの点検等を通じ、介護給付の適正化を行っていきます。

今後も認定者数の増加が見込まれる中、必要なニーズに対応するため、より一層介護サービスの質の向上と確保に取り組むとともに、介護人材の育成・確保の取組を進めます。

また、本市では、出前講座や広報紙等による介護保険制度に関する情報提供や介護支援相談員等に対する研修、連絡協議会等を通じ、保険制度の円滑な運営に努めてきました。

介護保険制度については、制度を利用する高齢者自身が理解しにくいという声があるため、わかりやすい説明方法や気軽に相談できる体制づくりに努めるほか、ホームページ等を更新し、常に最新の情報を提供していきます。

目標：効率的・効果的な介護給付の促進

取組

継続	<ul style="list-style-type: none"> ○介護給付適正化計画に沿って計画的に実施し、検証・評価・見直しを行う <ul style="list-style-type: none"> ◆要介護認定の適正化 ◆ケアプランの点検 ◆住宅改修・福祉用具の点検 ◆医療情報との突合・縦覧点検 ◆介護給付費通知の送付
	<ul style="list-style-type: none"> ○介護相談員派遣事業の実施 ○第三者行為求償の取組拡大 ○介護相談員、認定調査員等の各種研修への参加 ○離島等サービス確保対策事業の推進 ○実地指導等を通じたサービス事業所への指導 ○居宅介護支援事業者連絡会や地域ケア個別会議を通じた介護支援専門員への助言

評価指標

事業	現状	目標 (2023年度)
介護相談員派遣事業	相談員8名	相談員12名 各施設月1回訪問

目標：介護保険に関する情報提供・啓発**取組**

継続

- 老人大学等での介護保険制度の説明、出前講座の開催
- 広報紙、ホームページ等を通じた高齢者に配慮した情報の提供
- 制度改革に対応したパンフレットの作成、医療機関への配布

目標：介護人材の確保および資質の向上**取組**

継続

- 県の実施する人材育成研修等の教育機会の活用支援
- 介護の魅力を発信することによる介護人材の発掘

介護保険事業費の見込みおよび保険料

1 介護保険事業の見込み

(1) 居宅サービス

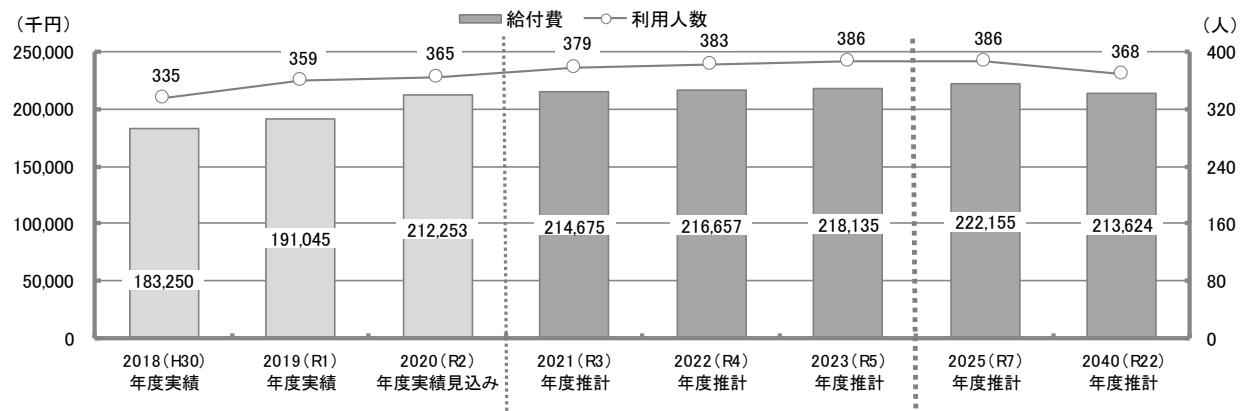
① 訪問介護

ホームヘルパーが家庭を訪問して、入浴、排泄、食事等の身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。

(単位：千円/年、人/月)

		2018 (平成30) 年度実績	2019 (令和元) 年度実績	2020 (令和2)年度 実績見込み	2021 (令和3) 年度推計	2022 (令和4) 年度推計	2023 (令和5) 年度推計	2025 (令和7) 年度推計	2040 (令和22) 年度推計
給付費	介護給付	183,250	191,045	212,253	214,675	216,657	218,135	222,155	213,624
人数	介護給付	335	359	365	379	383	386	386	368

◆ 介護給付



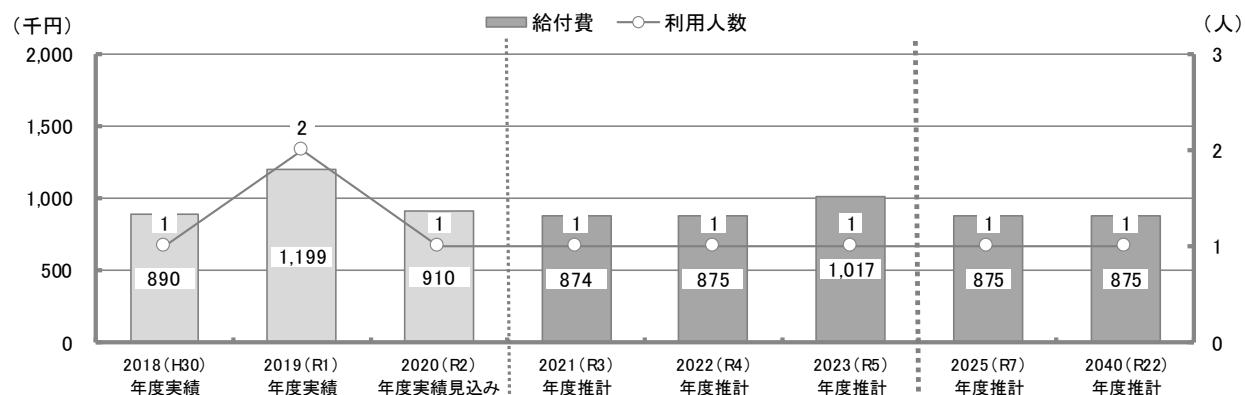
② (介護予防) 訪問入浴介護

浴槽を積んだ入浴車などで家庭を訪問して、入浴の介護を行います。

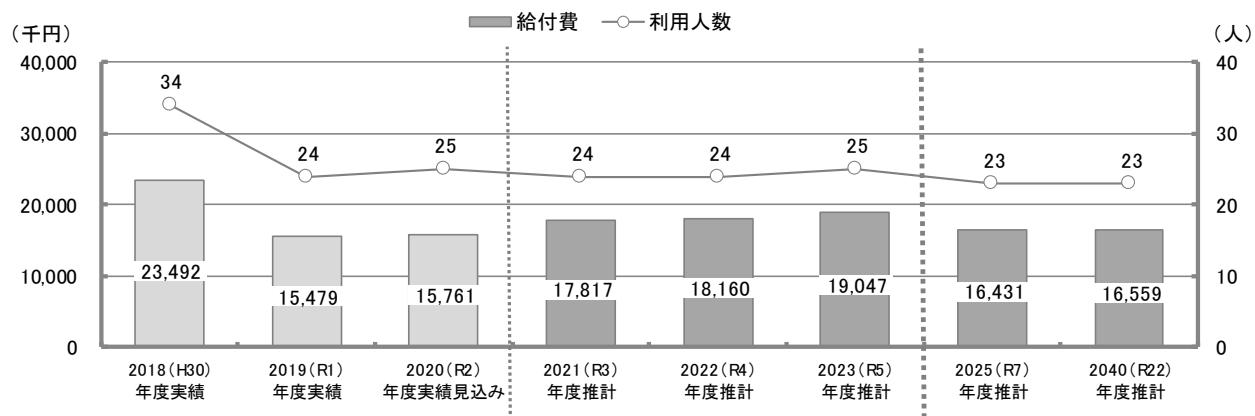
(単位：千円/年、人/月)

		2018 (平成30) 年度実績	2019 (令和元) 年度実績	2020 (令和2)年度 実績見込み	2021 (令和3) 年度推計	2022 (令和4) 年度推計	2023 (令和5) 年度推計	2025 (令和7) 年度推計	2040 (令和22) 年度推計
給付費	予防給付	890	1,199	910	874	875	1,017	875	875
	介護給付	23,492	15,479	15,761	17,817	18,160	19,047	16,431	16,559
人数	予防給付	1	2	1	1	1	1	1	1
	介護給付	34	24	25	24	24	25	23	23

◆ 予防給付



◆ 介護給付



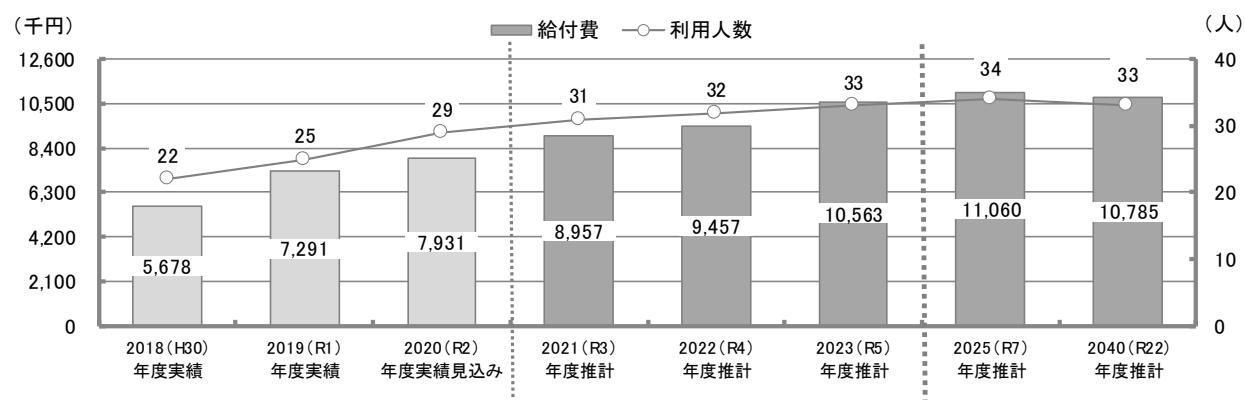
③ (介護予防) 訪問看護

主治医の指示のもとで看護師などが家庭を訪問し、療養上の世話を行います。

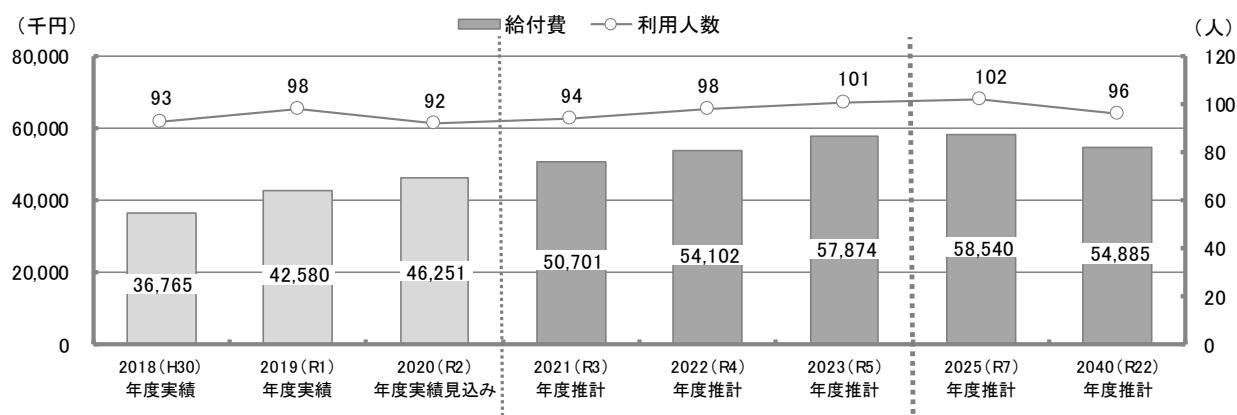
(単位：千円/年、人/月)

		2018 (平成30) 年度実績	2019 (令和元) 年度実績	2020 (令和2)年度 実績見込み	2021 (令和3) 年度推計	2022 (令和4) 年度推計	2023 (令和5) 年度推計	2025 (令和7) 年度推計	2040 (令和22) 年度推計
給付費	予防給付	5,678	7,291	7,931	8,957	9,457	10,563	11,060	10,785
	介護給付	36,765	42,580	46,251	50,701	54,102	57,874	58,540	54,885
人数	予防給付	22	25	29	31	32	33	34	33
	介護給付	93	98	92	94	98	101	102	96

◆ 予防給付



◆ 介護給付



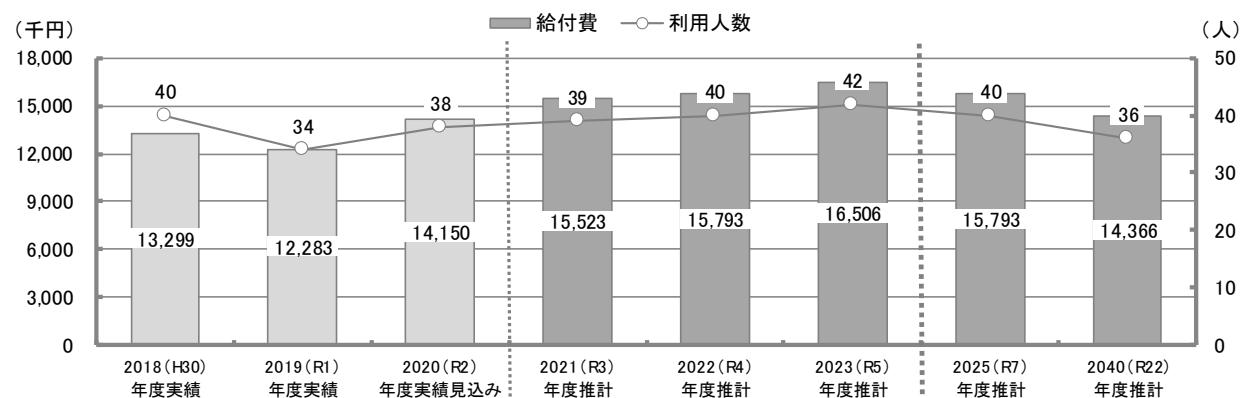
④ (介護予防) 訪問リハビリテーション

居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語療法士が訪問によるリハビリテーションを行います。

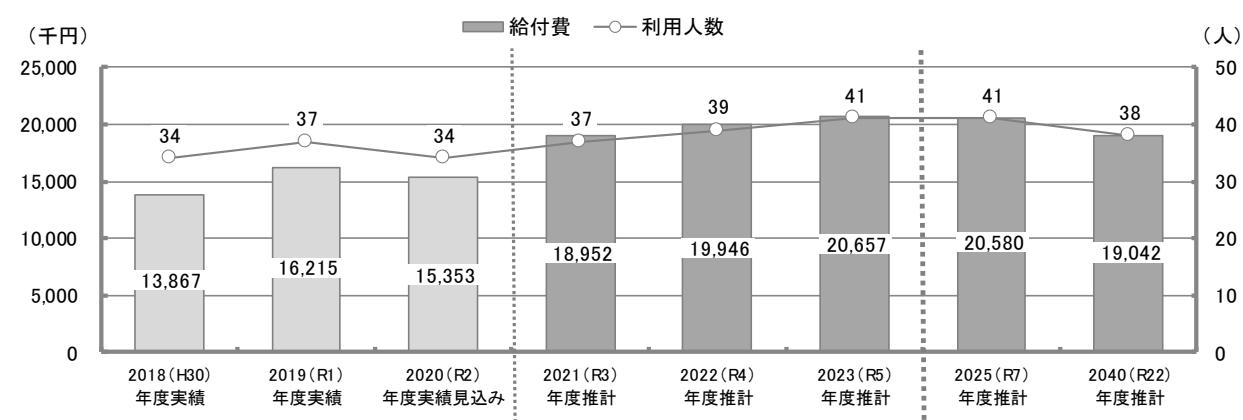
(単位：千円/年、人/月)

		2018 (平成30) 年度実績	2019 (令和元) 年度実績	2020 (令和2)年度 実績見込み	2021 (令和3) 年度推計	2022 (令和4) 年度推計	2023 (令和5) 年度推計	2025 (令和7) 年度推計	2040 (令和22) 年度推計
給付費	予防給付	13,299	12,283	14,150	15,523	15,793	16,506	15,793	14,366
	介護給付	13,867	16,215	15,353	18,952	19,946	20,657	20,580	19,042
人数	予防給付	40	34	38	39	40	42	40	36
	介護給付	34	37	34	37	39	41	41	38

◆ 予防給付



◆ 介護給付



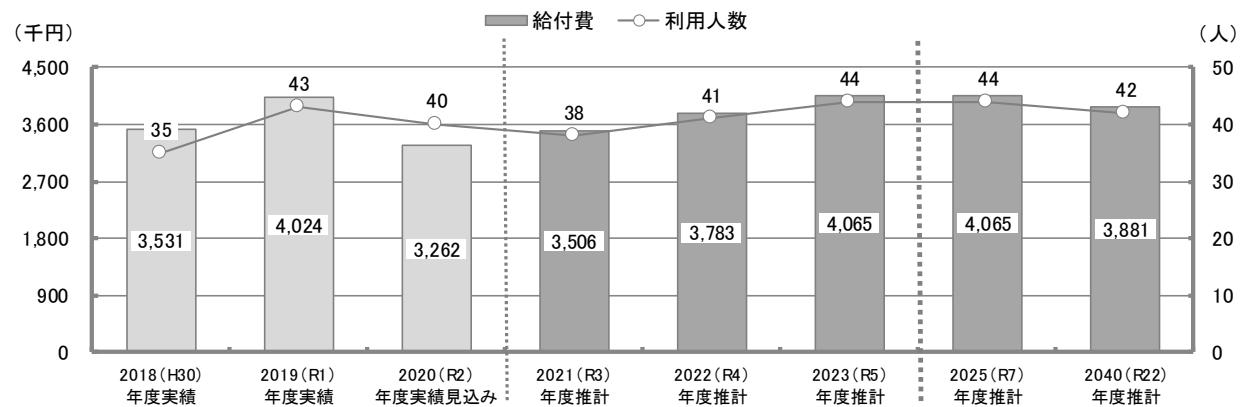
⑤ (介護予防) 居宅療養管理指導

医師・歯科医師・薬剤師・歯科衛生士などが訪問し、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導を行います。

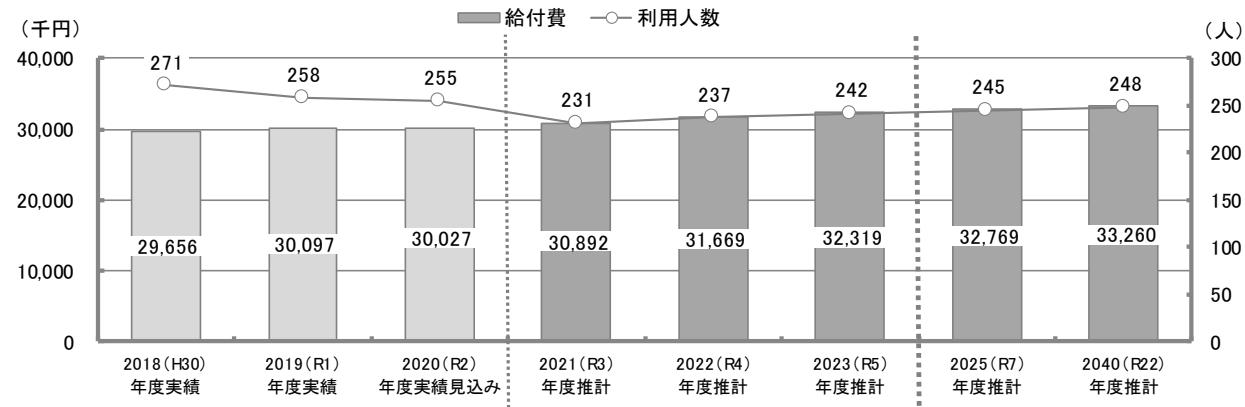
(単位：千円/年、人/月)

		2018 (平成30) 年度実績	2019 (令和元) 年度実績	2020 (令和2)年度 実績見込み	2021 (令和3) 年度推計	2022 (令和4) 年度推計	2023 (令和5) 年度推計	2025 (令和7) 年度推計	2040 (令和22) 年度推計
給付費	予防給付	3,531	4,024	3,262	3,506	3,783	4,065	4,065	3,881
	介護給付	29,656	30,097	30,027	30,892	31,669	32,319	32,769	33,260
人数	予防給付	35	43	40	38	41	44	44	42
	介護給付	271	258	255	231	237	242	245	248

◆ 予防給付



◆ 介護給付



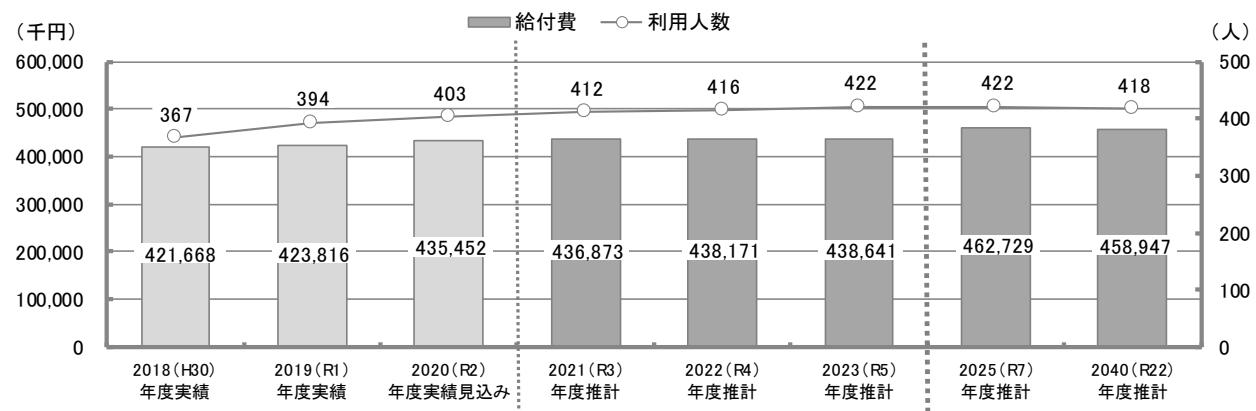
⑥ 通所介護

デイサービスセンターなどで、日帰りで入浴・食事・機能訓練などのサービスを行います。

(単位：千円/年、人/月)

		2018 (平成30) 年度実績	2019 (令和元) 年度実績	2020 (令和2)年度 実績見込み	2021 (令和3) 年度推計	2022 (令和4) 年度推計	2023 (令和5) 年度推計	2025 (令和7) 年度推計	2040 (令和22) 年度推計
給付費	介護給付	421,668	423,816	435,452	436,873	438,171	438,641	462,729	458,947
人数	介護給付	367	394	403	412	416	422	422	418

◆ 介護給付



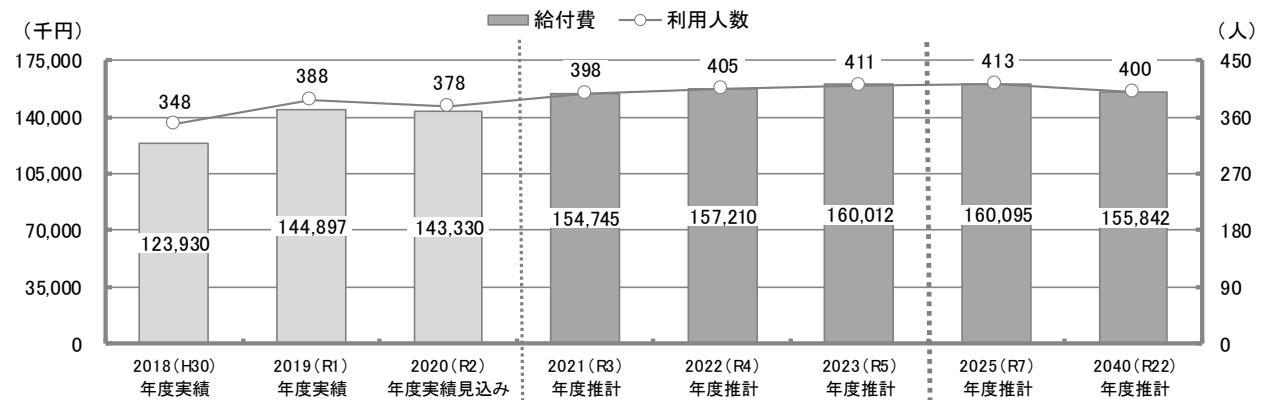
⑦ (介護予防) 通所リハビリテーション

老人保健施設や医療機関などで、日帰りで心身の機能や生活機能の維持向上のために、必要なリハビリテーションを行います。

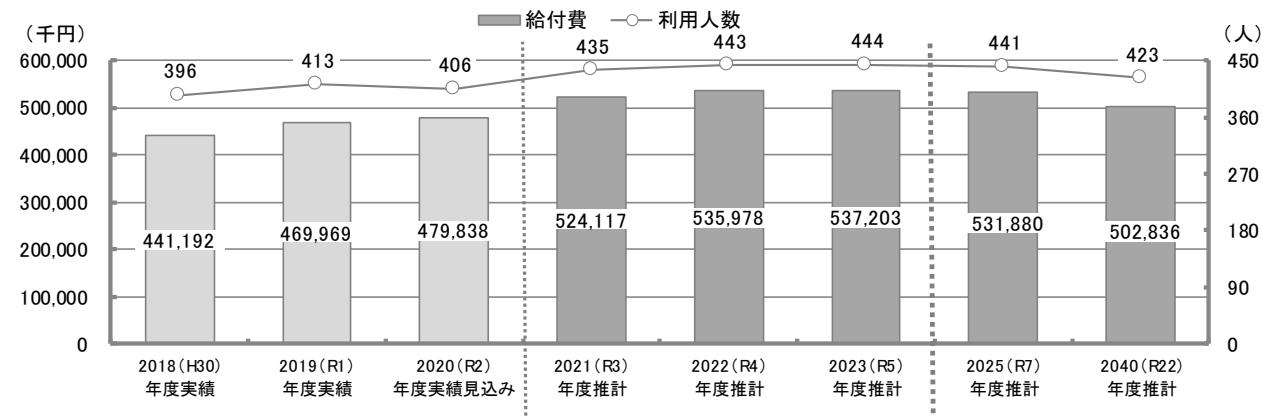
(単位：千円/年、人/月)

		2018 (平成30) 年度実績	2019 (令和元) 年度実績	2020 (令和2)年度 実績見込み	2021 (令和3) 年度推計	2022 (令和4) 年度推計	2023 (令和5) 年度推計	2025 (令和7) 年度推計	2040 (令和22) 年度推計
給付費	予防給付	123,930	144,897	143,330	154,745	157,210	160,012	160,095	155,842
	介護給付	441,192	469,969	479,838	524,117	535,978	537,203	531,880	502,836
人数	予防給付	348	388	378	398	405	411	413	400
	介護給付	396	413	406	435	443	444	441	423

◆ 予防給付



◆ 介護給付



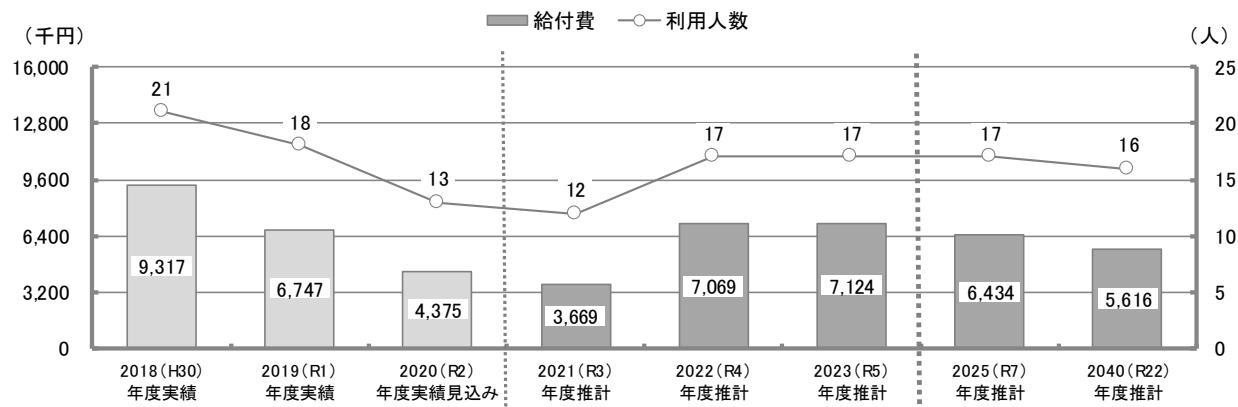
⑧ (介護予防) 短期入所生活介護

家族が病気などで一時的に介護ができなくなった場合などに、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に短期入所し、日常生活の介護や機能訓練などを行います。

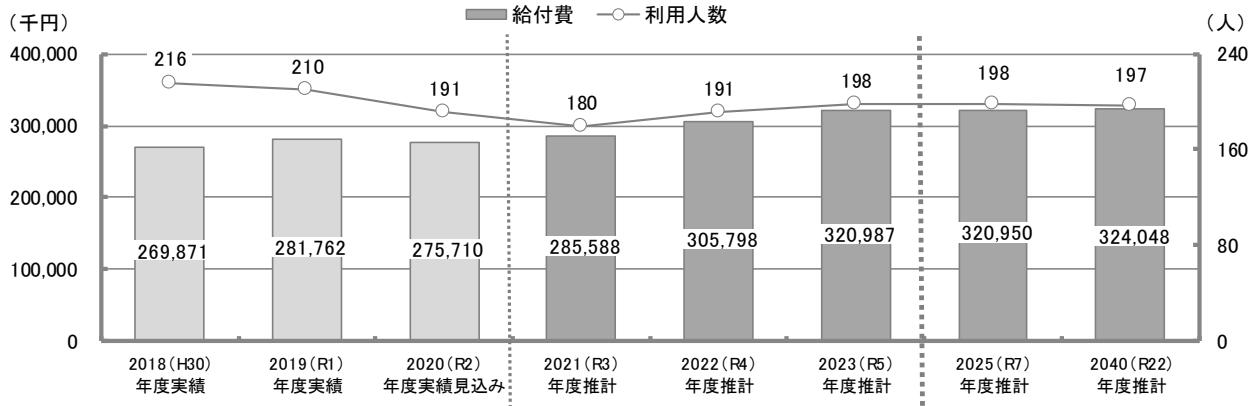
(単位：千円/年、人/月)

		2018 (平成30) 年度実績	2019 (令和元) 年度実績	2020 (令和2)年度 実績見込み	2021 (令和3) 年度推計	2022 (令和4) 年度推計	2023 (令和5) 年度推計	2025 (令和7) 年度推計	2040 (令和22) 年度推計
給付費	予防給付	9,317	6,747	4,375	3,669	7,069	7,124	6,434	5,616
	介護給付	269,871	281,762	275,710	285,588	305,798	320,987	320,950	324,048
人数	予防給付	21	18	13	12	17	17	17	16
	介護給付	216	210	191	180	191	198	198	197

◆ 予防給付



◆ 介護給付



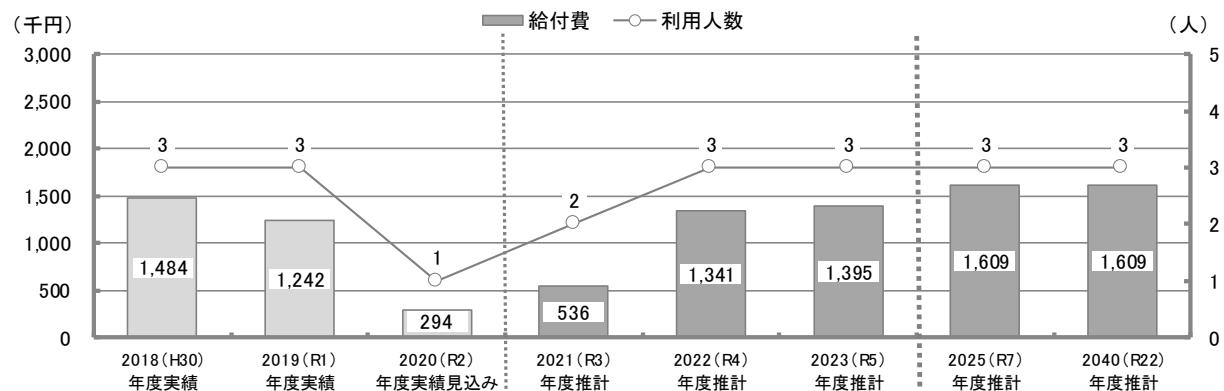
⑨ (介護予防) 短期入所療養介護 [老健]

介護老人保健施設（老人保健施設）や介護療養型医療施設（療養型病床群）に短期入所し、医療によるケアや介護、機能訓練などを行います。

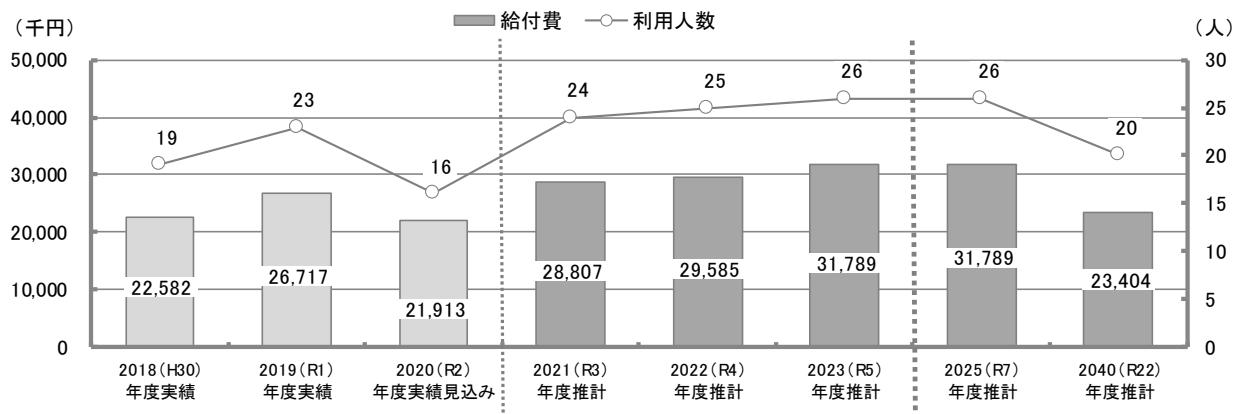
(単位：千円/年、人/月)

		2018 (平成30) 年度実績	2019 (令和元) 年度実績	2020 (令和2)年度 実績見込み	2021 (令和3) 年度推計	2022 (令和4) 年度推計	2023 (令和5) 年度推計	2025 (令和7) 年度推計	2040 (令和22) 年度推計
給付費	予防給付	1,484	1,242	294	536	1,341	1,395	1,609	1,609
	介護給付	22,582	26,717	21,913	28,807	29,585	31,789	31,789	23,404
人数	予防給付	3	3	1	2	3	3	3	3
	介護給付	19	23	16	24	25	26	26	20

◆ 予防給付



◆ 介護給付



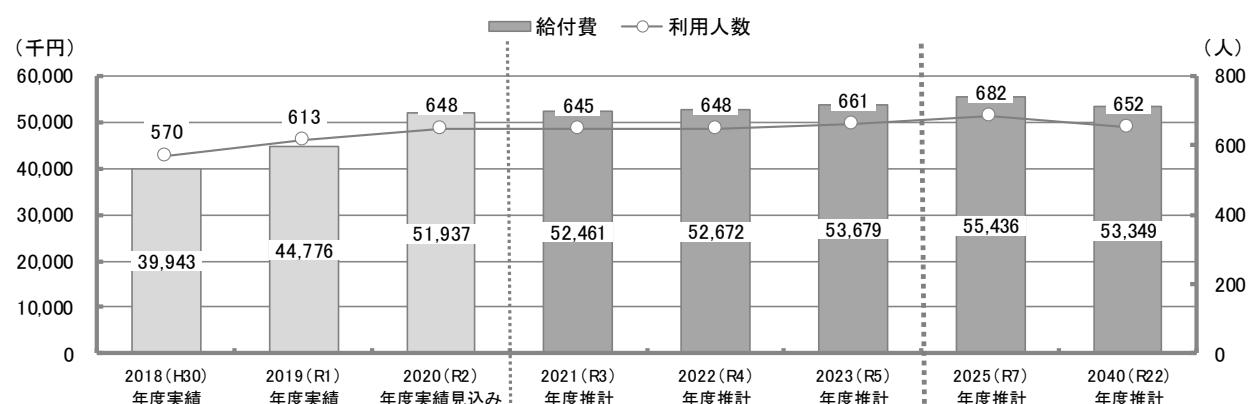
⑩ (介護予防) 福祉用具貸与

在宅生活に必要な車いすやベッドなどの福祉用具を貸出します。

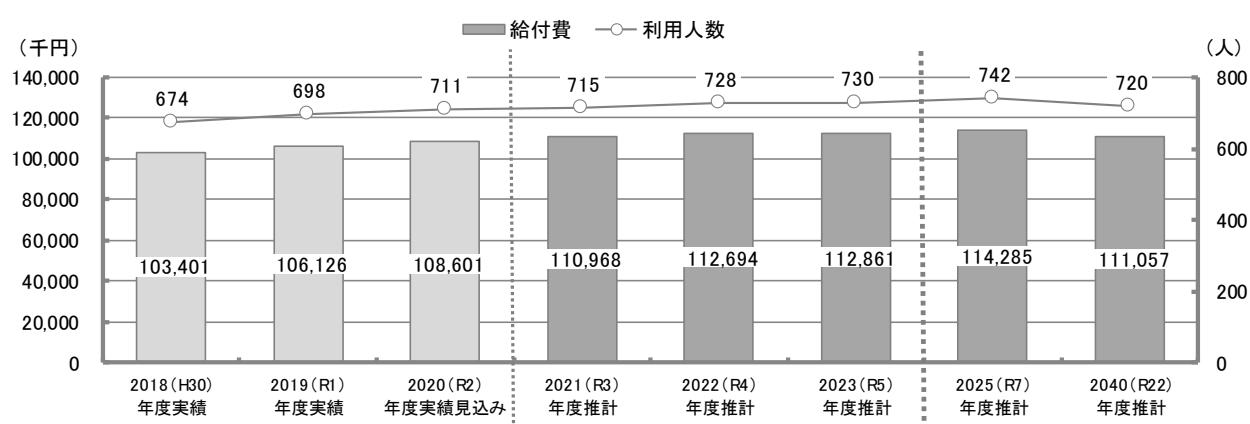
(単位:千円/年, 人/月)

		2018 (平成30) 年度実績	2019 (令和元) 年度実績	2020 (令和2)年度 実績見込み	2021 (令和3) 年度推計	2022 (令和4) 年度推計	2023 (令和5) 年度推計	2025 (令和7) 年度推計	2040 (令和22) 年度推計
給付費	予防給付	39,943	44,776	51,937	52,461	52,672	53,679	55,436	53,349
	介護給付	103,401	106,126	108,601	110,968	112,694	112,861	114,285	111,057
人数	予防給付	570	613	648	645	648	661	682	652
	介護給付	674	698	711	715	728	730	742	720

◆ 予防給付



◆ 介護給付



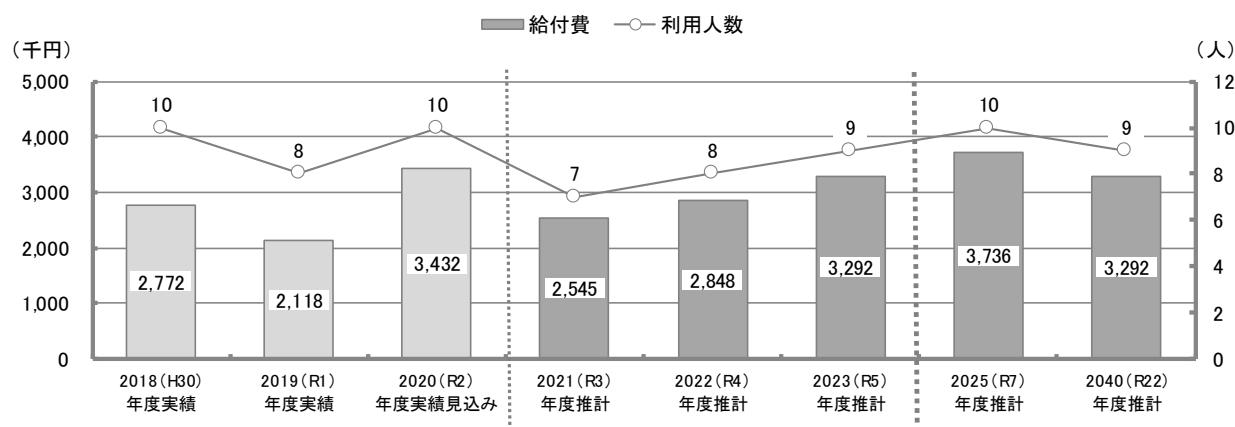
⑪ 特定（介護予防）福祉用具購入費

入浴や排泄などに使用する福祉用具を購入した際に、費用を支給します。

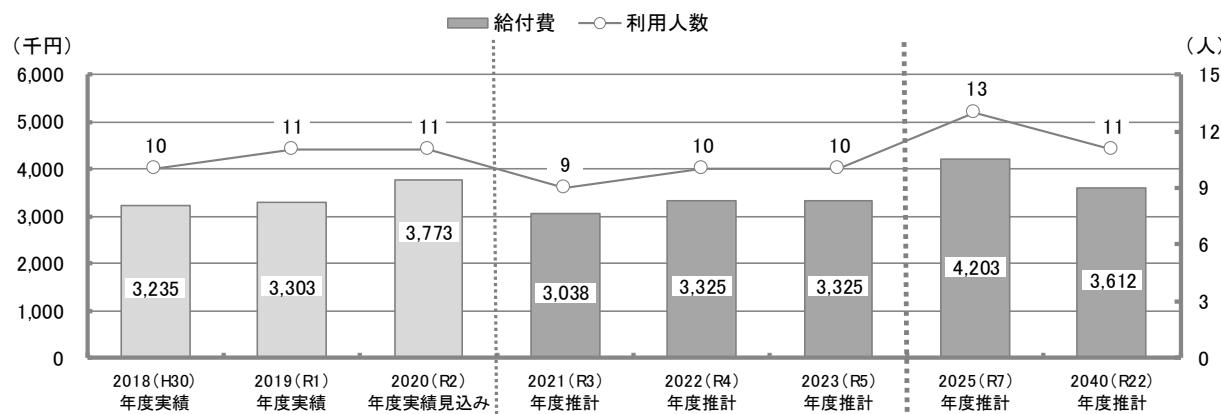
(単位：千円/年、人/月)

		2018 (平成30) 年度実績	2019 (令和元) 年度実績	2020 (令和2)年度 実績見込み	2021 (令和3) 年度推計	2022 (令和4) 年度推計	2023 (令和5) 年度推計	2025 (令和7) 年度推計	2040 (令和22) 年度推計
給付費	予防給付	2,772	2,118	3,432	2,545	2,848	3,292	3,736	3,292
	介護給付	3,235	3,303	3,773	3,038	3,325	3,325	4,203	3,612
人数	予防給付	10	8	10	7	8	9	10	9
	介護給付	10	11	11	9	10	10	13	11

◆ 予防給付



◆ 介護給付



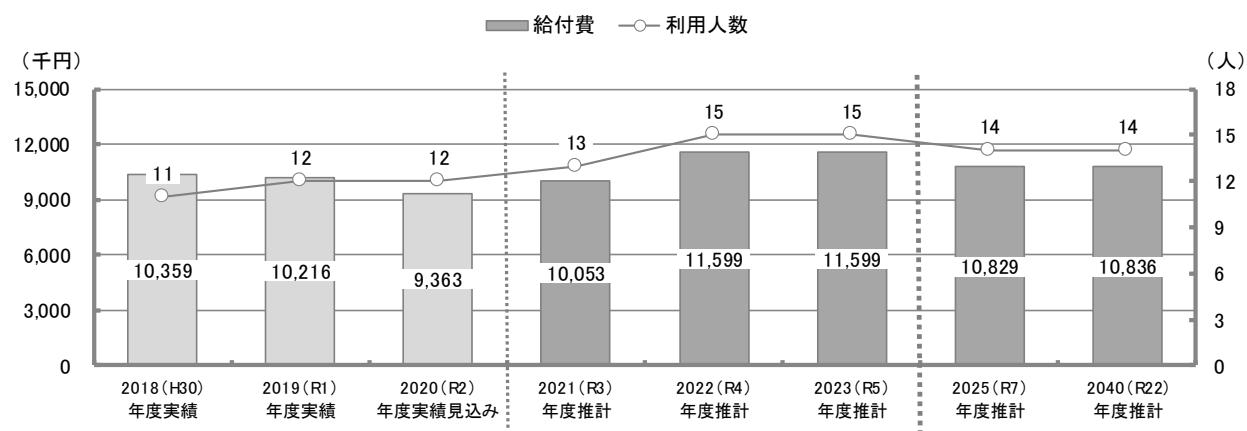
⑫ (介護予防) 住宅改修

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際に、費用を支給します。

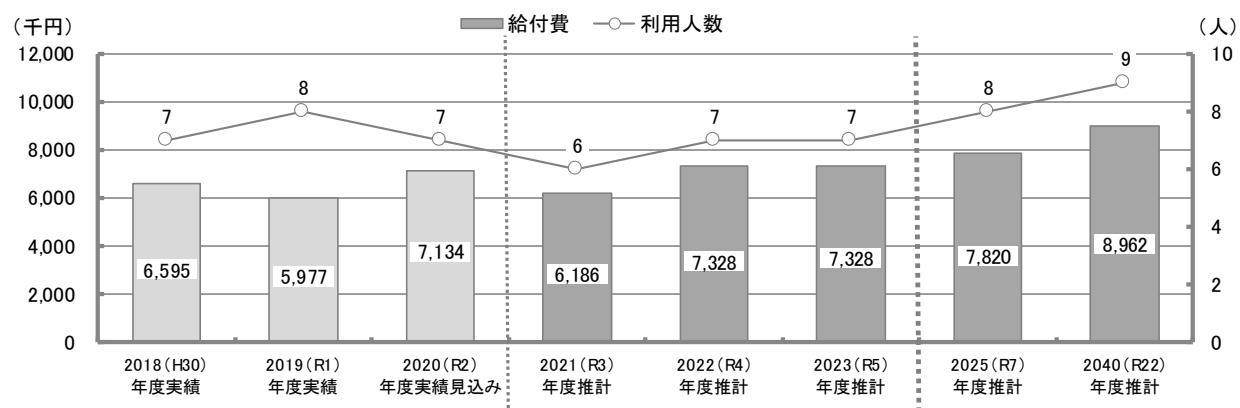
(単位：千円/年、人/月)

		2018 (平成30) 年度実績	2019 (令和元) 年度実績	2020 (令和2)年度 実績見込み	2021 (令和3) 年度推計	2022 (令和4) 年度推計	2023 (令和5) 年度推計	2025 (令和7) 年度推計	2040 (令和22) 年度推計
給付費	予防給付	10,359	10,216	9,363	10,053	11,599	11,599	10,829	10,836
	介護給付	6,595	5,977	7,134	6,186	7,328	7,328	7,820	8,962
人数	予防給付	11	12	12	13	15	15	14	14
	介護給付	7	8	7	6	7	7	8	9

◆ 予防給付



◆ 介護給付



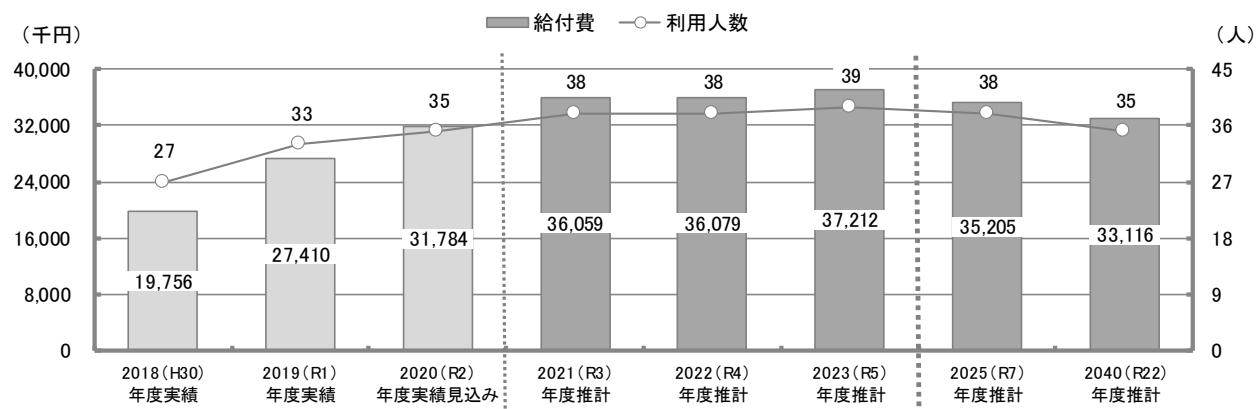
⑬ (介護予防) 特定施設入居者生活介護

有料老人ホームやケアハウスなどの入所者に対して、介護や日常生活上のお世話をています。

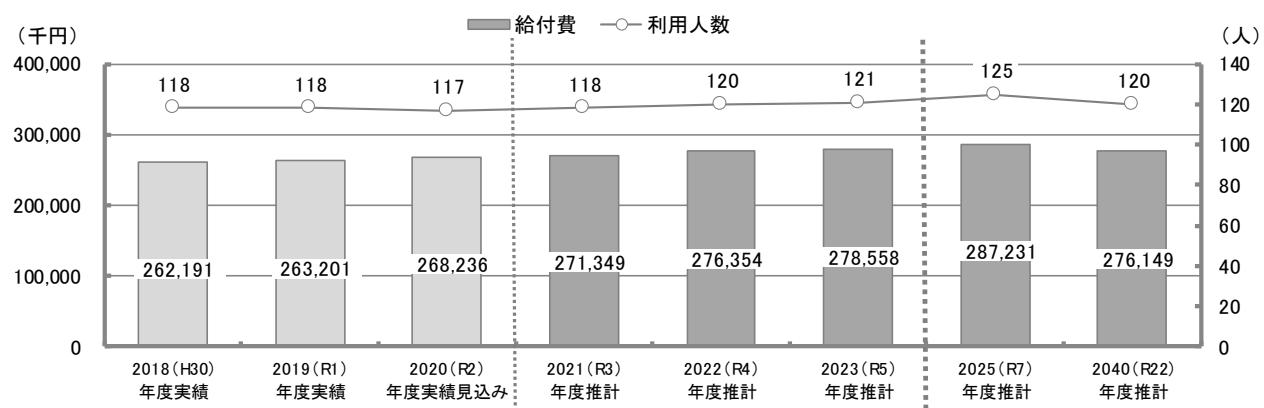
(単位：千円/年、人/月)

		2018 (平成30) 年度実績	2019 (令和元) 年度実績	2020 (令和2)年度 実績見込み	2021 (令和3) 年度推計	2022 (令和4) 年度推計	2023 (令和5) 年度推計	2025 (令和7) 年度推計	2040 (令和22) 年度推計
給付費	予防給付	19,756	27,410	31,784	36,059	36,079	37,212	35,205	33,116
	介護給付	262,191	263,201	268,236	271,349	276,354	278,558	287,231	276,149
人数	予防給付	27	33	35	38	38	39	38	35
	介護給付	118	118	117	118	120	121	125	120

◆ 予防給付



◆ 介護給付



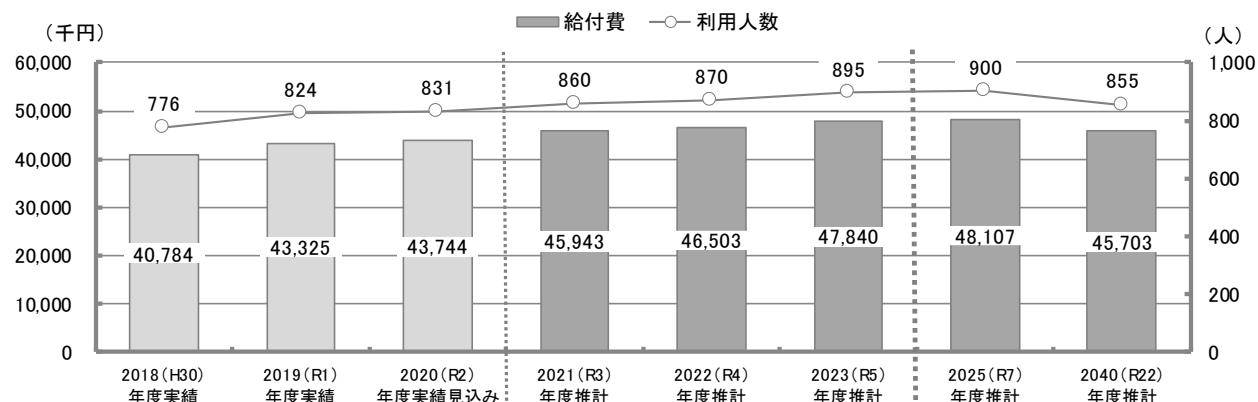
⑯ 介護予防支援・居宅介護支援

地域包括支援センターや居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）がケアプランを作成するほか、利用者が安心して介護サービスを利用できるように支援します。

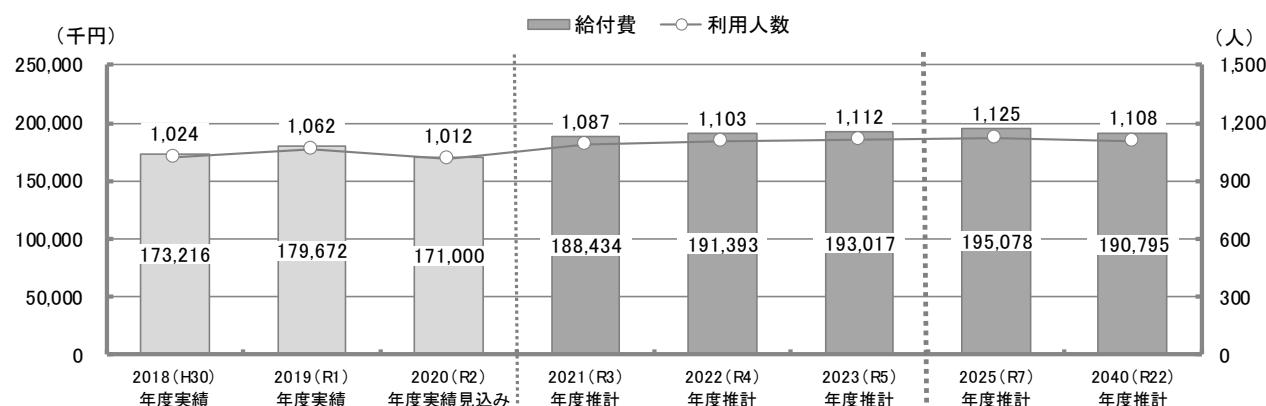
(単位：千円/年、人/月)

		2018 (平成30) 年度実績	2019 (令和元) 年度実績	2020 (令和2)年度 実績見込み	2021 (令和3) 年度推計	2022 (令和4) 年度推計	2023 (令和5) 年度推計	2025 (令和7) 年度推計	2040 (令和22) 年度推計
給付費	予防給付	40,784	43,325	43,744	45,943	46,503	47,840	48,107	45,703
	介護給付	173,216	179,672	171,000	188,434	191,393	193,017	195,078	190,795
人数	予防給付	776	824	831	860	870	895	900	855
	介護給付	1,024	1,062	1,012	1,087	1,103	1,112	1,125	1,108

◆ 予防給付



◆ 介護給付



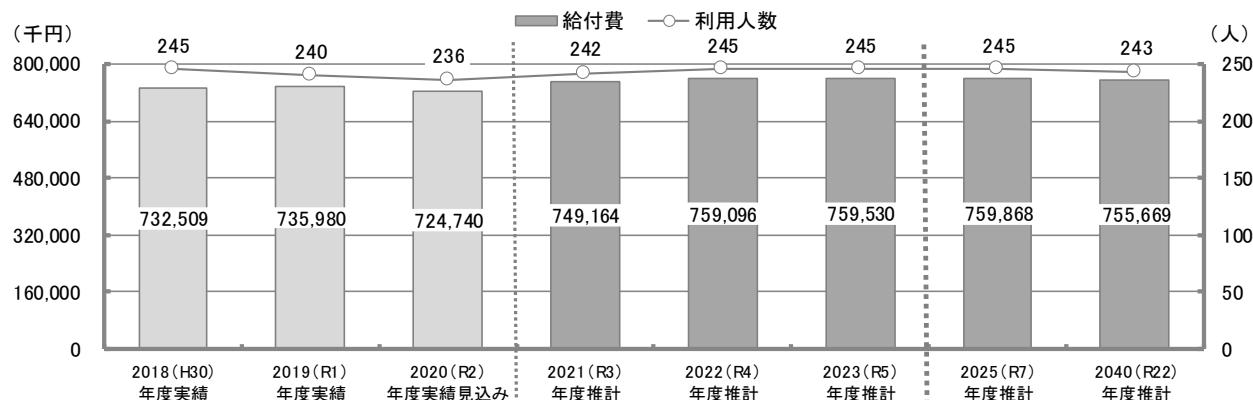
(2) 施設サービス

① 介護老人福祉施設

常時介護を必要とし、自宅で生活することが困難な寝たきりや認知症の人の介護を行います。

(単位：千円/年、人/月)

		2018 (平成30) 年度実績	2019 (令和元) 年度実績	2020 (令和2)年度 実績見込み	2021 (令和3) 年度推計	2022 (令和4) 年度推計	2023 (令和5) 年度推計	2025 (令和7) 年度推計	2040 (令和22) 年度推計
給付費	介護給付	732,509	735,980	724,740	749,164	759,096	759,530	759,868	755,669
人数	介護給付	245	240	236	242	245	245	245	243

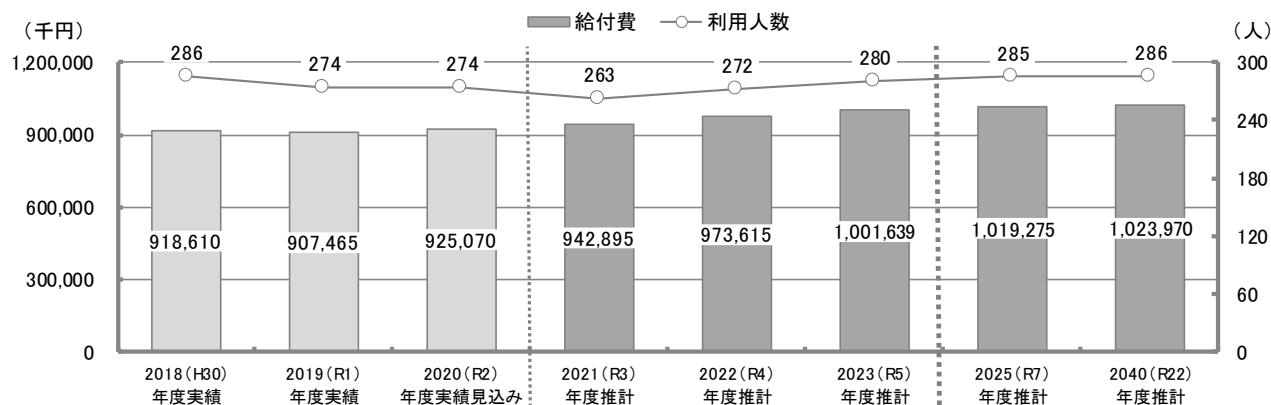


② 介護老人保健施設

病状が安定した状態にあり、リハビリや介護が必要な人に機能訓練や日常生活への支援を行います。

(単位：千円/年、人/月)

		2018 (平成30) 年度実績	2019 (令和元) 年度実績	2020 (令和2)年度 実績見込み	2021 (令和3) 年度推計	2022 (令和4) 年度推計	2023 (令和5) 年度推計	2025 (令和7) 年度推計	2040 (令和22) 年度推計
給付費	介護給付	918,610	907,465	925,070	942,895	973,615	1,001,639	1,019,275	1,023,970
人数	介護給付	286	274	274	263	272	280	285	286

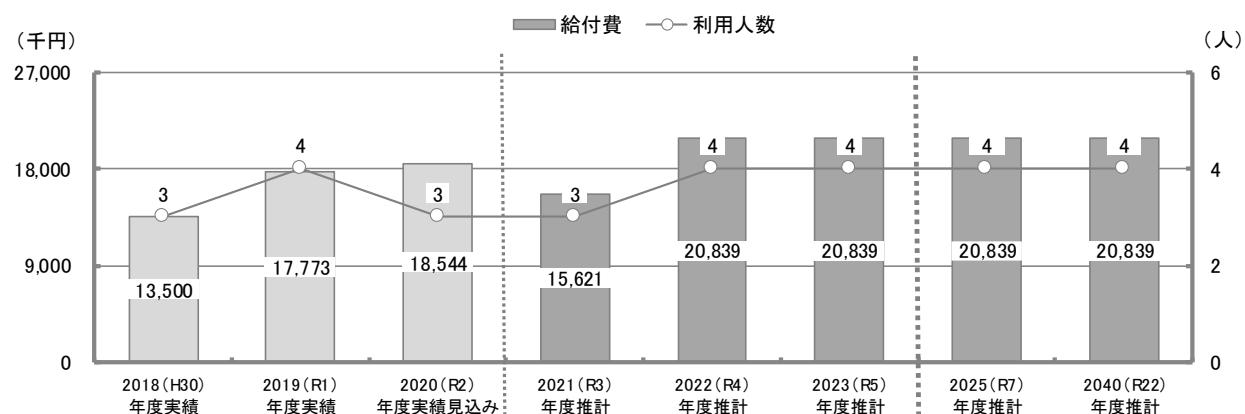


③ 介護医療院

主に長期にわたり療養が必要な方が対象の施設で、医療ケアと日常生活のお世話を一体的に行います。

(単位：千円/年、人/月)

		2018 (平成30) 年度実績	2019 (令和元) 年度実績	2020 (令和2)年度 実績見込み	2021 (令和3) 年度推計	2022 (令和4) 年度推計	2023 (令和5) 年度推計	2025 (令和7) 年度推計	2040 (令和22) 年度推計
給付費	介護給付	13,500	17,773	18,544	15,621	20,839	20,839	20,839	20,839
人数	介護給付	3	4	3	3	4	4	4	4

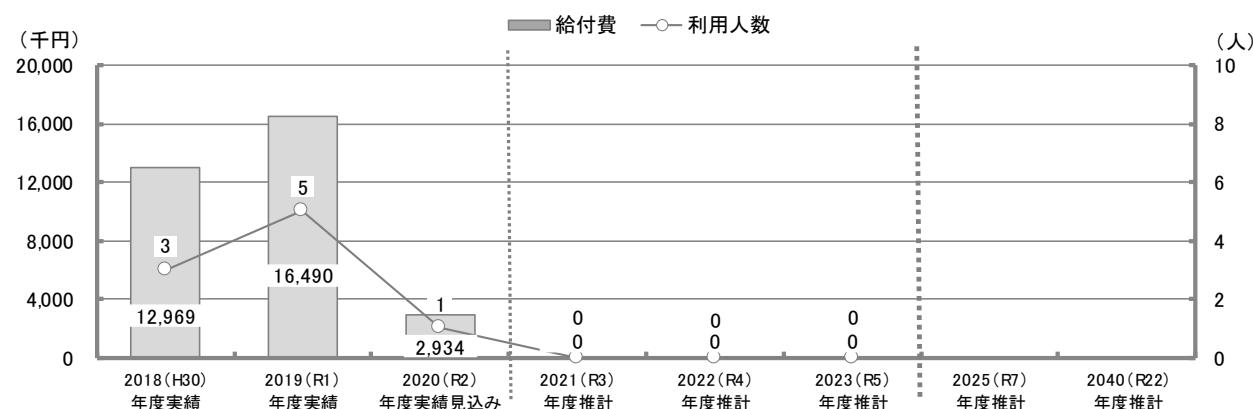


④ 介護療養型医療施設

急性期の治療が終わり長期にわたり療養が必要な方に、介護体制が整った医療施設（病院）で医療や看護などを行います。

(単位：千円/年、人/月)

		2018 (平成30) 年度実績	2019 (令和元) 年度実績	2020 (令和2)年度 実績見込み	2021 (令和3) 年度推計	2022 (令和4) 年度推計	2023 (令和5) 年度推計	2025 (令和7) 年度推計	2040 (令和22) 年度推計
給付費	介護給付	12,969	16,490	2,934	0	0	0	斜線	斜線
人数	介護給付	3	5	1	0	0	0	斜線	斜線



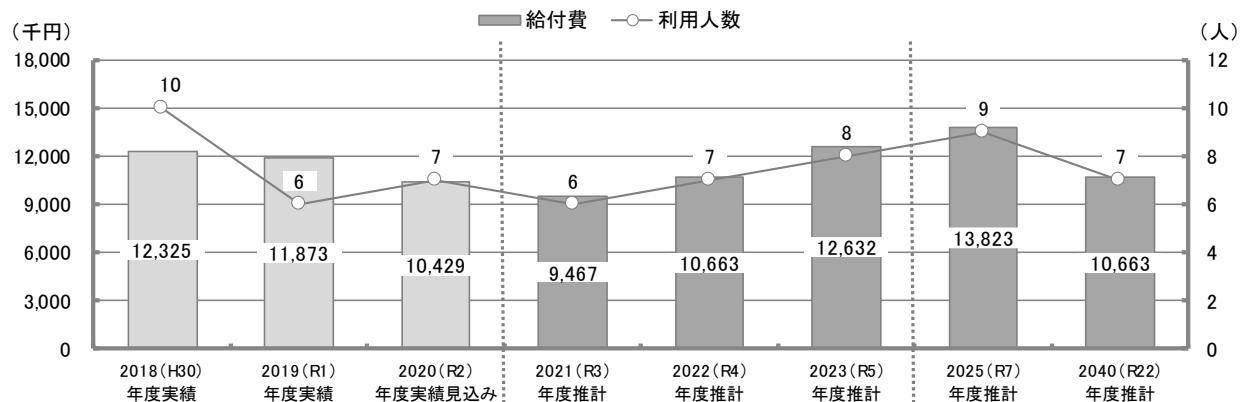
(3) 地域密着型サービス

① 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護

在宅で、訪問介護と訪問看護の密接な連携により、日中・夜間を通じて短時間の定期的な巡回と随时の対応を行います。

(単位：千円/年、人/月)

		2018 (平成30) 年度実績	2019 (令和元) 年度実績	2020 (令和2)年度 実績見込み	2021 (令和3) 年度推計	2022 (令和4) 年度推計	2023 (令和5) 年度推計	2025 (令和7) 年度推計	2040 (令和22) 年度推計
給付費	介護給付	12,325	11,873	10,429	9,467	10,663	12,632	13,823	10,663
人数	介護給付	10	6	7	6	7	8	9	7



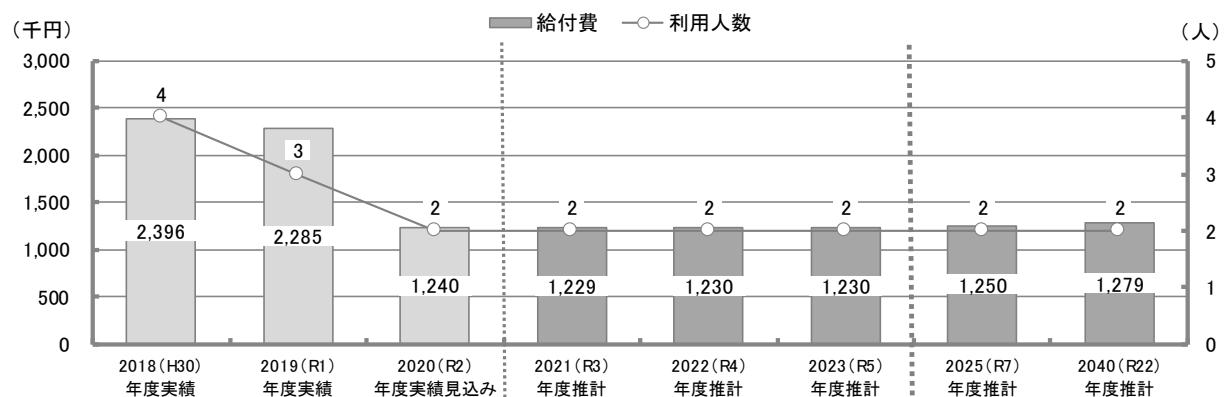
② (介護予防) 認知症対応型通所介護

認知症高齢者を対象に、通所介護で専門的なケアを行います。

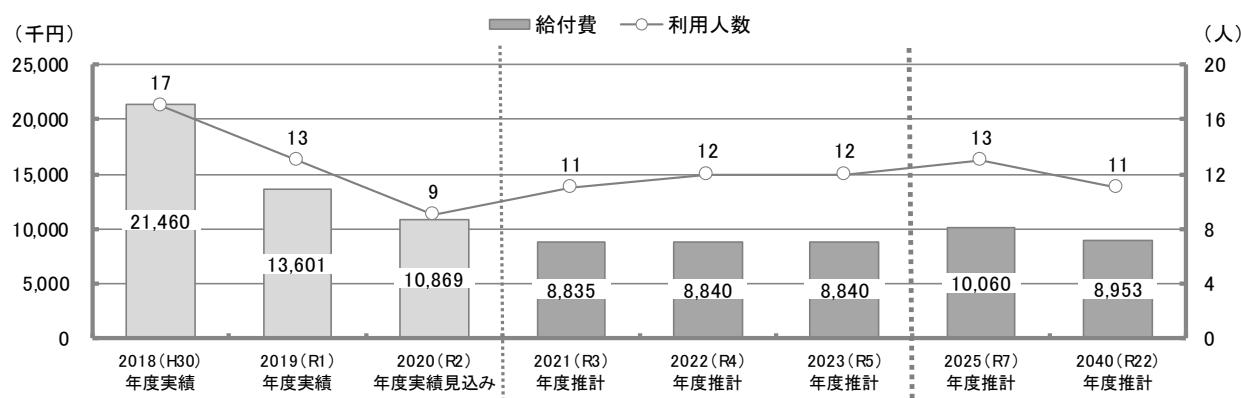
(単位：千円/年、人/月)

		2018 (平成30) 年度実績	2019 (令和元) 年度実績	2020 (令和2)年度 実績見込み	2021 (令和3) 年度推計	2022 (令和4) 年度推計	2023 (令和5) 年度推計	2025 (令和7) 年度推計	2040 (令和22) 年度推計
給付費	予防給付	2,396	2,285	1,240	1,229	1,230	1,230	1,250	1,279
	介護給付	21,460	13,601	10,869	8,835	8,840	8,840	10,060	8,953
人数	予防給付	4	3	2	2	2	2	2	2
	介護給付	17	13	9	11	12	12	13	11

◆ 予防給付



◆ 介護給付



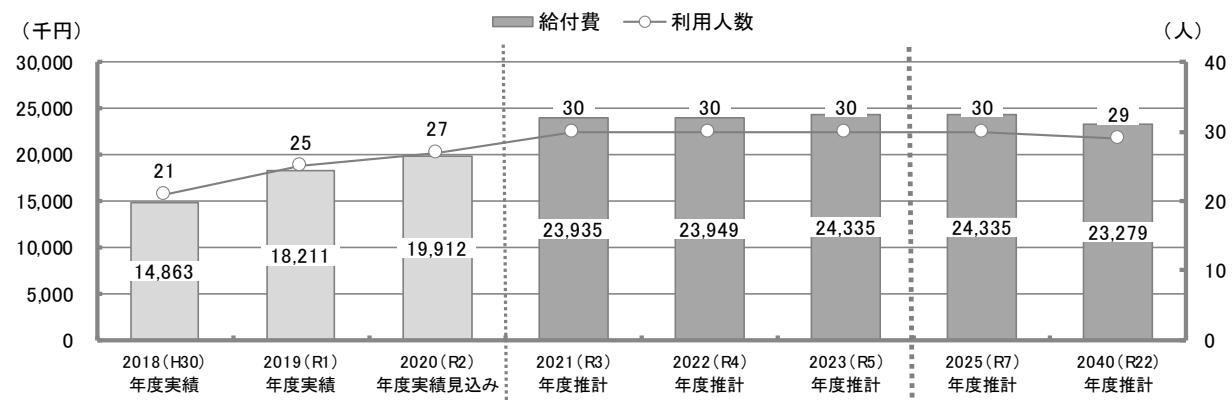
③ (介護予防) 小規模多機能型居宅介護

通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系のサービスや泊まりのサービスを組み合わせて、柔軟にサービスを行います。

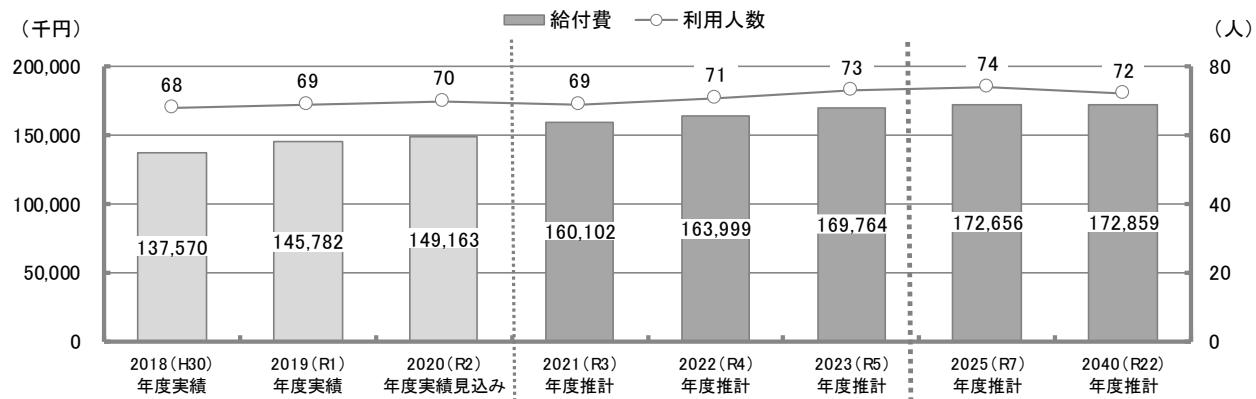
(単位：千円/年、人/月)

		2018 (平成30) 年度実績	2019 (令和元) 年度実績	2020 (令和2)年度 実績見込み	2021 (令和3) 年度推計	2022 (令和4) 年度推計	2023 (令和5) 年度推計	2025 (令和7) 年度推計	2040 (令和22) 年度推計
給付費	予防給付	14,863	18,211	19,912	23,935	23,949	24,335	24,335	23,279
	介護給付	137,570	145,782	149,163	160,102	163,999	169,764	172,656	172,859
人数	予防給付	21	25	27	30	30	30	30	29
	介護給付	68	69	70	69	71	73	74	72

◆ 予防給付



◆ 介護給付



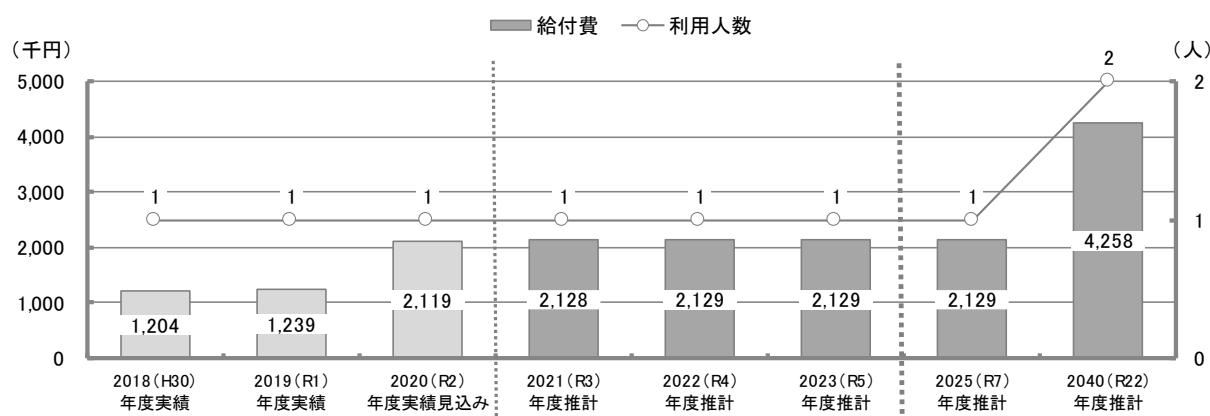
④ (介護予防) 認知症対応型共同生活介護

認知症高齢者が5～9人で共同生活を送りながら、入浴・排泄・食事の介護・その他日常生活上のお世話および機能訓練などを行います。

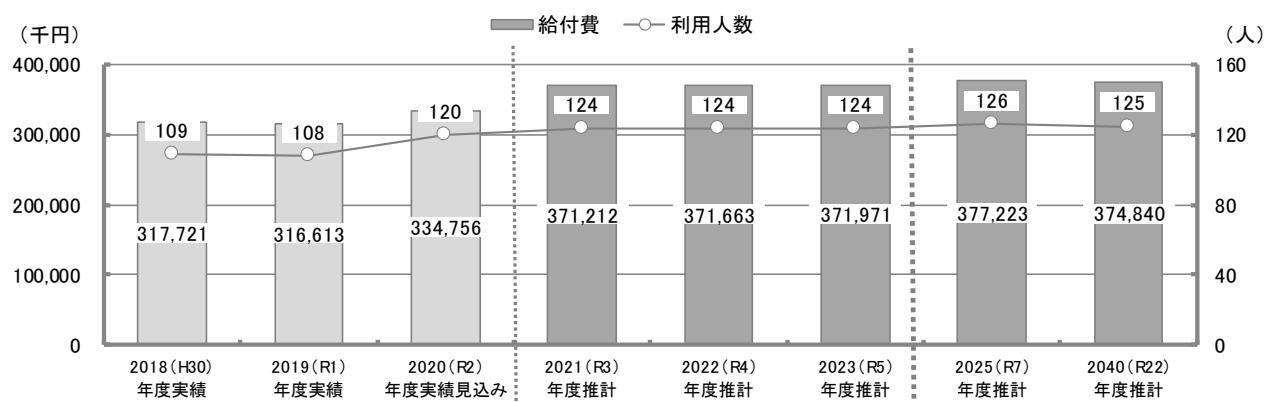
(単位：千円/年、人/月)

		2018 (平成30) 年度実績	2019 (令和元) 年度実績	2020 (令和2)年度 実績見込み	2021 (令和3) 年度推計	2022 (令和4) 年度推計	2023 (令和5) 年度推計	2025 (令和7) 年度推計	2040 (令和22) 年度推計
給付費	予防給付	1,204	1,239	2,119	2,128	2,129	2,129	2,129	4,258
	介護給付	317,721	316,613	334,756	371,212	371,663	371,971	377,223	374,840
人数	予防給付	1	1	1	1	1	1	1	2
	介護給付	109	108	120	124	124	124	126	125

◆ 予防給付



◆ 介護給付

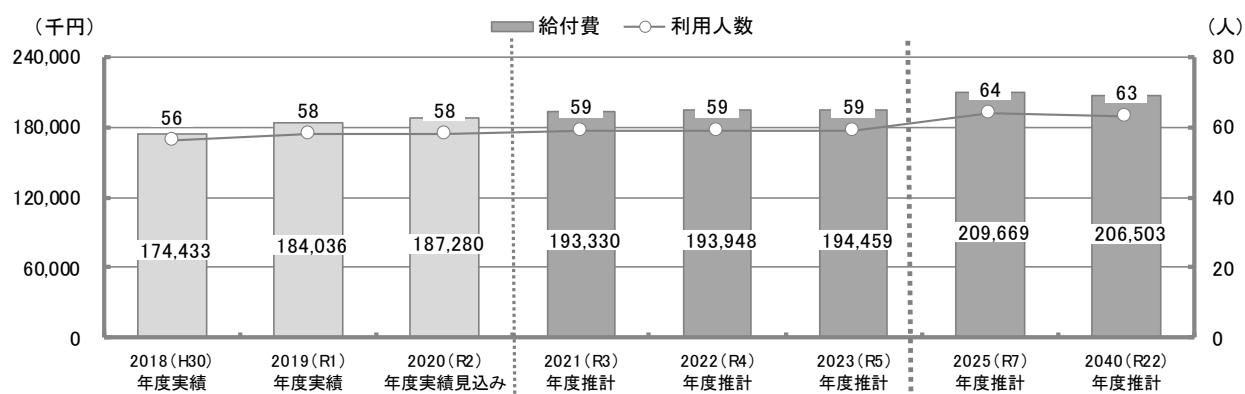


⑤ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29人以下の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）で、食事や入浴などの介護を行います。

（単位：千円/年、人/月）

		2018 (平成30) 年度実績	2019 (令和元) 年度実績	2020 (令和2)年度 実績見込み	2021 (令和3) 年度推計	2022 (令和4) 年度推計	2023 (令和5) 年度推計	2025 (令和7) 年度推計	2040 (令和22) 年度推計
給付費	介護給付	174,433	184,036	187,280	193,330	193,948	194,459	209,669	206,503
人数	介護給付	56	58	58	59	59	59	64	63

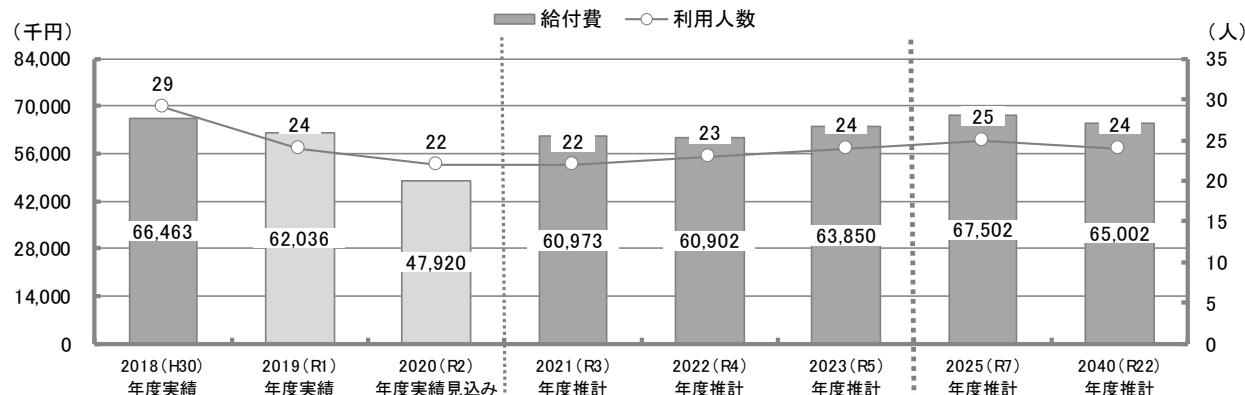


⑥ 看護小規模多機能型住宅介護

通い・泊まり・訪問介護サービスを柔軟に提供する小規模多機能型住宅介護に、訪問看護の機能を有したサービスで、介護と看護を行います。

（単位：千円/年、人/月）

		2018 (平成30) 年度実績	2019 (令和元) 年度実績	2020 (令和2)年度 実績見込み	2021 (令和3) 年度推計	2022 (令和4) 年度推計	2023 (令和5) 年度推計	2025 (令和7) 年度推計	2040 (令和22) 年度推計
給付費	介護給付	66,463	62,036	47,920	60,973	60,902	63,850	67,502	65,002
人数	介護給付	29	24	22	22	23	24	25	24

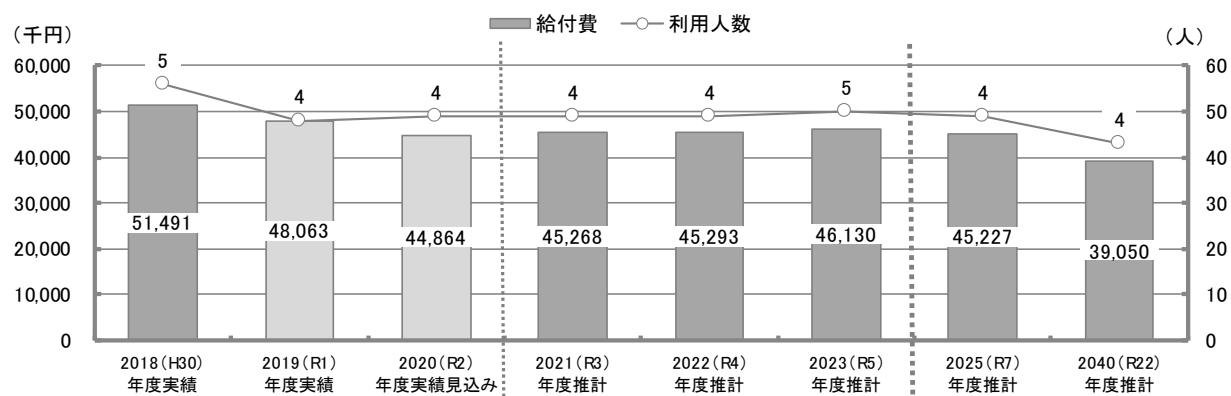


⑦ 地域密着型通所介護

通常の通所介護よりも小規模な通所介護事業所において実施するデイサービスで、少人数で生活圏域に密着した支援を行います。

(単位：千円/年、人/月)

		2018 (平成30) 年度実績	2019 (令和元) 年度実績	2020 (令和2)年度 実績見込み	2021 (令和3) 年度推計	2022 (令和4) 年度推計	2023 (令和5) 年度推計	2025 (令和7) 年度推計	2040 (令和22) 年度推計
給付費	介護給付	51,491	48,063	44,864	45,268	45,293	46,130	45,227	39,050
人数	介護給付	56	48	49	49	49	50	49	43



(4) 介護給付費

■居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービス・居宅介護支援給付費の推計 (単位:千円)

	本計画期間			合計
	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	
■居宅サービス				
訪問介護				
訪問入浴介護				
訪問看護				
訪問リハビリテーション				
居宅療養管理指導				
通所介護				
通所リハビリテーション				
短期入所生活介護				
短期入所療養介護（老健）				
福祉用具貸与				
特定福祉用具購入費				
住宅改修費				
特定施設入居者生活介護				
■地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護				精査中
夜間対応型訪問介護				
地域密着型通所介護				
認知症対応型通所介護				
小規模多機能型居宅介護				
認知症対応型共同生活介護				
地域密着型特定施設入居者生活介護				
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護				
看護小規模多機能型居宅介護				
■施設サービス				
介護老人福祉施設				
介護老人保健施設				
介護医療院				
介護療養型医療施設				
■居宅介護支援				
介護給付計				

(5) 予防給付費

■介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス・介護予防支援給付費の推計 (単位:千円)

	本計画期間			合計
	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	
■介護予防サービス				
介護予防訪問入浴介護				
介護予防訪問看護				
介護予防訪問リハビリテーション				
介護予防居宅療養管理指導				
介護予防通所リハビリテーション				
介護予防短期入所生活介護				
介護予防短期入所療養介護(老健)				
介護予防福祉用具貸与				
特定介護予防福祉用具購入費				精査中
介護予防住宅改修				
介護予防特定施設入居者生活介護				
■地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護				
介護予防小規模多機能型居宅介護				
介護予防認知症対応型共同生活介護				
■介護予防支援				
予防給付費計				

(6) 標準給付費等

■標準給付費等の推計 (単位:千円)

	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	合計
標準給付費見込額				
総給付費				
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)				
特定入所者介護サービス費等給付額				
特定入所者介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額				
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)				精査中
高額介護サービス費等給付額				
高額介護サービス費等の見直しに 伴う財政影響額				
高額医療合算介護サービス費等給付額				
算定対象審査支払手数料				
審査支払手数料一件あたり単価				
審査支払手数料支払件数				

(7) 地域支援事業費

■地域支援事業費の推計

(単位：千円)

	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	合計
地域支援事業費				
介護予防・日常生活支援総合事業費				
訪問介護相当サービス				
通所介護相当サービス				
通所型サービス C				
介護予防ケアマネジメント				
介護予防把握事業				
介護予防普及啓発事業				
地域介護予防活動支援事業				
一般介護予防事業評価事業				
地域リハビリテーション活動支援事業				
上記以外の介護予防・日常生活総合事業				精査中
包括的支援事業 (地域包括支援センターの運営)				
及び任意事業費				
包括的支援事業 (地域包括支援センターの運営)				
任意事業				
包括的支援事業（社会保障充実分）				
在宅医療・介護連携推進事業				
生活支援体制整備事業				
認知症初期集中支援推進事業				
認知症地域支援・ケア向上事業				
地域ケア会議推進事業				

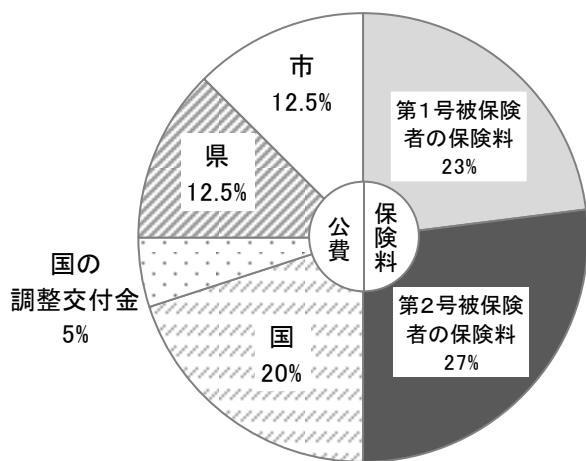
2 介護保険料基準額の設定

(1) 保険料の設定にあたって

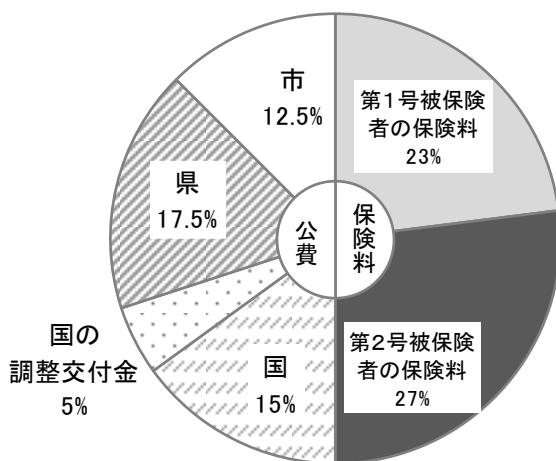
① 介護保険給付費の財源

介護保険事業に必要な法定サービスにかかる給付費はサービス利用時の利用者負担を除き、50%を保険料、50%を公費で負担します。第8期計画期間（2021（令和3）年度～2023（令和5）年度）においては、第1号被保険者（65歳以上のかた）に保険給付費の23%を保険料として負担していただきます。

◆居宅給付費の財源構成



◆施設等給付費の財源構成



※施設等給付費とは、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院および特定施設入居者生活介護の一部と審査支払手数料の一部にかかる給付費を示し、それ以外のサービスにかかる給付費は居宅給付費に含みます。

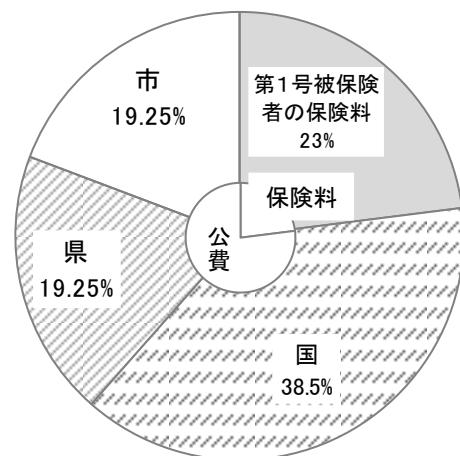
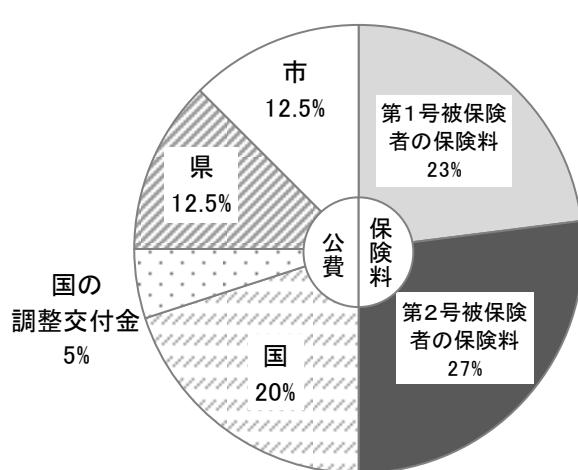
※公費のうち国の調整交付金は、市町村間の第1号被保険者の保険料格差を是正するために交付されるものであり、第1号被保険者に占める後期高齢者の割合や所得分布の状況により変動する仕組みとなっています。

② 地域支援事業費の財源

地域支援事業は、「介護予防・日常生活支援総合事業」と「包括的支援事業・任意事業」に分かれています。

介護予防・日常生活支援総合事業の給付費については、介護給付と同様に、公費、第1号被保険者の保険料、第2号被保険者の保険料で構成されています。包括的支援事業・任意事業については、第2号被保険者を除いた費用負担となっています。

◆介護予防・日常生活支援総合事業費の財源構成 ◆包括的支援事業・任意事業費の財源構成



(2) 第1号被保険者保険料

① 費用の負担割合

介護保険財源は、公費と保険料とで50%ずつを負担します。公費分は、国、県、市がそれぞれ分担して負担し、保険料は第1号被保険者および第2号被保険者が負担します。

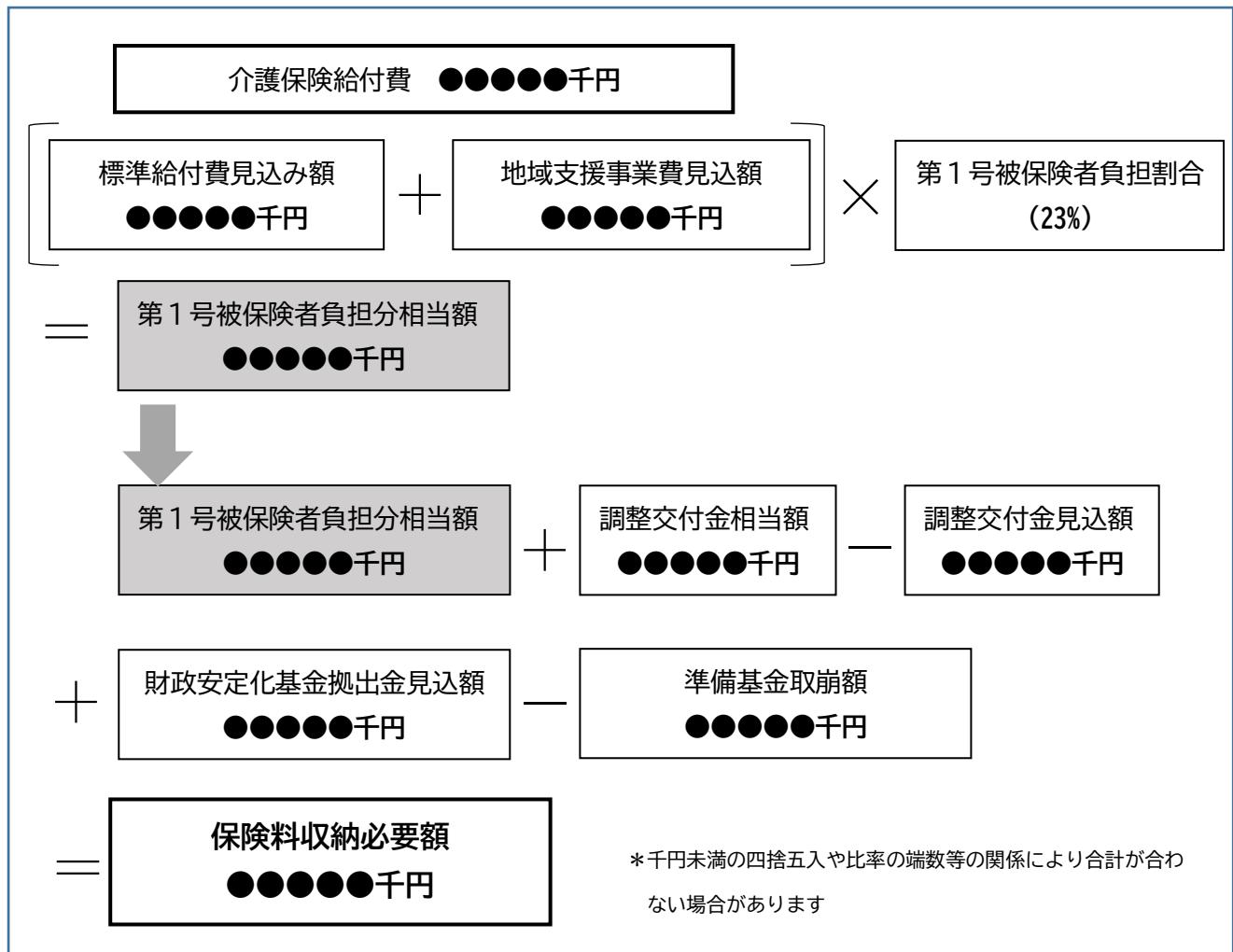
負担割合は、3年ごとに政令で定められており、第1号被保険者と第2号被保険者の人数比に応じて設定されます。

また、後期高齢者の割合や所得段階の割合により、保険者間で保険料に格差が生じないようにするために、調整交付金が設けられています。

② 保険料収納必要額の算定

標準給付費および地域支援事業費のうち、第1号被保険者の介護保険料で負担する割合(23%)を乗じて算出した第1号被保険者負担分相当額に、調整交付金や準備基金取崩額等を加減して、保険料収納必要額を算出します。

【保険料収納必要額の算定】



※調整交付金=調整交付金は、「第1号被保険者に占める後期高齢者の加入割合の違い」および「第1号被保険者の所得段階別加入割合の違い」といった、保険者の責めによらない要因により生じる第1号保険料の水準格差を全国ベースで平準化するために交付されています。2018（平成30）年度より、調整交付金における年齢区分について、①65～74歳、②75～84歳、③85歳以上の3区分に細分化されています。

※準備基金取崩額=「準備基金（介護保険給付費等準備基金）」とは、市町村において第1号被保険者保険料の余剰分を積み立てておくための基金であり、取り崩して保険料軽減に活用できます。

※財政安定化基金=「財政安定化基金」とは、介護保険財政が悪化する場合や、赤字を穴埋めするために市町村が一般会計から繰入れを余儀なくされるというような事態を回避するため、市町村に対して資金交付や資金貸付を行うことを目的に、都道府県に設置された基金です。

③ 第8期の介護保険料の算定

第1号被保険者の保険料（月額）は次のとおりです。なお、所得段階は現行の9段階を継続します。

保険料基準月額＝保険料収納必要額（●●●千円）÷予定保険料収納率（●●%）÷所得段階別加入割合補正後被保険者数（●●●人＝2021（令和3）～2023（令和5）年度の合計）÷12月

※所得段階別加入割合補正後被保険者数とは、第1号被保険者の介護保険料の所得段階における人数に段階別の基準額の割合を掛け合わせた人数

保険料基準月額：●●●●円（年額●●●●円）

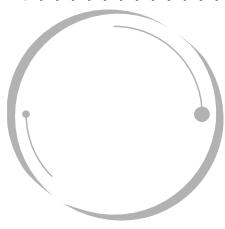
【所得段階別対象者数の見込みと基準額に対する割合】

(単位：人)

所得段階	対象者	基準額に対する割合	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	合計	所得段階別 加入割合 補正後被 保険者数
1	・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税 非課税で、老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税 非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得を控除した額）の合計が80万円以下の人	0.50 (0.3)					
2	・世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得を控除した額）の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.675 (0.5)					
3	・世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得を控除した額）の合計が120万円を超える人	0.75 (0.7)					
4	・本人が市民税非課税（世帯で課税者あり）で、本人の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得を控除した額）の合計が80万円以下の人	0.875					精査中
5	・本人が市民税非課税（世帯で課税者あり）で、本人の課税年金収入額と合計所得金額（年金収入に係る所得を控除した額）の合計が80万円を超える人	1.00 基準額					
6	・本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が120万円未満の人	1.20					
7	・本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	1.25					
8	・本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が190万円以上500万円未満の人	1.50					
9	・本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が500万円以上の人	1.75					
合計							

※消費税率10%への引き上げに伴い、市民税非課税世帯（第1段階～第3段階）の保険料について、公費により（ ）内の保険料率への軽減が継続されます。

※合計所得金額・・・平成30年度税制改正に伴う介護保険制度における所得指標の見直しが行われます。



資料編

| 1 坂出市高齢者福祉計画および第8期介護保険事業計画について（提言）

2 計画策定の経過

月日	内 容
令和2年	2月～3月 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施
	1月～4月 在宅介護実態調査実施
	7月9日 ○第1回 坂出市高齢者福祉計画等策定協議会 ・「坂出市高齢者福祉計画および第8期介護保険事業計画」の概要について ・坂出市における高齢者を取り巻く現状について ・「坂出市高齢者福祉計画および第7期介護保険事業計画」の進捗について ・策定協議会の進め方
	8月27日 ○第2回 坂出市高齢者福祉計画等策定協議会 ・「坂出市高齢者福祉計画および第7期介護保険事業計画」の進捗に関する質問・意見について ・第8期介護保険事業計画の基本指針（案）について ・「坂出市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果報告について ・「坂出市在宅介護実態調査」の結果報告について
	8月～9月 介護サービス事業者等へのアンケート調査実施 介護サービスへの取組意向がある事業者に対するヒアリングを実施 地縁組織、各種団体等へのアンケート調査実施
	10月15日 ○第3回 坂出市高齢者福祉計画等策定協議会 ・介護サービス事業者ヒアリング調査結果報告について ・介護サービス給付費の分析と今後の考え方について ・「坂出市高齢者福祉計画および第8期介護保険事業計画」の体系・骨子の検討について
	11月26日 ○第4回 坂出市高齢者福祉計画等策定協議会 ・関係各課ヒアリング調査結果について ・高齢者人口等推計について ・介護サービス基盤整備について ・「坂出市高齢者福祉計画および第8期介護保険事業計画」骨子（案）について
	10月～11月 庁内関係各課への意見聴取実施
	12月17日 ○第5回 坂出市高齢者福祉計画等策定協議会 ・「坂出市高齢者福祉計画および第8期介護保険事業計画」（素案）について ・第8期介護保険料（案）について
令和3年	1月14日 ○第6回 坂出市高齢者福祉計画等策定協議会 ・「坂出市高齢者福祉計画および第8期介護保険事業計画」（素案）について
	1月～2月 パブリックコメントの実施
	2月 坂出市高齢者福祉計画および第8期介護保険事業計画について（提言）
	3月 介護保険条例改正 議会への報告

3 坂出市高齢者福祉計画等策定協議会設置要綱

坂出市高齢者福祉計画等策定協議会設置要綱

平成14年3月1日

要綱第5号

(設置)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）および介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき、坂出市高齢者福祉計画を見直し、および坂出市介護保険事業計画を策定するため、坂出市高齢者福祉計画等策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、保健・福祉・医療関係者、市民団体、市民代表等をもって構成し、市長が委嘱し、または任命する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、第1条に定める目的が達成されたときまでとする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

(関係者の出席等)

第6条 協議会において必要があると認めたときは、関係者に対し、会議に出席を求め、意見または資料の提出等を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉事務所かいご課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成14年3月1日から施行する。

付 則（平成29年4月1日要綱第10号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

4 坂出市高齢者福祉計画等策定協議会委員名簿

区分	氏 名	所 属 団 体	備考
学識経験者	真鍋 芳樹	香川大学アドミッションセンター教授	会 長
高齢者地域生活支援推進委員会	医療関係者	佐藤 融司	坂出市医師会 職務代理人
	医療関係者	香川 雅俊	坂出市歯科医師会
	市民代表	大林 市子	第1号被保険者(65歳以上)
	市民代表	多田羅 和美	第2号被保険者(40歳~65歳未満)
	福祉関係	宮本 さゆり	介護支援専門員
各種団体等推薦	福祉関係	川崎 泰弘	坂出市老人クラブ連合会会长
	福祉関係	入江 正憲	坂出市民生児童委員協議会連合会会长
	福祉関係	野方 宏志	坂出市福祉老健施設連絡協議会副会長
	福祉関係	寺坂 政喜	坂出市社会福祉協議会事務局長
	市民団体	藤井 正和	坂出市連合自治会会长
	市民団体	多田羅 廣子	坂出市婦人団体連絡協議会副会長
市民代表	亀井 君枝	介護保険サービス利用者	
市民代表	井上 島子	市民公募	

5 用語解説

あ行

■ IADL (Instrumental Activity of Daily Living)

手段的日常生活動作の略で、日常生活上の複雑な動作のことです。具体的には、買物や洗濯、電話、薬の管理、金銭管理、趣味活動、乗り物等がこれに当たります。

か行

■ 介護支援専門員（ケアマネジャー）

介護の知識を幅広く持った専門家で、介護サービスなどの利用にあたり、利用者の希望や心身の状態にあったサービスが利用できるよう支援します。

■ 介護相談員

介護サービスの質の向上を図るため、市長が委嘱し、介護保険施設等へ派遣する人で、介護サービス利用者の疑問や不安の解消を図るとともに、利用者とサービス提供事業者との橋渡しを行います。

■ 介護予防サポーター

地域の高齢者の健康づくりや、介護予防の取り組みをするボランティアです。

■ 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援者の多様な生活支援ニーズに対応するため、従来介護予防給付として提供されていた全国一律の介護予防訪問介護および介護予防通所介護を、市町村が地域の実情に応じて実施する地域支援事業に移行し、要支援者自身の能力を最大限生かしつつ、既存の介護保険事業所のほかNPOやボランティア等による多様なサービスを総合的に提供する仕組みとして、介護保険法の中に位置づけられたものです。訪問型・通所型サービス等からなる介護予防・生活支援サービス事業や、介護予防普及啓発事業等からなる一般介護予防事業などのサービスがあります。

■ かかりつけ医

家族ぐるみで健康や病気のことを気軽に相談したり、身体に不調があるときにいつでも診察してくれる身近な医師であり、初期患者の問題を的確に把握し、適切な指示、緊急に必要な処置の実施、他の医師への紹介を行い、個人や家庭での継続的な治療について主治医としての役割を果たす医師です。

■ 香川県高齢者保健福祉計画

老人福祉法、介護保険法に基づいて、高齢者の保健福祉分野に関して、香川県の取り組み方針や施策、県全体のサービス見込量などを定めた計画です。

■ 香川県保健医療計画

医療法、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、良質かつ適切な医療を持続可能な形で提供できる体制の整備について定めた計画です。

■ ケアプラン（居宅サービス計画）

要支援・要介護者が自立した生活を行うための援助を目的として、本人や家族の心身の状況や生活の環境などに配慮し、利用する介護サービスの種類や内容を定めた「介護サービスの利用計画」のことです。

■ ケアマネジメント（居宅介護支援サービス）

要介護者等が介護サービスを適切に利用できるよう、本人の心身の状況や置かれている環境、その家族の希望等を勘案し、利用する介護サービスの種類・内容等を定めた計画を立てて、必要な介護サービスの提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡・調整、その他の便宜の提供等を行うものです。

■ 軽費老人ホーム

家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な60歳以上（夫婦の場合、どちらか一方が60歳以上）の人が低額な料金で利用できる施設です。経過的軽費老人ホームとして、食事を提供するA型と、自炊を原則とするB型があり、経過的軽費老人ホーム（A型・B型）については、建替えなどの機会に軽費老人ホームに移行することとされています。

■ 健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。平均寿命が「何年生きられるか」という指標であるのに対し、「自立して健康に暮らす」という生活の質を捉えた指標です。

■ 権利擁護

高齢や障がいなどのため自分で判断することが不十分な人に代わって、援助者が代理として財産管理や契約行為などの権利行使し、本人の不利益とならないよう支援することをいいます。

■ コーホート変化率法

各コーホート（同じ年に生まれた人びとの集団）について、自然増減要因と社会増減要因を区別せず、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

■ 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法に基づき、幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や地域における子ども・子育て支援の充実などについて定めた計画です。

さ行

■ サービス付き高齢者向け住宅

生活支援のためのサービスを提供する賃貸等の住まいで、床面積やバリアフリーなど、構造や設備が一定の要件を満たし、県の登録を受けた住宅です。

■ 市民後見人

弁護士や司法書士、社会福祉士などの資格は持たないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い地域住民の中で、一定の講座を受講して成年後見に関する知識・態度を身に付け、成年後見人等として家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や介護サービス契約などの法律行為を行う人です。

■ 生涯学習

自己の充実・啓発や生活の向上のために、自発的意志に基づき、自己に適した手段・方法で生涯を通じて行う学習のことをいいます。職業的なものから趣味的、社会的なものまで広い範囲のものを生涯学習と呼ぶことができます。

■ 障がい者福祉計画

障害者基本法に基づき、障がい者施策の基本的な方向性や総合的・長期的な目標を定めた計画のことです。

■ 障がい福祉計画

障害者総合支援法に基づき、障がい福祉サービス等の見込量や提供体制の確保策などを定めた計画のことです。

■ 食育推進計画

食育基本法に基づいて、望ましい食生活を実践するための行動指針を定めた計画のことです。

■ シルバー人材センター

定年退職後の高齢者に対して、地域社会の日常生活に密着した臨時的・短期的な仕事を確保し、これらを提供することにより高齢者の就業機会の増大を図り、併せて活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としています。

■ 生活支援コーディネーター

生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備とその充実を目的に、①資源開発、②ネットワークの構築、③ニーズと取り組みのマッチングといったコーディネート機能を担います。

■ 成年後見制度

判断能力の十分でない認知症高齢者等で、頼りになる身寄りのない人の財産などの権利を守る制度のことをいいます。

た行

■ 第2次坂出市健康増進計画

市民一人ひとりが自らの健康課題をみつけ、健康づくりに主体的に取り組むとともに、家庭や地域など社会全体で一体となって、市民の健康づくりを推進していくための計画です。計画期間は、2015（平成27）年度～2024年度です。

■ 団塊の世代

昭和22～24年（1947～49年）ごろの第1次ベビーブーム期に生まれた世代。他の世代と比較して人口が非常に多いことから、この名称が付けられています。

■ 地域共生社会

制度・分野ごとに『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。

■ 地域ケア会議

行政職員と介護サービス事業者、医療関係者、民生委員・児童委員等で構成する会議です。個別ケースを多職種で多様な視点により検討し、課題解決を支援する「地域ケア個別会議」と地域課題の把握、政策形成等につなげる「地域ケア推進会議」とがあります。

■ 地域福祉活動計画

社会福祉協議会が中核的役割を担い、地域住民、社会福祉に関する活動を行う人（個人・グループ・団体等）、社会福祉を目的とする事業者および行政機関などと協力し、民間サイドからの福祉のまちづくりを進めるための活動および行動を定めた計画です。

■ 地域福祉計画

社会福祉法の規定に基づいて策定されるもので、市町村地域福祉計画と都道府県地域福祉支援計画からなります。このうち、市町村地域福祉計画は、地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項、および地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項等を定めます。

■ 地域包括ケアシステム

地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まいおよび自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいいます。

■ 地域包括ケア「見える化」システム

都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システムです。介護保険に関連する情報をはじめ、地域包括ケアシステムの構築に関するさまざまな情報が本システムに一元化され、かつグラフ等を用いた見やすい形で提供されています。

■ 地域マネジメント

地域の実態把握・課題分析を通じて、地域における共通の目標を設定し、関係者間で共有するとともに、その達成に向けた具体的な計画を作成・実行し、評価と計画の見直しを繰り返し行うことで、目標達成に向けた活動を継続的に改善する取り組みです。

な行

■ 日常生活自立支援事業

認知症高齢者等が地域で安心して生活を送れるよう、社会福祉協議会において、福祉サービスの利用手続きの援助や日常的な金銭管理を行っています。

■ 認知症ケアパス

認知症のかたが、認知症を発症したときから、その進行状態にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるのか、機関名やケア内容を掲載したものです。

■ 認知症センター

認知症について正しい知識を持ち、認知症のかたや家族を応援し、普段の生活の中でできる手助けを行うボランティアです。

■ 認知症疾患医療センター

認知症の鑑別診断、専門医療相談、身体合併症への対応、医療情報の提供等を行うとともに、地域の保健医療・介護機関等との連携を担う中核機関として指定を受けた医療機関です。

■ 認知症初期集中支援チーム

認知症のかたやその家族を対象に家庭を訪問し、初期段階におけるアセスメントの実施、認知症の症状や病気の進行に沿った対応方法の説明、在宅ケアの提供、家族に対する助言などを行い、一定期間、集中的に本人や家族に関わるチームです。

は行

■ バリアフリー

道路や建築物の入口の段差などの解消や、読みやすい大きな文字・点字での表示など、高齢者、障がいのある人などの社会参加や自立を困難にしている物理的、社会的、制度的、情報的な障壁（バリア）を除去し、すべての人が暮らしやすくする概念をいいます。

■ PDCAサイクル

計画（Plan）を実行（Do）し、評価（Check）して改善（Action）に結び付け、その結果を次の計画に生かすプロセスのことです。

■ 避難行動要支援者

高齢者や障がい者等のうち、災害時に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する人です。

■ 福祉避難所

災害時に、高齢者、障がい者、妊娠婦、乳幼児など特別な配慮を必要とする人を受け入れるため、市町が指定する避難所です。配慮を必要とする人の円滑な利用の確保や相談体制の整備など一定の指定基準があります。

ま行

■ まちづくり基本構想

まちづくりの理念や将来都市像を定め、市民と行政の共働によるまちづくりを進めるために定めた指針で最上位計画となるものです。

■ まち・ひと・しごと創生総合戦略

本市の豊かな地域資源を活用し、実効性のある地方創生の取り組みを進め、「働きたい住みたい子育てしたいまち」の実現をめざすものです。対象期間は、2020（令和2）年度～2024（令和6）年度です。

■ 民生委員

社会福祉の増進を任務とし、地域住民の生活実態調査や要保護者への保護指導、社会福祉施設への連絡・協力などを行います。

や行

■ 有料老人ホーム

高齢者を対象とした住居であり、介護、食事の提供、洗濯掃除等の家事、健康管理等のサービスを提供する施設です。

■ 養護老人ホーム

環境上および経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の人 の入所施設です。入居者を養護し、自立した生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導および訓練その他の援助を行うことを目的としています。